

平成19年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成20年3月



杉並区

はじめに

「杉並区外部評価委員会」は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として区長からの委嘱を受け、平成14年9月に発足しました。今年度の行政評価は、平成11年度に開始した事務事業評価から数えて9回目、外部評価は6回目となり、杉並区の行政評価制度は一定のスタイルを確立してきました。

今年度の行政評価においては、従来の区民1000人への郵送によるアンケートに加え、同じ質問内容でのインターネットアンケートを試行するなど、より区民の意見を反映させる仕組みづくりを目指している点は評価に値します。また、行政評価報告書で、過去の外部評価に対する対処結果を掲載していますが、今後も引き続き区民への説明責任を果たしていくとともに、より一層開かれた区政運営を目指す必要があります。

さらに、今年度から本格実施された「杉並行政サービス民間事業化提案制度」においては、民間事業者等に対し区の全事務事業の内容について分かりやすく公表する必要があると、行政評価の果たす役割は大きなものとなっています。

本報告書では、杉並区に対する改善すべき事項を指摘しておりますが、こうした当委員会の報告が区政の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成19年度外部評価の結果を報告します。

平成20年3月

杉並区外部評価委員会委員一同

目 次

第1章 平成19年度外部評価の概要 1

- 1 評価対象 1
- 2 評価視点 2

第2章 杉並区行政評価制度に関する提言 3

- 1 適切な成果指標の設定 3
- 2 協働・委託等への取組み 4
- 3 予算編成等との連携の確保 4
- 4 区民アンケートへの取組み 4
- 5 二次評価の充実 5
- 6 職員の意識の向上と組織の活性化 5
- 7 さらなる発展のために 5

第3章 平成19年度外部評価結果のまとめ 7

- 1 施策の方向性 7
- 2 外部評価結果(概要)一覧 8
- 3 政策・施策評価に対する外部評価結果 14
- 4 区民アンケートに対する外部評価結果 66
- 5 財団等経営評価に対する外部評価結果 78
- 6 行政評価に対する総括意見 83

資料編

- 資料1 政策・施策の体系 86
- 資料2 外部評価委員会委員名簿 88
- 資料3 平成19年度外部評価委員会の活動 88
- 資料4 杉並区外部評価委員会設置要綱 89

第1章 平成19年度外部評価の概要

杉並区では、平成19年度に行った政策評価、施策評価及び財団等経営評価（以下「内部評価」）について、杉並区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」）により、第三者の視点から再評価（以下「外部評価」）を行っている。

1 評価対象

杉並区は、区が行っているすべての政策、施策、事務事業に対する行政評価と、区が財政的な支援などを行っている9団体に対する経営評価を行った。外部評価では限られた時間と労力の中で、これらすべてを対象に行うことは、困難であり、一定の政策・施策を抽出して検証することでも、合理的な検証を行うことは可能であると考え、下表のとおり実施した。

< 評価対象数 >

	政策	施策	事務事業	財団等
内部評価対象数	22政策	72施策	857事務事業	9団体
外部評価対象数	6政策	20施策	-	5団体

(1) 政策・施策評価

杉並区は、各部に二次評価部門を設置し、各課が行った政策・施策評価に対して二次評価を実施している。また、行政評価への区民参画の一環として、区民による評価をアンケートにより実施している。外部評価委員会では、その効果を検証し、課題の洗い出しと今後の方向性を示すために、政策については各分野から一つ、施策については政策を構成する全ての施策を評価対象として選定した。評価にあたっては、施策を構成する事務事業を参照し、事務事業、施策、政策を体系的に評価した。

(2) 財団等経営評価

杉並区が出資や財政支援、人的支援などの援助を継続的に行っている団体から、各委員が1団体を選択し評価対象とした。

(参考)財団等経営評価に対する外部評価

団 体 名	外部評価実施団体			
	16年度	17年度	18年度	19年度
財団法人 杉並区勤労者福祉協会				
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団				
財団法人 杉並区スポーツ振興財団				
社団法人 杉並区シルバー人材センター				
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会				
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク				
杉並区文化・交流協会	/			
杉並区文化協会				
杉並区交流協会				
杉並師範館				

2 評価視点

外部評価では、区や財団等が実施した内部評価などを基に、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取り組みがなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価した。

(1) 政策評価・施策評価

行政運営には、事業ごとの目的を明確にし、目標を設定して計画的に取り組むことが求められる。そこで、外部評価では、“施策の成果指標の設定と取り組み状況は適切であるか”協働等によってサービスの質の向上や効率化に努めているか”区民アンケートの結果から住民ニーズにあったものであるか”今後の施策の方向性はどうあるべきか”などを視点に評価した。

(2) 財団等経営評価

財団等の団体は、それぞれ設立の趣旨や目的に沿って、公平性を持って活動してきた経緯がある。しかし、社会状況の変化に伴い、財団等の存在意義や目指すべきものは、当然に変化していかなければならない。外部評価委員会では、補助金支出など区の財団等への関与の必要性や財団等が社会情勢を的確に捉え、中長期的な戦略に基づき、“真に行うべき事業を選択して行っているか”“質の高いサービス提供に努めているか”“経営の効率化は進んでいるか”“安定した経営基盤の基に自立性を高めているか”などを視点に評価した。

第2章 杉並区行政評価制度に関する提言

杉並区の行政評価は、平成11年度の制度導入当初から、より充実した内容になるよう見直しに取り組み、毎年度着実に改善が加えられてきている。

平成17年度からは、決算審議に先立ち行政評価報告書(速報版)を公表するほか、「区民アンケートによる行政評価」を実施するなど、絶えず見直し・改善を図っている前向きな姿勢は評価できる。

また、杉並区が独自に取り組む「杉並行政サービス民間事業化提案制度」や、指定管理者制度の導入など、協働や民営化・民間委託の推進において、行政評価の結果が活用され、行政評価と区政改革を連動させる仕組みが出来上がりにつつあるともいえる。

人口減少社会が到来し、少子高齢化が急速に進展する中で、区民が望む地域社会をつくるため、行政は区民ニーズを的確に捉え、効率性が高く、質の高い区民サービスの提供に向けた取り組みが今まで以上に求められる。

本章では、外部評価の実施結果を踏まえながら、引き続き改善が必要であると考えられる課題を指摘する。

1 適切な成果指標の設定

施策と事務事業の成果指標については、目的を的確に示す指標の選定が必要である。杉並区では、「予算事業」と「行政評価の事務事業」の再編を行い、平成20年度予算から予算と事務事業評価の事業単位を一致させ、予算説明においても事業や施策の成果指標を示している。これにより、区民にとっても予算の目的が明確になり、事業や施策が身近に感じられるようになった。今後は、より適切な成果指標の設定を期待する。

「区政チェック指標」は、区民の視点から杉並区の状況の概略を把握するための指標であり、指標値の推移や他都市との比較をすることにより、杉並区政の状況を多角的に捉え、今後の区政の方向性や目標達成のための区の考え方を区民に伝えるものである。昨年度、区の中長期計画の改定などにあわせて、時代に即した指標となるよう見直すことも必要である旨指摘し、一部見直しがなされているが、今後も引き続き、より適切な指標設定に向けた検討を期待する。

2 協働・委託等への取組み

杉並区は、平成22年度までに区の事務事業の6割を協働や民営化・民間委託で実施するという目標を掲げている。平成16年度から事務事業評価表の項目に、協働等の項目を新設するなど、目標達成のためのツールとして行政評価を活用している。今年度は、「杉並行政サービス民間事業化提案制度」により、新たに2事業が外部委託となったが、杉並区独自の取り組みとして全国的にも注目を集めている当該制度がより一層活用され、民営化・民間委託等により、今まで以上に質の高い住民サービスが効率的に提供されることを期待する。

3 予算編成等との連携の確保

杉並区の行政評価において、長年の課題となっていた「予算・決算事業」と「行政評価事業」の不一致を改善すべく、全庁的な規模で事業の再編を行い、平成20年度予算からは事業単位を統一した。これにより行政評価と決算が一体的に行われ、また予算編成にも連動される仕組みが完成し、PDCAサイクルの明確化や、行政の透明性の飛躍的な向上が期待される。20年度の行政評価は、19年度の事業に対する評価であり、本来なら従来の事業単位をベースに評価が行われるところであるが、前述の効果を鑑み、今回の事業の再編を先取りし、新たな事業単位に組み替えて評価を行うことを検討されたい。

4 区民アンケートへの取組み

平成17年度から、区民アンケートを行っており、区が行う「自己評価」と「二次評価」、当委員会による「外部評価」、行政サービスの受益者である「区民による評価」という多角的な視点による評価の体系が出来上がり、行政評価システムとしては一つの完成された形に近づいている。今年度は、インターネットを活用した区民アンケートを試行した。結果は、回答者数が少なく、データの活用とまでは至らなかったが、行政評価を絶えず進化させるための新たな試みとしては評価できる。

行政評価には、区民による評価は欠かせないものであり、アンケートは区民感覚を知る貴重な客観的データの収集手段であるとともに、区民が区政に関心を持ってもらうための有効な取組みでもある。

来年度は実施方法の見直しなどを行い、より多くの区民が区政に参加できる仕組みづくりや、世代別、家族構成別など、回答者の属性による分析を行うなどの改善が望まれる。

5 二次評価の充実

各分野の部長を中心とした管理職により構成される「二次評価部門」において、政策・施策の二次評価を実施しているが、各部において、政策・施策・事業の有効性、今後の方向性などについて、ディスカッションし、評価を行うことは、大変有意義なことである。二次評価部門においては、各部の主体性を発揮し、政策・施策について、適切な評価を行い、部が目指すべき方向性を明確に示していくことが求められる。二次評価部門による評価は、今年度で3年目となったが二次評価と部配当予算の連動が図られているかなどの検証も必要である。

二次評価の意義を高めるためにも課題を整理し、来年度に向け実施方法を検討していくことを期待する。

6 職員意識の向上と組織の活性化

平成17年度の外部評価において、区は経営改革に積極的に取り組み、大きな成果を上げている一方で、区政チェック指標のひとつである、「区職員のやる気指数」が下降を続けていることに対して、緊急に解決すべき課題ではないかと指摘した。職員のやる気指数は、平成14年度の85%をピークに下降を続け、今年度は、68%まで下がっている。『区民が満足するサービス』を提供するためには、職員一人ひとりの前向きな取り組みが必要であり、そのためには職員の“やる気”は、不可欠なものである。

区は今年度、全職員に対する大規模なアンケート調査を行ったが、この結果を分析し、職員の意欲向上と組織の活性化のために必要な対応策が講じられることを期待する。また、行政評価についても義務的な意識ではなく、業務の改善に結びつけるという明確な目的意識を持って取り組んでいるかなどを検証し、職員がより前向きに取り組めるよう改善を行う必要がある。

7 さらなる発展のために

行政評価報告書は、数値比較やグラフ化など、区民に分かりやすいものとなってきているが、より多くの区民の目にとまるように一層の工夫が必要である。

杉並区の行財政改革への取り組みは、全国の自治体の中でも最先端にあると評価できる。平成17年度から実施している「杉並行政サービス民間事業化提案制度」の導入など、先駆的な取り組みを絶えず研究し、実現する行政運営は特筆に値する。

今後も、常に職員が改革意識を持ち、五つ星の区役所を目指した区政経営が望まれる。

当委員会のこの提言が区政運営に活かされ、杉並区政がさらに発展することを心から期待したい。

第3章 平成19年度外部評価結果のまとめ

1 施策の方向性

杉並区の施策評価では、成果指標を掲げ、その達成度や区民の満足度、コストなど様々な角度から事業の評価を行なっている。これらを総合的に評価して、さらに施策の方向性として下記の6項目に、施策を分類している。

今後の施策の方向性は、次年度以降の事業のあり方に大きな影響を与えるもので、外部評価委員会でも重ねて同様の評価を行うものである。

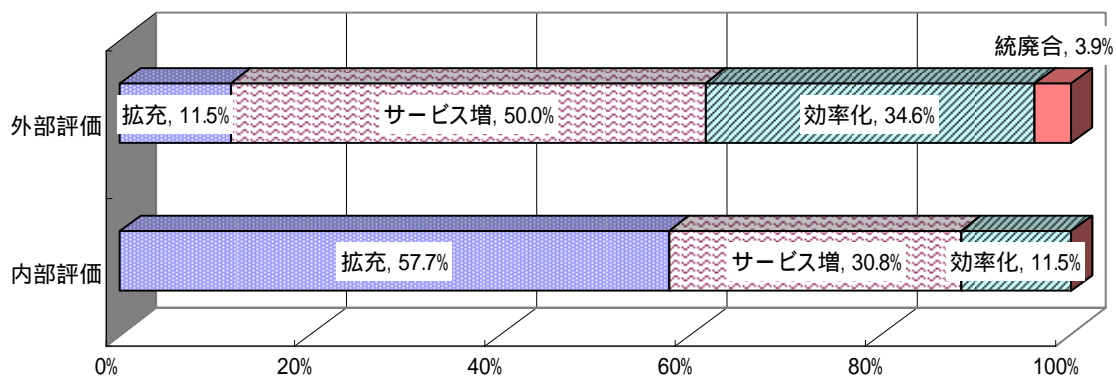
< 施策の方向性 >

- 拡充・・・・・・・・・・コストを増やして、成果をさらに上げるべきもの
- サービス増・・・・・・・・コストはそのまま、成果をさらに上げるべきもの
- 改善の余地なし・・・・・・・・コスト・成果ともに現状を維持すべきもの
- 効率化・・・・・・・・・・コストを減らして、成果を維持すべきもの
- 縮小・・・・・・・・・・コストを減らして、事業規模を縮小すべきもの
- 統廃合・・・・・・・・・・抜本的に見直して、廃止か他の事業と統合すべきもの

< 施策の方向性の評価結果 >

	外部評価	内部評価
拡充	3	15
サービス増	13	8
改善の余地なし	0	0
効率化	9	3
縮小	0	0
統廃合	1	0

施策評価の内部評価・外部評価結果グラフ



2 外部評価結果（概要）一覧

（1）政策・施策評価に対する外部評価結果

政策	施策	対象名	ページ	内部評価	外部評価
1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために			14		
	2	適正な土地利用と住環境の整備	16	サービス増	サービス増
	3	住民参加のまちづくり	18	サービス増	サービス増
	4	都市機能の充実	20	サービス増	サービス増
	5	道路交通体系の整備	22	拡充	サービス増
	6	交通安全の推進	24	サービス増	サービス増
	7	自転車問題の解決	26	拡充	効率化
	8	住宅施策の推進	28	効率化	サービス増
3 うるおいのある美しいまちをつくるために			30		
	12	水辺とみどりの保全・創出	32	拡充	サービス増
	13	公園づくり	34	拡充	効率化
	14	まちの景観づくり	36	拡充	拡充
	15	環境美化の推進	38	サービス増	サービス増

外部評価（要約）	対処方針（要約）
<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標と対応づけた評価が期待される。政策を実現する手段として施策が貢献しているか、地域単位の評価の積み上げが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の課題や区民ニーズを整理したうえで、政策目標と対応づけた評価となるよう改善していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・住環境に満足している区民の割合が高いことと施策の有効性とは異なる。 ・平成18年度における委託費の計画に対する実績割合は6割強であり、予定通り事業が執行されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境に満足している区民の割合は、施策目標で掲げる「良好で住みよい住環境の実現」に対する検証という観点から重要な指標の一つと考えています。 ・委託費の執行残は、住民との十分な合意形成を図る期間を設けたことなどにより、計画を延伸したものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・区民主体のまちづくりとしては停滞気味である。マンネリを打破するため事務事業を見直してはどうか。 ・委託費の執行主体になれるようNPOなどの団体育成が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりセンター」、「まちづくりファンド」などについて、事業化が可能か調査・研究いたします。 ・地域課とも連携し、地域の核となるまちづくりNPOなどの育成を視野においた施策も必要と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・類似の駅周辺との比較が必要ではないか。 ・駅周辺の都市機能は歩行者面積の確保だけでなく、安全・ゆとりとともに商業活動等の活性化にもある。駅周辺の売上額の増加なども考慮してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各駅の現状・環境が異なり、類似の駅周辺と総合的な比較は難しいが、比較可能な項目等を検討します。 ・商店街振興事業の主管課とも調整し、商業評価も加味できれば反映します。
<ul style="list-style-type: none"> ・概ね順調に進展していると思われるが、バリアフリー化の推進がもっと必要ではないか。 ・区民との協働でなされている道路・河川清掃などを推進する方策を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者優先の道路・駅前広場整備等では、バリアフリーに配慮した整備を推進していきます。 ・区民との協働による、道路緑化・清掃等を推進する方策を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び児童の交通事故件数が目標を大きく下回っており、原因を分析するべきである。通学安全指導等の予算が不足しているのか、指導外で起こっているのであれば個所を増やすべきであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対して、交通安全教室の実施等を行っているが、今後、交通事故原因の詳細な分析を行い、今後も、より効果的な方法を警察や学校と一緒に考えていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車は着実に減少しており、施策の効果が表れている。今後は質的及び効率性の改善に努めるべきではないか。民営自転車育成補助と区の駐車場運営との費用対効果の分析を行って分担の見直しを行ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の駐車場整備については公設と民設の両面で検討し、駐車場運営についても民営を含めてより効果的な方式を検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅に住むため、面積以外に老朽化・耐震化対策が完了した割合などが今後必要になってくるのではないか。 ・長期的に少子高齢化を勘案すると、空家の有効活用（信託制度など）と組み合わせた施策を検討してよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の質を計る指標となる耐震化率、バリアフリー化率などを収集・分析し、今後の住宅施策に役立てます。 ・民間住宅ストックを有効活用するため、協働による施策展開を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例の策定が予定されており、景観に対する共通意識の啓発活動を区・区民・事業者協働で行う必要がある。 ・みどりの保全にボランティア活動による自主管理が定着し始めたことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例の制定、景観計画の策定については、区民意見の提出手続きをとるとともに、関連する業界団体等、幅広く意見を聞く機会を設けるように考えていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・保護樹林の所有者に管理面の負担軽減や税制面の恩典がある市民緑地のPRを検討されたらどうか。状況の変化により、施策目標を達成するために見直しを要する事業（みどりの育成協定・苗木等の育成活用・区営苗圃の維持管理）がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既定の緑化施策の検証をしながら効果的な施策へと見直すとともに、施策に対する説明責任を果たすことや施策の推進とPRを積極的に図っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・区民との協働による公園づくりや災害時の拠点機能を付加した公園づくりは評価できる。一定面積以上の公園については、AEDの設置や応急給水施設の設置要望を東京都に提出する等、多機能化を進められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・AEDの設置については維持管理上の課題を含め検討していきたいと考えています。応急給水施設については地域防災計画によると東京都において杉並区内で区民の約54日分約83700tの飲料水を確保しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例は、区民との協働の前提として、区民意見募集手続が必要と考える。地域の景観計画策定に関しては、案作成に際し、利害関係者である地域住民の意見を求める必要があると考える。 ・違反広告物除去については、計画人数を超える区民との協働がなされており、自主的なまちづくり活動として評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例の制定、景観計画の策定については、区民意見の提出手続きをとるとともに、関連する業界団体等、幅広く意見を聞く機会を設けるようにしていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標である中杉通りと高南通りの1日の平均ポイ捨て吸殻数に数年間目立った好転はない。今後も地道な活動が期待される。また、将来的には、路上禁煙地区のみならず、喫煙所以外では区内全面禁煙とし、分煙の徹底を検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モラルの向上は地道な活動が必要な分野であり、分煙の徹底という方向で施策の推進を図っていきます。

政策	施策	対 象 名	ページ	内部評価	外部評価
6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために			40		
	24	保育の充実	42	拡充	効率化
	26	地域子育て支援の充実	44	拡充	効率化
	27	障害児の援護の充実	46	拡充	サービス増
	28	子どもの育成環境の整備	48	拡充	サービス増
23 区民生活を支える基盤整備			50		
	81	区民生活の情報基盤整備	52	サービス増	効率化
15 生涯学習の推進のために			54		
	62	生涯学習環境の整備・充実	56	サービス増	効率化
	63	図書館サービスの充実	58	拡充	サービス増
	64	消費者行政の充実	60	サービス増	拡充
19 区民と行政の協働			62		
	74	区民と行政の協働	64	効率化	統廃合

外部評価（要約）	対処方針（要約）
<p>・この政策分野は、地域ごとの自治体の財政力の格差が施策の格差となって現われることとなる。このことが子育て世帯の人口移動を促すという現象があらわれている。政策を評価する場合、杉並区としての個別の視点だけでなく、全国的あるいは東京都域内における格差の反映という側面を無視してはならない。</p>	<p>・この政策分野は、すべての子育て家庭を視野に入れ、子ども健全育成を社会的に促進するための施策の展開が求められ、さらなる施策の充実を図る考えです。子どもの医療費助成制度など子育てを経済的に支える施策は、本来国によって一律、広域的に実施されるべきと考えています。</p>
<p>・多様な保育ニーズにどこまで応えるかは、公的保育の役割の見直しに結びつくこととなる。保育事業は拡充指向となりがちだが、地域格差の拡大をふまえ、もっと明確に協働化、効率化を指向すべき。</p>	<p>・今後も待機児の解消と保護者の多様なニーズに応えるため、延長保育や乳児保育の充実などに取り組んでいきます。取り組みにあたっては、民間活力の導入による協働化などを引き続き進めていきます。</p>
<p>・地域社会の住民組織やNPOによる子育て支援活動に期待するところが大きいのだが、子育て支援ニーズの拡大のスピードに追い付けない状況であろう。企業、住民組織、NPO等に対する啓発活動が必要であり、安易に行政による支援の拡大に向かうべきではない。</p>	<p>・「子育て応援券」事業の中では、子育てしながら子育てのサポート事業を立ち上げ、活動される方もみられます。こういった動きを支援しつつ、「子育ては楽しくもあり責任もあり」という啓発活動も行っていきたいと考えています。</p>
<p>・障害児援護における各段階の評価の関連を明らかにする努力を行うべきである。今後については、少子化の影響もあるので「拡充」とはならない。相談・指導件数の高まりに対応して、施策を選別する判断力が問われるようになってきている。</p>	<p>・子どもの発達段階に合わせた療育を実施するため、発達障害児専門相談など新たな施策を実施することから、施策の方向としては拡充と考えます。各機関での評価を行い、学齢期までを含めた適切で継続的な支援策を展開していきます。</p>
<p>・杉並区のように通勤や生活に便利なところには若い子育て世帯層が集まる傾向にある。こうした状況のなかでの現象であるということ認識したうえで施策の評価を行うべきである。</p>	<p>・学童クラブの入会希望者の増加には、様々な側面があることを認識してその対応に当たってまいります。</p>
<p>・休日や夜間窓口の拡充、各証明書の自動交付機の利便性の向上等は、より一層の努力が求められる。同時に区民事務所の統廃合については、高齢化社会に対応した配慮が求められることから、区民からの十分な要請に応えられるよう慎重に進めるべきである。</p>	<p>・平成20年度には、本庁土日開庁を行い、駅前事務所とあわせて、さらにサービスの拡充を図っていきます。さらに、区民事務所・駅前事務所のあり方についても、現在総合的な視点から検討を行っていますが、より地域活動の支援を遂行できる組織・体制となるように検討していきます。</p>
<p>・本施策は構成する9事業のうち、7事業が管理・事務手続きに関わる内容であるため、大半の支出は人件費である。従って、経費の削減については、より効率化を目指す方向で検討するしかない。</p>	<p>・「人件費の効率化」について、改善を図っていきませんが、サービスの質を維持、向上させるためには、一定の費用がかかることはやむを得ない部分もあると考えています。</p>
<p>・全体的には、時代の要請に対応した内容になっている。官の力だけでなく、民の力、組織をさらに活用することを検討することが望ましい。</p>	<p>・官と民との協働については、さらに指定管理者の一層の活用やNPO・地域住民との協働により、柔軟な施策運営に努めていきます。</p>
<p>・必要度の点で疑問に思ふ事業も散見される。生涯学習の環境に本当な必要なものに絞った重点施策・事業のあり方が望ましい。もう一度、事業全体を見直し、リストラすべきものはしたうえで、再構築の必要があろう。</p>	<p>・区民等との協働により区民の学習、社会参加、スポーツ活動を積極的に推進し、誰もがいきいきと健康で暮らせる地域づくりが実現されるよう、事業全体の再構築を図っていきます。</p>
<p>・区民にとってより一層親しみの持てる図書館作りを目指してほしい。最近では、図書館時間を過ごす高齢者も多いようで、そうした新たな問題にも対応していく必要があるだろう。</p>	<p>・図書館職員の知識と接遇のレベルアップを図り、親しみやすい図書館づくりを行うとともに、地域の課題解決型図書館の一環として、今後も確実に増加する高齢者のニーズを取り込んだサービスの充実を図っていきます。</p>
<p>・真面目な消費者を対象にした悪質商法やトラブルが耐えない。こうした状況下で消費者教育を徹底するとともに、未然に防止するための情報提供は市区町村レベルの行政に最も求められる施策であり、今後も強化・拡大することが望ましい。</p>	<p>・他組織との連携を強化するために、地域包括センターなどへの定期訪問を増やし情報交換を密にしていきます。消費者講座については、消費生活サポーターの協力をえながら他組織との連携を強化します。</p>
<p>・実施されている内容は区民の意見聴取であり、協働ではない。本来「協働」の概念は、対等の立場で多様な主体が協力しながら働くことを意味し、抛って、意見を聴取した後、どのように協働しているのか、また、協働実現に向けて行政がどう対応しているのか、という内容が解る具体的事業が評価対象となるべきである。</p>	<p>・実施されている事業は区民意見の聴取であるので、施策名称の変更や、NPO・ボランティアに対する施策を含めて体系について検討していきます。</p>
<p>・事業内容に重複が見られるものは統廃合して効率化を図り、民間やNPOとの協働に積極的に取り組むべきである。</p>	<p>・本施策は、区民の区政参加の機会を拡大するため、多様な形態により実施してきているところですが、さらに効率的・効果的に行えるよう、その方法やあり方等について検討します。</p>

(2) 区民アンケートに対する外部評価結果

対 象 名	ページ	内部評価	外部評価
自転車問題の解決	66	拡充	効率化
ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	68	拡充	サービス増
保育の充実	70	拡充	効率化
NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備	72	拡充	サービス増
豊かな学校教育づくり	74	効率化	拡充
創造的な政策形成と行政改革の推進	76	拡充	効率化

(3) 財団等経営評価に対する外部評価結果

財 団 等	ページ
財団法人 杉並区勤労者福祉協会	78
財団法人 杉並区社会福祉協議会	79
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	80
杉並区交流協会	81
杉並師範館	82

外部評価（要約）	対処方針（要約）
<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車は区民の負担で撤去することになり、利己的な個人のために行政サービスを行うもの。したがって、受益者負担原則と公共空間の確保の両方の側面から考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の撤去・返還では、受益者（原因者）負担率は52%にとどまっているが、引き取りされない自転車が約4割あるため、19年度からは処分自転車の売却と集積所受付時間の延長を行いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・経費と今後の事業の方向性のバランスについては、区民は現状の経費での目標に向けて事業を拡充していくことを望んでおり、検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減等を図るため、粗大ごみ・プラスチック製容器包装回収作業の民間委託をすすめ、家庭ごみの収集についても戸別収集の実施に合わせ、段階的に民間委託を進めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育費用の負担が全区民には実感が伴わない。区民一人当たり費用の表現は区民全体で支える保育事業であり、児童一人当たり費用表現は、保護者の負担すべき保育事業という違いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育費用の負担に関する表記については、区民一人当たりの数値を示しつつ、児童一人当たりの費用について、説明の中で触れるなど、わかりやすくしていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・NPOやボランティア活動とは、市民の自発性に基くものである以上、行政の役割には限界がある。あくまで、側面・間接支援に徹する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すぎなみNPO支援センターにおいて、区内で活動するNPO法人の側面支援の取り組みを一層強化し、継続的な活動の支援を行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・「目標値が低すぎる」との回答が増加し、13%になったということから判断して、目標は高く掲げるべきだと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校が楽しい、充実している」と感じる児童・生徒の割合については、100%とすることが最終目標ですが、当面の到達目標として22年度までに85%以上とすることとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・職員1000人削減がどう妥当なのか、その結果、区政の遂行や区民サービスにどのような影響がでるのか、情報がないままに判断しているのではないだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の1000人削減は、行財政改革実施プランの推進によって実現する目標であり、区民にその必要性や影響等について、丁寧な説明を行っていきます。

外部評価（要約）	対処方針（要約）
<ul style="list-style-type: none"> ・チケット斡旋終了により事業収入が減少したため、補助金収入依存度が48.2%と高くなった。経常黒字は補助金に負うところが大きい。管理費比率25.8%が目立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の要望の把握に努め、より良いサービスの提供することにより、会員数の拡大を目指し、協会経営の健全化に努めます。また、職員数の削減、補助金支出の抑制についても、引き続き努力します。
<ul style="list-style-type: none"> ・採算性と公益性の均衡を図るのは当然であるが、事業計画における当初事業費の約7割の水準であるのは本来の活動を十分実施していないと判断される。事業別の収支が明らかにした計画と決算を行わないと分析も評価も困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対計画比7割となったのは、ホームヘルプ利用者を、最大時の利用数で見込み、収入を計上していたことによります。平成19年度は、利用者実態に合わせた予算計上とし、実態に合った収支計画に改善しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業収入に占める区からの委託事業収入の割合が高いのは改善の余地がある。自立性を高めるためにも、自主財源事業に力を入れていくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立的に発展していくためにはより主体性をもって事業を推進していく必要があります。自主財源の確保は重要な課題として位置づけており、さらに努力していく方針です。
<ul style="list-style-type: none"> ・対象が狭いこうした組織をあえて独立させた意図がわからない。この程度の規模・活動内容なら杉並区の行政組織の中で、あるいは以前の文化・交流協会の一部門として十分だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区が制約上行えない事業を担っており、文化部門、交流部門それぞれが特性を活かし、更なる発展を目指すために分離・独立したものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金依存度の高さは、本事業が事実上の直営事業（高等教育機関の運営）としてスタートしているものと考えられるので当然の結果である。ただし、今後は独立行政法人的な運営（団体の自主的な運営と成果の管理）を行うことが望ましいと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立的な運営は現時点では困難と考えています。今後は、独自財源の確保も視野に入れ、引き続き効率的な運営について努力していきます。

3 政策・施策評価に対する外部評価結果

政策 1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために

政策目標	<p>1 住宅地としての良好な環境を維持・保全すると共に、地域特性を踏まえた住環境の改善を行う。</p> <p>2 駅周辺は適正な土地利用により、商業、業務、文化などの都市機能を充実させる。</p> <p>3 道路は歩行者等の安全を重視しながら、骨格となる幹線道路や身近な生活道路の役割を明確にした道路網を整備する。</p> <p>4 誰もが利用しやすい公共交通システムを整備し、南北交通などの問題を解消し、区民が社会参加しやすい環境を整える。</p> <p>5 住宅のあり方を都市計画、福祉・教育など多面的なまちづくりの視点からとらえ、多様なニーズに対応した良質の住宅供給や住宅ストックを図る。</p>
当面の成果目標	<p>1 杉並南部区画整理事業施行区域等、基盤未整備区域について計画的なまちづくりを推進する。</p> <p>2 まちづくり条例の周知と共に、まちづくりイベント等への区民参加の推進。まちづくり活動支援事業の活用によって、区民の自主的なまちづくり活動の育成を図る。</p> <p>3 駅前広場の適正な面積確保に努め、広場としての機能を充実させるとともに、活力ある商業・業務活動につながる整備を行う。</p> <p>4 放置自転車の解消など自転車利用総合対策に関し、サイクルアクションプログラムに定めた目標数値を達成する。 駅周辺放置自転車の台数・・・22年度末までに50%削減する(15年度7,056台に対して) 自転車駐車場の利用率(平日)・・・22年度末までに85%へ引き上げる。 自転車駐車場の整備率・・・22年度末までに100%にする(整備目標台数30,200台に対して)。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>1 都市計画道路補助226号線の電線共同溝整備、西武新宿線下井草駅の南北自由通路整備などは順調に進捗している。</p> <p>2 サイクルアクションプログラムの目標 駅周辺放置自転車の台数削減 自転車駐車場利用率の向上(平日) 自転車駐車場の整備率など、17年度末までの目標値をほぼ達成したため、18年度以降の数値目標を修正し着実に推進している。</p> <p>3 区営住宅改築工事及びエレベーター設置により、住宅困窮者への住宅提供住居環境整備を着実に進めた。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>1 大規模な土地利用転換を伴う開発行為について、区民や事業者との協議を進める中、適切な指導・誘導により、適正な土地利用の実現と、良好な住環境を実現していく。</p> <p>2 地区計画の原案の申し出やまちづくりに関わる協議会の設置など、「まちづくり条例」に定められた住民によるまちづくり活動を積極的に推進することで、住民主体のまちづくりの実現を図る。</p> <p>3 快適な駅周辺のまちづくりを実現するために、民間事業者との連携・調整を図りながら開発を進めることが必要である。</p> <p>4 全ての区民が安心して生活できる道路環境を創るため、電線類の地中化や道路緑化、バリアフリー化を進める。また、交通安全施設の整備事業の充実及び交通安全啓発運動事業を推進し、安心して歩けるまちづくりを推進する。</p> <p>5 放置自転車のない安全で健康的な都市環境を実現するため、自転車を放置しないことの普及活動の強化と自転車駐車場の整備・利用率の促進を図る。また、サイクルアクションプランで設定した数値を具体的な目標値として、着実に達成していく。</p> <p>6 区営住宅を良好なストックとして活用するため、「区営住宅ストック活用指針」に基づき、計画的・効率的な運用を図る。また、住宅に困窮する区民のために、公営住宅の供給や民間賃貸住宅における居住の安定を支援することで、区民が安心して暮らせる住宅施策を推進する。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>平成18年度の駅周辺の機能拡充では、西武線下井草駅の橋上駅舎及び南北自由通路の整備完了に伴う供用開始、荻窪駅へのエレベーター設置により、安全性・利便性の向上が図られた。また、荻窪駅北口広場及び高円寺駅広場の整備に向けた関係機関との協議が行われ、西永福駅では駅舎橋上化、南北自由通路の新設、駅前広場整備工事に着手するなど、着々と事業が進められている。</p> <p>道路交通体系の整備では、都市計画道路補助第226号線の歩道拡幅及び電線類の地中化が進んでおりバリアフリー化が図られている。また、南北バスについては、既存の「けやき」「さくら」路線の利用状況は順調に推移しており、区民の身近な交通手段として定着してきた。一方で新規路線開通の要望・希望も多く、交通不便地域の解消に向けた施策の継続が必要である。</p> <p>自転車利用総合対策では、「杉並区サイクルアクションプログラム」を着実に推進し、駅周辺の放置自転車が大幅に減少するなど、施策の成果が顕著に現れてきている。</p> <p>住宅施策では、区営住宅の改築やエレベーター設置など、住宅困窮者への住宅提供、高齢者や障害者が暮らしやすい居住環境の整備が着実に進められている。住宅マスタープランの改定にあたり、社会状況の変化や国・都の動向を踏まえ、民間との協働の推進による施策の展開が望まれる。</p> <p>良好な住環境と都市機能が調和したまちづくりのためには、良好な住環境の保全とともに、都市機能充実のための基盤整備が重要であり、引き続き、多様な区民ニーズに対応し、適切、着実に施策を推進していく必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

政策内容への評価	<p>政策自体の評価になっていないのではないか。各施策の評価を合算した形式になっている。政策目的が良好な住環境と都市環境の調和であれば、用途区域の適正な活用による都市活動の活性化と住宅地の静穏な環境保全が果たされているかの視点が必要。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>政策目標と対応づけた評価が期待される。政策を実現する手段として施策が貢献しているか、地域単位の評価の積み上げが必要ではないか。区民のニーズも地域ごとに異なる可能性がある。</p>
政策を構成する施策についての意見	<p>再度、政策の実現に必要な施策が漏れてないか、貢献度は十分かの検証が必要と思われる。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>政策目標に掲げているように「地域特性を踏まえた住環境の改善」は各施策の中で進めているところですが、各地域の課題や区民ニーズを整理したうえで、政策目標と対応付けた評価となるよう改善していきます。</p> <p>また、政策に必要な施策・貢献度等の検証は、現在「まちづくり条例」の見直しを行っているところであり、それを踏まえて改善していきます。</p>
------	--

施策 2 適正な土地利用と住環境の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>良好で住みよい住環境の実現に土地利用の面から寄与するため、まちづくり基礎調査等により、まちの実態を把握し、都市計画によるまちづくりを推進する。住民説明会や自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続を行い、その意見等を踏まえて、まちづくりなどの計画を策定する。日々の建築確認・許認可事務や反建築取締等を的確に行う。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地図情報システムの開発にあたり、外部に提供できるデータを精査し、情報提供サービスにつなげられるよう検討を進める。 ・杉並南部地区整備計画については、地域住民と協議し、市街地整備計画の策定を目指す。 ・老朽化した大規模団地の建替え及び団地内の基盤整備を誘導、実施する。 ・区民の住環境や安全性に関する意識の高さを示す、完了検査済証交付率等の向上を目指す。 ・建築確認や違反建築物取締、大規模建物の事前周知制度などにより、良好な市街地の形成を図る。

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区地理情報システムの開発に向けた区役所内検討組織での検討結果により、簡易型地理情報システムの導入が決定され、まちづくり地図情報システムについても、この地図情報システムに組み込まれることになった。 ・宮前二丁目地区地区計画遂行にあたり、地区計画道路を整備するための道路用地を購入した。
<p>政策への貢献度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な土地利用と良好な住環境を整備するため、まちづくりに関する基礎調査や区民・事業者との協議を行うことで、地域の実情を把握し、区民の意向に沿ったまちづくりを推進している。 ・杉並南部土地区画整理事業や大規模団地の建替え誘導等の広域的なまちづくり及び土地利用転換を伴う開発行為においては、区民・事業者との協議を行う中で、適切かつ粘り強い指導・助言により、適正な土地利用の実現と、良好な住環境の創出に貢献している。
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり地図情報システムは簡易型地理情報システムに取り込まれ、システム構築は全面業務委託となった。今後さらに機能を高めた統合地理情報システムを検討するにあたっては、民間企業のノウハウを研究していく。 ・大規模団地の建替え誘導事業において、今までは区が主体となって都市計画図書等の作成を行ってきたが、今後は業務委託を行っていく。 ・建築確認業務は民間指定確認検査機関との協働を実現しているが、特定行政庁の指定確認検査機関の確認、指導及び調整等を充実させることが求められている。
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>適正な土地利用と住環境を実現するため、それぞれの地域の実態を的確に調査・把握するとともに、住民説明会やパブリックコメント等による区民要望・意見の適切な聴取、地区計画等地域のまちづくりに関わる協議会の設置などにより、区民との協働を基本として推進することが大切である。また、区民に対し都市計画の情報を正しく、わかりやすく提供し理解してもらうためには、わかりやすい都市計画図書を作成することや、簡易型地理情報システムの早急な稼働が望まれる。住環境が悪化してしまうことを防止するため、的確な建築行政を推進していかなければならない。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>良好な住環境の整備は、区民にとって「安全安心」に直結する。しかしながら、構造計算の偽装や企業所有の大規模な宅地開発など、区民の不安要素はまだまだ多い。また、地区整備事業や違反建築物取締りなど、区民の理解、協力が求められている。低迷している「まちづくり協議会」や「整備計画説明会」等の一層の活性化を検討し、また、予定されている「まちづくり地図情報システム」などによる、正確で迅速な情報提供やITによる区民意見聴取方法を早急に実現し、そしてまた、民間の建築確認機関との密な連携を図り、住環境に関する区民の安心感、満足度をより高める多様な施策の推進が必要である。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>住環境に満足している区民の割合が高いことと施策の有効性とは異なる。区民参加のまちづくりの観点では二次評価にもあるように効果があがっていない。何よりも平成18年度における委託費の計画に対する実績割合は6割強であり、予定通り事業が執行されていない。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>まちづくり協議会をはじめ区民との協働は低調である。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>特記事項の説明と実態があていない。委託費は減、投資的経費も減が実績である。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>区民から違法建築等の通報を受けるシステムの導入等を検討してはどうか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>住環境に満足している区民の割合は、施策目標で掲げる「良好で住みよい住環境の実現」に対する検証という観点から重要な指標の一つと考えています。</p> <p>区民参加のまちづくりについては、施策3で記述されていますが、支援のあり方などについては現在行っている「まちづくり条例」の見直しの中などで検討していきます。</p> <p>また、委託費の執行残は、関連自治体の動向や住民との十分な合意形成を図る期間を設けたことなどにより、計画を延伸したものです。なお、特記事項の記載は当該年度の計画に対するものではなく、前年度実績との増減説明です。わかりやすい記載方法に改善します。</p> <p>違法建築等の通報を受けるシステムについては、現在でも電話や区公式HPの「区への要望・苦情」等による通報を受け付け、現場確認や指導などの対応をしているところです。</p>
------	--

施策 3 住民参加のまちづくり

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>・自分のすんでいるまちを歩くことにより、みどりの状況、安全等まちの様子を知ることができ、自分が住むまちへの理解を深める。 ・いろいろな地域でのまちづくりについて、区民の活動や意見が尊重され、区民の意思が反映される区民主体のまちづくりの推進を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>自分たちのまちを知るための事業である「知る区ロード」などに、区民が自主的に取り組むようにし、自分の生活するまちへの関心、愛着を高める。また、地域でのまちづくりのスタートとなる人と人とのつながりをより具体的に自主的なまちづくり活動へとつなげていく。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>申請団体等が伸び悩みぎみであるため、この制度の一層の周知を心がける。また、既存の団体ばかりではなく、町会等にも「まちづくり条例」に基づく地域支援の周知徹底を図り、団体等の掘り起こしに勤める。 知る区ロードについては、自主的な区民による運営に改め、来年度から実施する。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>まちづくりは、区民自身が自分のまちを知ることから始まり、グループをつくり、共通の認識のもとにまちの課題を発見し、より実践的な活動ができる団体へと成長していくことにより達成される。そして、まちづくりルールや建築協定の締結、地区計画のづくりと発展していくもので、長期的展望のもとまちづくりというものを見なくてはならない。しかしながら、区民の自主的なまちづくりへの貢献度は高いといえる。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>まちづくり活動において、地域の核となる人の養成が課題となっている。より、まちづくりNPO等との協働を図り、核となる人間の養成を含め、協働を高め、まちづくり活動の支援を展開していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>地域での個人、団体のつながりが、まちづくりの第一歩である。知る区ロード事業に参加することで、まちを知ることからまちへの愛着を感じるようになる。このような人たちが集まり、自分たちのまちづくりを考えるようになる。こうした初期的な活動をしている団体をたくさん育成していくことが、住民参加、住民主体のまちづくりにつながっていく。今後も、まちづくり条例のもとまちづくり活動支援を通じて、住民参加、住民主体のまちづくりの推進を図っていく。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>区民本位のまちづくりを進めるためには、住民参加は必要であり、重要な役割を果たすと考える。知る区ロードは、区民が楽しみながらまちを知る制度として定着したが、参加者数を見ると横ばいの状況にあり、今後の事業展開に工夫が必要と考える。また、まちづくり助成団体数等を見ると、こちらも横ばいの傾向にあり、今後まちづくり条例の見直しなどの機会をとらえて、より活発な住民参加によるまちづくりが進む仕組みを検討する必要があると考える。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>区民主体のまちづくりとしては停滞気味である。マンネリを打破するため事務事業を見直してはどうか。おそらく需要がなかったからと思われるが、委託費の執行率は50%以下である。</p>
今後の施策の方向	<p>○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
協働等への評価	<p>委託費の執行主体になれるようNPOなどの団体育成が重要。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>予算残額がどのように処理されたのか、平成19年度計画の根拠がいま一つ明確でない。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>2事務事業というのは施策を構成する数として不足していないか検討を要する。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>まちづくりにおいては、区民が自主的に活動していくことが重要ですので、今後も、これらの制度の区民への一層の周知を図るとともに、まちづくり活動に対する支援の拡大を図ってまいります。また、地域課とも連携し、地域の核となるまちづくりNPOなどの育成を視野においた施策も必要と考えます。それ以外の施策としても、「まちづくりセンター」、「まちづくりファンド」と「まちづくり情報の地域発信」については、事業化が可能か調査・研究いたします。</p>
------	---

施策 4 都市機能の充実

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	駅を中心とした市街地において安全性を高め、快適で便利な交通機能を確保するとともに、活力ある商業活動の基盤づくりを行い、都市機能の充実を図る。
当面の成果目標	駅前広場の適切な面積を確保し、他の交通機関への乗り換えや待ち合せ、買い物が安全・快適にでき、かつ誰もが集える空間を創出する。また、隣接する駅周辺商店街の活性化や駅前に相応しい商業活動施設等の構築に向けた民間再開発の促進を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	当該事業は、構想から事業完了まで事業期間が長く、短期間における具体的な数値等は表れないが、事務事業を分析・評価すると、施策の達成に向け着実に進捗している。
政策への貢献度	現在のところ、施策への貢献度としては、具体的な形、数値等で表すことが難しい。 しかし、都市基盤整備を民間事業者や鉄道事業者と連携して進めていくことは、上位政策である「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために」に大きく貢献できると考えている。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	駅周辺整備計画の策定事業は、国・都及び鉄道事業者等関係機関との調整や地元の要望を組み入れながら区が進めていく必要があるが、策定に必要な資料等の作成など、業務の一部を委託することは考えられる。 民間再開発事業の促進を図るために地権者による準備組織に対し、助言・指導を行うとともに補助制度を活用し、事業費の一部を助成し支援していく。
今後の施策のあり方	駅周辺の地域を「都市活性化拠点」「地域の生活拠点」「身近な生活拠点」として、個性的で魅力のあるまちとなるよう区民とともに取り組んでいく。 また、公共施設整備と民間の再開発事業等が、一体的かつ総合的なまちづくりに取り組む必要がある。 さらに、都市機能の充実を図り、安全・安心・快適な駅周辺のまちづくりを進めるためには、鉄道事業者等の民間事業者とさらなる連携・調整を図ることが必要である。

【二次評価】

二次評価部門の評価	都市機能の充実、快適で便利な交通機能の確保と活力ある商業活動の基盤づくりがその要点となる。この2点から平成18年度を見ると、下井草駅舎橋上化、南北自由通路整備に伴うエレベーター及びエスカレーター新設により、交通機能の確保は、さらに充実を図ることができた。一方活力ある商業活動の基盤づくりでは、その契機となる上荻1丁目地区のまちづくり方針案が作成され、今後都市機能の充実に向けて地域と一体となったまちづくりが求められる。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	類似の駅周辺との比較が必要ではないか。委託費の執行率が低い理由が不明である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	商業地域で勉強会・ワークショップなどへの参加がどのくらいの層になっているのかの視点も重要。
評価表の記入方法などについての評価	駅周辺の都市機能は歩行者面積の確保だけでなく、安全・ゆとりとともに商業活動等の活性化にもある。駅周辺の売上額の増加なども考慮してはどうか。
施策を構成する事務事業についての意見	費用の補助以外に税制の特別措置も考慮してはどうか。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>各駅の現状・環境が異なり、類似の駅周辺と総合的な比較は難しいが、比較可能な項目等を検討します。</p> <p>荻窪駅北口広場整備について都と協議を行った結果、都施行による整備を行うこととなったため、区で当初予定していた広場基本構想策定については未執行となり、委託費の執行率が低い結果となりました。今後は、特記事項に記するなど、わかりやすく説明いたします。</p> <p>地域住民との協働についても点検し、評価が可能な事項については、評価します。</p> <p>今後は、勉強会やワークショップの参加者を母体とし、新たな地域住民、事業者等をメンバーに加え、組織を継続的、発展的に運営できるように、区は組織づくりの支援をし、共に考えながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>商店街振興事業の主管課とも調整し、商業評価も加味できれば反映します。</p> <p>国庫補助事業を活用し実施している事業であるため、税制の特別措置については、国・都の方針・動向により検討します。</p>
------	--

施策 5 道路交通体系の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>都市計画道路を整備して幹線道路ネットワークを形成し、生活道路から通過交通を排除する。歩行者優先の道路・広場空間のバリアフリー化を推進し、誰もが安心・安全に利用できるまちづくりを進める。公共交通機関の整備・充実を図り、区民の移動を円滑にするとともに自動車利用を抑制して環境負荷を低減する。道路幅員4m未満の、いわゆる2項道路の拡幅整備を進める。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>1 南北バスの新規路線を20年度に運行開始する。 2 都市計画道路補助第226号線を18～20年度に整備する。 3 特別区道2101-1号線の電線類の地中化を20～24年度に整備する。 4 家屋の新築・改築に伴い狭あいな道路を拡幅整備する。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>都市計画道路補助第226号線の電線共同溝整備、西武新宿線下井草駅の南北自由通路整備など、当面の成果目標は順調に達成されている。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>1 南北バス運行は、杉並区に不足している南北方向の公共交通を確保するとともに、利用者を順調に増やし、区民の利便性向上に大きく貢献している。 2 都市計画道路第三次事業化計画は、生活道路から通過交通を排除し、良好な住環境を創るため、都市計画道路を骨格とする道路ネットワーク形成のため進めている。 3 狭あい道路の拡幅整備は、交通安全、災害に強いまちづくりを進めている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>1 ガス、上下水道、電力、通信の各企業及び警察、消防、東京都等の関係省庁とは、密接な協働を進めている。 2 町会、自治会、商店会等の地元団体と道路緑化・清掃など道路愛護の協働を進めていくことが必要である。 3 設計コンサルタントや建設業者への委託・請負等は、今後も増加する見込みである。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>1 南北方向の交通不便地域解消のため、南北バス「すぎ丸」の新規路線運行準備を進める。 2 良好な住環境を創るため、バリアフリー化、無電柱化、道路緑化を進める。 3 都市計画道路第三次事業化計画を進めるため、地権者及び周辺住民の合意形成に努める。 4 省資源・省エネルギー工法に努め、環境に配慮したみちづくりを進める。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	杉並区に不足している南北方向の公共交通網を確保するため、既存の「けやき路線」に加え新たに「さくら路線」を開設し、区民の利便性を高めた。また、都市計画道路226号線や西武新宿線下井草駅の南北通路の整備など、良好な住環境の創造に向けた計画は着々と実施されており、当面の成果目標は達成されている。さらに、「都市計画道路を骨格とする道路網」を形成し、生活道路から通過交通を排除するため、都市計画道路第三次事業化をさらに推進していく必要がある。このほか、狭あい道路の拡幅整備は順調に行われており、災害に強いまちづくりや安全で快適な生活空間の確保に寄与している。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	概ね順調に進展していると思われるが、バリアフリー化の推進がもっと必要ではないか。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	区民との協働でなされている道路・河川清掃などを推進する方策を検討すべきである。
評価表の記入方法などについての評価	バリアフリー化で都計道補助131だけを指標にすると誤解を与える。
施策を構成する事務事業についての意見	道路交通体系の整備に河川維持管理がはいつてくるのは不自然である。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	歩行者優先の道路・駅前広場整備等では、バリアフリーに配慮した整備を推進していきます。また、区民との協働による、道路緑化・清掃等を推進する方策を検討します。 都計道補助131のバリアフリー整備率の指標名、及び施策の構成については検討します。
------	--

施策 6 交通安全の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>1 地域の特性に合わせた交通安全啓発活動を推進し、交通事故のない安全で快適なまちにする。 2 交通安全施設を整備・維持し、交通事故の防止を図る。 3 高齢者や子どもたちの交通安全意識を向上させ、誰もが安全に生活できるまちにする。 4 歩行者や運転者が正しい交通ルール・マナーを身につけることにより、交通事故の防止を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>1 交通事故による死傷者数を平成22年度に561人に減少させる。 2 高齢者事故件数を平成22年度に343件に減少させる。 3 小学校登下校時の交通事故児童数を平成22年度に0人に減少させる。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>人口10万人あたりの交通事故による死傷者数は連続して減少しているが、目標値(毎年5%減)を達成するまでには至っていない。 区内における高齢者の交通事故件数及び小学校登下校時の交通事故児童数については、目標値の達成に向け、さらに施策を強化していく必要がある。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>区内における高齢者の交通事故件数及び小学校登下校時の交通事故児童数については、年度により増減が生じているが、安全・安心なまちをつくるためには、交通安全施策は欠かせないものであり、今後もより強化・充実していく必要がある。特に、高齢者の交通事故件数は前年より減ったとはいえ、500件を超えており、目標を達成させるためには、高齢者を対象とした交通安全施策の強化が必要と考える。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>交通安全施設に関する事業においては、企業・個人事業者等に対する工事施工等の委託も含め、概ね協働が実現している。ただし、より効率的にするため、補修経費の減少や工事期間の短縮等に努めていく。 また、その他の各事業の継続にあたり、役割分担の見直しやNPO・ボランティア団体との協働、地域住民のマンパワーの確保など、より効果的な方法を検討し、必要に応じて内容を見直していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>交通安全の推進は、区民の生命・財産を守る上で、区の重要課題である。 今後も、ハード面の整備と併せ、各警察署及び警察関係機関等と連携し、交通事故の減少に向け、交通安全施策を推進していく。 なお、今後の重点課題として、近年の事故実態から、特に高齢者の交通事故防止と自転車の安全利用の啓発、自転車利用者による加害事故防止に対する施策を強化していく必要がある。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>区民が安心して生活するため、交通安全の推進は重要な施策であるが、成果指標の高齢者の交通事故件数はほぼ横ばい、交通事故児童数は増加しており、これまでの施策を点検し、より効果的な施策を推進する必要がある。増加する高齢者に対しては、関係機関とも連携し積極的な啓発活動等に努める。また、小学生の交通事故対策では、学校希望制による様々な通学路への対応や、防犯面での安全確保も含め、児童への安全指導の徹底等とともに、保護者や子供安全ボランティアのなど地域の力による取組の充実が必要である。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>高齢者及び児童の交通事故件数が目標を大きく下回っており、原因を分析するべきである。通学安全指導等の予算が不足しているのか、指導外で起こっているのであれば個所を増やすべきであろう。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>ボランティアの活用をもっと検討すべきではないか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>高齢者向けの対策は何かがわかるような記載が望まれます。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>目的と手段が対応するような整理が必要ではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>東京都が高齢者の交通事故の原因の分析を行い、その情報をもとに、区は反射材の普及活動等の施策を行い一定の成果をあげています。児童については、交通安全教室の実施等を行っています。今後、交通事故原因の詳細な分析を行い、今後も、より効果的な方法を警察や学校と一緒に考えていきます。</p> <p>高齢者の交通事故防止のための反射材の普及や、学校・警察と協力し、交通安全教室などを行い、ルール・マナーなどの啓発を根気強く継続していきます。</p> <p>地域住民により安全指導を実施する「自転車安全モデル地区(ルール違反者への声掛けや、啓発用品の配布を行う)」事業を拡充し、地域住民の参加を促していきます。</p> <p>高齢者向けの交通安全施策「ゆうゆうシルバーゾーン」として位置づけ、周辺道路のカラー舗装化等について、今後、記載をしていきます。</p> <p>施策を構成する事務事業について、わかりやすい表現にしていきます。</p>
------	--

施策 7 自転車問題の解決

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	<p>1 放置自転車がない、安全で快適なまちにする。</p> <p>2 自転車利用者が、乗り方や駐車についてのルール、マナーを守る。</p> <p>3 自動車の利用を控え、自転車を利用する。しかし、歩くことで用事が済む場合は、積極的に「歩く」ことをすすめる。</p>
当面の成果目標	<p>1 駅周辺放置自転車の台数 ...22年度末までに70%削減し(15年度7,056台に対して)、2,100台以下とする。</p> <p>2 自転車駐車場の利用率(平日) ...22年度末までに85%に引き上げる。</p> <p>3 自転車駐車場の整備率 ...22年度末までに100%にする(22年度の整備目標台数30,200台に対して)。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>1 放置自転車台数・・・H17年度にH13年度の放置台数からの50%削減を実現したことを受けて、H18年度以降は、新たな数値目標を設定した。H18年度は実績で2,909台、以下年次目標数値は、19年度2,700台、H20年度2,500台、H21年度2,300台、H22年度2,100である。</p> <p>2 自転車駐車場利用率・・・H17年度に80%、H18年度に81%をほぼ達成した。H19年度以降は1年に1%ずつ上昇させ、H22年度に85%を目標としている。なお、平均利用率が85%に及ぶ場合、乗り入れが多い時はほぼ100%の利用となるため、駐車場運営上、利用率85%を適正管理の上限とみなす。</p> <p>3 自転車駐車場整備率・・・H22年度に30,200台とする目標に対し、H18年度は26,715台で88.5%であった。これに鉄道事業者等民営の整備分を加えると、29,460台で97.5%となる。</p>
政策への貢献度	<p>安全で良好な住環境を実現するためには、放置自転車があふれた駅周辺の状態を解消する必要があるため、貢献度は高い。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等の課題と見込み	<p>放置自転車台数の削減目標を実現するために、放置防止指導・撤去・返還の一体的委託をさらに進めるとともに、放置防止協力員の活動支援をさらに強化していく。また、自転車駐車場については、事業の効率化と利用者サービスの向上が課題であり、今後のあるべき協働方式の検討が必要である。また、乗入れ台数の増加により駐車場が不足する地域が生じており、区が整備するほかに、民営駐車場の育成・補助を強化する必要がある。</p>
今後の施策のあり方	<p>21世紀は徒歩と自転車の時代と認識し、杉並区の自転車利用の現状を熟知した上で、環境にやさしい杉並区をめざして、自動車の使用をできるだけ抑制し、自転車を適正に利用することで、放置自転車のない安全で健康的な新しい都市環境を区民、事業者、区が協力してつくる。このためサイクル・アクションプログラムを着実に達成していく。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	駅周辺の放置自転車の数が激減しており、施策の効果が顕著に表れている。 本施策は、良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるための貢献度が高く、計画どおり施策を進めていくことが望まれる。
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	放置自転車は着実に減少しており、施策の効果が表れている。今後は質的及び効率性の改善に努めるべきではないか。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	順調であるが、民営自転車育成補助と区の駐車場運営との費用対効果の分析を行って分担の見直しを行ってはどうか。
評価表の記入方法などについての評価	駐車場の整備による収容台数の増加1835台と活動指標の推移は一致せず、区民の理解が困難と思われる。
施策を構成する事務事業についての意見	特に問題はないが、駅ごとの放置自転車割合に大きなばらつきがないように駐車場設置などの事業を構成することが望まれる。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	今後の駐車場整備については公設と民設の両面で検討し、駐車場運営についても民営を含めてより効果的な方式を検討していきます。放置台数の多い駅では、啓発・撤去及び駐車場整備に重点的に取り組んでいきます。また、活動指標の収容台数の表記については、今後は区立と民営の合計台数に統一し分かりやすく改めます。
------	---

施策 8 住宅施策の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	すべての区民が良質な住宅と良好な住環境のなかで、ゆとりある住生活を主体的に営めるようにする。
当面の成果目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 区営住宅を良好なストックとして維持し活用するため「区営住宅ストック活用計画指針」に基づき、計画的・効率的なストックの運用、更新を図る。 2 民間の既存住宅ストックの質の維持向上について普及啓発を図る。 3 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるように、住宅の確保、居住の安定を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	改築工事が終わり新しい区営住宅は、11月から入居が開始される。また、既存区営住宅の改善(エレベータ設置)、住宅困窮者への住宅提供など高齢者や障害者が暮らしやすい居住環境の整備を着実に進めた。
政策への貢献度	区民一人ひとりがゆとりある住生活を営めるように住宅施策を推進し、良質な住宅が確保されたことにより良好な住環境の整備に貢献することができた。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	協働になじまない高齢者専用居室提供事業、居住安定支援事業等を除き、協働を進める。公営住宅の特殊性や公共性の観点から協働の相手方等、制約がある。
今後の施策のあり方	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営住宅移管による区営住宅の確保に努め、区営住宅を良好なストックとして活用するため「区営住宅ストック活用計画指針」に基づき、計画的・効率的なストックの運用、更新を図る。また、民間の既存住宅ストックの質の維持向上について普及啓発を行う。 2 住宅に困窮する区民のために、公営住宅の供給や民間賃貸住宅における居住の安定を支援する施策を展開し、全ての区民が安心した暮らしを実現できる住宅施策を推進する。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>住宅に困窮する低所得者へ区営住宅等の公営住宅を供給してきたことは一定の評価はできる。また、民間住宅の修築資金融資の斡旋など民間住宅の質の向上の施策も進められている。</p> <p>今後は、民間住宅ストックの活用や民間市場をより活性する方針の施策を見直し、改定される住宅マスタープランに反映していくことが望まれる。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>良質な住宅に住むため、面積以外に老朽化・耐震化対策が完了した割合などが今後必要になってくるのではないかと。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>長期的に少子高齢化を勘案すると、空家の有効活用(信託制度など)と組み合わせた施策を検討してよいのではないかと。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>高齢者アパートあっせん件数が減少しているのは需要が少なくなっているのか、あっせんしても成立しなくなっているのかがわかるように整理したほうがよい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>区営住宅の入居管理の適正化を図る必要はないかと。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の質を計る指標となる耐震化率、バリアフリー化率などを住宅・土地統計調査などから収集・分析し、今後の住宅施策に役立てます。 ・民間住宅ストックを有効活用するため、良好な住宅市場の形成を働きかけ、協働による施策展開を図ります。 ・高齢者アパートあっせん事業は、居住支援策など大家が安心して貸せるための施策を拡充するなどし、住宅に困窮する高齢者等のニーズに応えていきます。 ・区営住宅については、18年度に受けた外部監査の指摘や住宅セーフティネット機能としての役割などを踏まえ、管理・運営の適正化を進めます。
------	---

政策 3 うるおいのある美しいまちをつくるために

政策目標	みどりの保全・創出、環境負荷軽減など多様な施策により、都市と自然環境が調和した美しくうるおいのある街並みを形成するとともに、区民が安全で快適に安心して住み続けられる生活環境を創出する。
当面の成果目標	<p>(1)自然環境と調和のとれたまちづくりを推進する。 区内に点在する公園、道路、川、屋敷林、民有地などの多様なみどりを結びつけ、みどりの豊かさを実感できるまちとするため、みどりの基本計画で定めたみどりの39プラン(39の施策)を総合的に推進する。</p> <p>(2)区民との協働による公園づくりを行う。 19年度には、(仮)天沼公園(約5300㎡)、(仮)今川公園(約1316㎡)、高井戸東地区地区計画の地区施設公園(約1.65ha)が開園を予定している。また、22年度には、防災公園として(仮)桃井中央公園(約4.0ha)が開設の予定で進んでいる。</p> <p>(3)区民意向調査における生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)の向上を図る。</p> <p>(4)路上喫煙地区を中心に歩行喫煙者をなくす。また、クリーン大作戦を中心としたクリーン運動を展開する。 ・杉並区生活安全及び環境美化に関する条例に基づき指導を徹底する。 ・区内の団体・事業者などの自発的な運動を促し、環境に配慮したまちづくりのきっかけづくりを行う。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>(1)みどりの基本計画で緑被率の目標を25%とした。これを実現するために今後は「みどりのベルトづくり」など区民との協働によるみどりづくりの推進が強く求められる。</p> <p>(2)平成19年3月、(仮称)天沼公園の造成工事が竣工し、4月に開園する。また、高井戸東地区地区計画の地区施設公園についても基本設計が終わり、19年度開園の予定で進んでいる。さらに、(仮称)今川公園についても、19年度都市計画決定し、用地取得後、開園する予定で進んでいる。</p> <p>(3)区民との協働による公園管理運営体制は、花咲かせ隊98団体、すぎなみ公園育て組20団体と着実に増加している。</p> <p>(4)杉並区のまちを美しいと思う人の割合は、18年度は変わっていない。</p> <p>(5)違反広告物の除却数は、違反広告物除却活動協力員数の増加による効果と掲出数が減少してきていることから、18年度は大幅に除却件数が減少した。これらの取組みにより、違反広告物に対する区民の目が厳しくなったことも違反広告物が減少した大きな理由と考えられる。</p> <p>(6)地球の環境美化への関心は高まる傾向にあり、今後は、さらに安全美化条例の周知を図り、路上喫煙禁止地区での改善状況を区内全域に拡大することにより、条例の実効性が確保できると考えられる。</p> <p>(7)区内事業者や区民が、生活している地域を自ら日常的に清掃することができるまで、クリーン運動を通して意識の変革を図る。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>緑被率は一度目標に達したが、今後の社会情勢の変化により減少することも考えられるので、新たな目標(緑被率25%)に向け中長期的視野にたった政策の策定が必要である。また、今後開設・供用する予定の区立公園等公共施設の整備は、政策の中核を担う事業であり、現実性のある計画的な事業の推進を行う。</p> <p>美しいまちづくりは、ハード面(公共施設の整備や民間施設の景観誘導)とソフト面(まちに住む人々や利用する人々の意識)が両輪となる。施設整備を効率的に進めると共に住む人々や利用する人々の意識を高めるため、これまで以上に区民・事業者・行政の協働を推進して行く。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>「うるおいのある美しいまちをつくるために」の政策実現のため、4つの施策を展開し、緑被率、一人当たりの公園緑地面積やクリーン大作戦の参加人数などを指標としている。18年度は大きな変化は見られなかったが、人口が微増したため一人当たりの公園緑地面積が微減し、さらなる公園緑地整備が必要となった。</p> <p>水とみどり保全・創出の施策は、公共施設の緑化をはじめ、民間緑化の指導や助成、啓発など「みどりの基本計画」に基づき幅広く事業を実施している。また、水辺空間の整備においては河川と公園の一体再整備など憩いの水辺の創出が課題となっている。一方、農地や樹林地の宅地化や民間開発事業によりみどりの減少が危惧されている。これらの課題について国・都との連携によるみどりの保全・創出へ向けた新たな制度の創設など更なる検討が求められる。</p> <p>公園づくりは、天沼公園の開園や新たな公園整備が計画され着実に進んでいる。また、既設公園の計画的維持管理が求められている。公園管理においては区民との協働による管理体制が進み「花咲かせ隊」や「公園育て組」などが定着してきたことは評価できる。</p> <p>まちの景観づくりでは20年度に予定している景観条例・景観計画に向けての区民の協力や啓発活動の取組が課題であり、事前に具体的なことを区民に示し協働のあり方を模索する必要がある。</p> <p>環境の美化のためのクリーン大作戦は定着しつつあるが、参加延べ人数の減少などからマンネリ化してきているように見受けられる。日常のこととして受け入れられる工夫が求められる。一方、路上禁煙やポイ捨て防止は一定の効果を受け、区民の要望に応じていることは評価できる。</p>
-----------	--

【外部評価】

政策内容への評価	<p>みどりの創出のため、区民との協働による公園づくりや河川・学校等の公共施設の緑化が進められ、今後の方針としては、区民との協働による「みどりのベルトづくり」事業が打ち出された。景観条例の策定が予定されており、景観に対する共通意識の啓発活動を区・区民・事業者協働で行う必要がある。</p> <p>みどりの保全にボランティア活動による自主管理が定着し始めたことは評価できる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>「杉並区のまちを美しいと思う人」の割合は政策評価表で17年・18年は同率67.1%となっているが、杉並区行政評価報告書では数値が異なっている。また、主観的な数値は評価しにくい。</p> <p>区民1人当たりの公園緑地面積を示されてもそれが妥当であるかどうか分からない。他区との比較や順位を併記されたい。</p>
政策を構成する施策についての意見	各施策に記入。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・景観条例の制定、景観計画の策定については、区民意見の提出手続きをとるとともに、関連する業界団体等、幅広く意見を聞く機会を設けるように考えていきます。</p> <p>・区民一人あたりの公園緑地面積の目標を都市公園法にいう市街地特例の水準である5.0㎡/人を長期的に目指しています。現況は都立公園を含めて1.83㎡/人であり、23区中20番目に位置している。今後、平成22年度末に1.96㎡/人を目標に公園緑地の整備を推進していきます。</p>
------	--

施策 12 水辺とみどりの保全・創出

(上位政策:政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

施策目標	都市と自然環境が調和した健康で快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、区のパートナーシップのもと、総合的な施策を通して水辺とみどりの保全・創出を図る。
当面の成果目標	自然環境と調和のとれたまちづくりに向け、区内に点在する公園、道路、川、屋敷林、民有地などの多様なみどりを結びつけ、みどりの豊かさが実感できるまちとする。この実現のため、みどりの基本計画に定めたみどり39プランの施策を総合的に推進していく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	みどりの基本計画で緑被率の目標を25%とした。これを実現するために今後は「みどりのベルトづくり」など区民との協働によるみどりづくりの推進が強く求められる。
政策への貢献度	「区民が創る『みどりの都市』杉並」の実現に向けて水辺とみどりの保全・創出の果たす役割は大きい。この実現のため、みどりの基本計画に基づく「みどりの39プラン」の推進が重要である。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	平成18年7月1日施行の「杉並区みどりの条例」で「みどりの保全及び育成の推進を図るための事業の実施に区民等が参画する機会を確保するように努めなければならない。」としている。
今後の施策のあり方	水辺とみどりの保全・創出については、その多くが民有のみどりに関することである。これを推進し杉並区の水辺とみどりを保全・創出するために効果的な支援を行うとともに、区民参加のルールづくりをきめ細かく行うことが重要である。

【二次評価】

二次評価部門の評価	区内のみどりを保全し創出するため、「みどりの基本計画」で緑被率の目標値を25%に定め、区民とのパートナーシップにより幅広く事業を展開し成果を上げている。今後、みどりに関する啓発活動等の各種事業は、区民との協働をさらに推進し、より効果的な施策となるよう工夫する必要がある。一方、区営苗圃については役割を含め、幅広い視点から事業を再点検する必要がある。また、学校接道部緑化は、安全安心の観点から事業を推進しているが、他の区立施設の管理においても同様の配慮が求められる。
-----------	--

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>河川流域・学校・公園等の公共部分のみどりの創出に掛かる事業費は施策全体の過半を占めている。民有の保護樹林は相続等により更なる減少が見込まれる。保護樹林の所有者に管理面の負担軽減や税制面の恩典がある市民緑地のPRを検討されたら如何か。状況の変化により、施策目標を達成するために見直しを要する事業(みどりの育成協定・苗木等の育成活用・区営苗圃の維持管理)がある。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等への評価</p>	<p>みどりの保全・啓発活動は地域ボランティアとの協働がなされている。「みどりのベルトづくり」は区と区民の協力によりみどりの空間を作り出していく事業である。協働実態を示す活動指標ないし成果指標を選定されたい。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>「緑化の助成」事業の屋上・壁面緑化は17年・18年両年とも実績が計画を下回っている。施策目標である22年度緑被率25%を基に各年度の計画策定されていると考えるが、19年以降PRに努め、目標達成を図られたい。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>「みどりの基金」の18年度目標達成率は3.4%である。制度主旨及び税制特典をPRし、寄付金増加に努められたい。また、期首及び期末残高、用途別の金額、運用成果の記述がない。説明責任を果たされたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>評価結果のとおり、緑化施策の区民認知度が低いことや現在のまちの状況に合わない施策があります。そのため、平成21年度に予定している「杉並区みどりの基本計画」の全面改定に合わせ、指摘事項を踏まえて既定の緑化施策の検証をしながら効果的な施策へと見直すとともに、施策に対する説明責任を果たすことや施策の推進とPRを積極的に図っていく考えです。</p>
-------------	--

施策 13 公園づくり

(上位政策:政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

施策目標	現状のみどりを守るだけでなく、公園・緑地等の整備を進め、区民のニーズにあった多様なオープンスペースを創り、みどりの総量増を目指す。また、既存公園・緑地等が持つ機能の維持や特色ある公園として再整備することにより、利用者の安全・安心で快適な利用を確保し、地域に密着した魅力ある公園づくりを目指す。
当面の成果目標	・公園の整備では、国・都からの補助金を活用し公園等用地の確保に努め、公園の計画段階から区民との協働による公園づくりを行う。19年4月に(仮称)天沼公園(面積約5300㎡)が開園し、更に19年度に(仮称)今川公園(面積約1316㎡)、高井戸東地区地区計画の地区施設公園(面積約1.65ha)が完成を予定している。また、平成22年度には防災公園として(仮称)桃井中央公園(面積約4.0ha)が開園の予定であり、区民一人あたりの公園面積の増が見込まれる。 ・公園の維持管理については、区民との協働による公園管理体制を拡充し、「すぎなみ公園育て組(公園等里親制度)」(平成22年度65団体)、「花咲かせ隊(公園等の花壇管理)」(平成19年度100団体)とする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	・平成19年3月、(仮称)天沼公園の造成工事が竣工し、4月に開園する。また、高井戸東地区地区計画の地区施設公園についても基本設計が終わり、19年度開園の予定で進んでいる。さらに、(仮称)今川公園についても、19年度都市計画決定し、用地取得後、開園する予定で進んでいる。 ・区民等との協働による公園管理運営体制は、花咲かせ隊98団体、すぎなみ公園育て組20団体と着実に増加している。
政策への貢献度	「公園維持管理指針」に基づき計画的な維持管理を行い、今あるみどりを守り育てると共に、新たな公園・緑地の確保に努め、緑とオープンスペースの拡充を図ることにより、うるおいのある美しいまちづくりに貢献している。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	・公園・緑地等の管理を区民等との協働で進めているが、区民等が担える部分は園地等の清掃・除草、植栽の手入れなど比較的軽易な物に限られており、頻度も多くは期待出来ないため、経費節減には繋がらない。しかし、公園緑地等の美化を推進することで、地域環境・住民意識の向上や地域に愛され親しまれる公共施設となって行くと共にコミュニティの形成及び区民満足度向上に寄与する。 ・公衆便所、公園便所等について、(仮称)杉並区行政サービス民間事業化提案制度のモデル事業として19年度共同検討を進め、20年度から一部試行実施する予定になっている。この事業が本格実施となれば、協働の推進と安全・清潔で快適な便所の提供に向けたサービス向上が期待出来る。
今後の施策のあり方	公園・緑地等の整備は、国・都からの補助金を活用して用地の確保に努めると共に、既存の公園については特色のある公園に再整備し、地域に密着した魅力ある公園づくりを行う。また、維持管理については、区民等との協働による公園維持管理体制を推進する。

【二次評価】

二次評価部門の評価	公園づくりの施策は、公園緑地の利用価値や存在価値の観点から見て、区民生活に欠かすことのできない重要施策である。そのため、区民生活にとってさらに身近なものとなるよう、多様なみどり公園のあり方や安全で安心なみどり公園のあり方などについて見直しが行われてきた。したがって、今後も引き続きこの施策を推進していくべきである。中でも、区民活動との連携・協働については、もっと多様な面で、区民理解や役割分担についての共通認識を深めていく必要がある。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>区民との協働による公園づくりや災害時の拠点機能を付加した公園づくりは評価できる。一定面積以上の公園については、AEDの設置や応急給水施設の設置要望を東京都に提出する等多機能化を進められたい。</p> <p>区民の要望件数約1550件は数年間横ばいである。施設の点検及び利用者のマナー向上に努められたい。</p> <p>老朽化が進み危険な公園は最優先で改修されたい。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>公園や公園事務所の維持管理(樹木管理・施設管理・除草・清掃等)や夜間パトロールは委託によりなされている。</p> <p>「花咲かせ隊」や「すぎなみ公園育て組」の地域ボランティアによる自主管理は高く評価できる。</p> <p>公衆便所清掃は民営事業化モデル事業となったが、苦情対応・事後点検については必ず所管課が行い、管理責任を果たされたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>18年度の1人あたりの公園緑地面積(都立公園含む)1.83㎡(22年度目標1.96㎡)のみならず他区との比較及び順位を記載されたい。「公園の適正利用の指導」は活動指標・成果指標とも夜間警備のみ記載(全区立公園300箇所のうち、18年度は毎日、1日当たり95箇所巡回)され、昼間の活動状況が不明である。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>上記記載のとおり公園の維持管理等はほぼ委託だが、別途常勤職員が43.38人、非常勤職員が48.48人、計91.86人がいる。民間委託できるものは民間に任せ、区職員の減員を検討されたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業化提案制度モデル事業導入は、今後事業者と詳細を決めていくことになるが、施設の管理責任は設置者の区であると認識しています。 ・委託化されていない低木の剪定や委託化しにくい軽微な施設修繕、施設点検のみならず、限られた予算で実施できない作業について職員で日常対応しています。それらの公園の維持管理を担う作業職(常勤職員)19名は、退職不補充のため、順次削減を図っていきます(平成23年までに7名が退職予定)。また、非常勤職員は、永年培ってきた知識や経験を活かして公園管理事務所の運営に従事しています。職員の削減に伴う、公園維持管理業務全体の民間委託化の推進、退職者数減少に伴う、公園管理事務所への指定管理者制度等の導入については、今後、検討の必要な大事な課題です。 ・AEDの設置については維持管理上の課題を含め検討していきたいと考えています。 ・応急給水施設については地域防災計画によると東京都において杉並区内で区民の約54日分約83700tの飲料水を確保しています。 ・区民の要望にきめ細かく応えとともに安全で安心して公園を利用できるように、安全点検など施設の維持管理については充実していきます。そのため老朽化などによる危険な箇所は早期に発見し適切な対応を行います。 ・「公園の適正利用の指導」は、活動指標・成果指標とも夜間警備のみ記載され、昼間の活動状況が不明であると指摘について、昼間は職員が注意指導を行っています。通常は公園の巡回作業時、あるいは電話等の通報を受け職員が現場に行き対応しているところです。この活動量を数値化して評価することは困難ですが、利用指導は要望に基づく場合が多いので、公園利用に関する要望件数を活動の指標に加えるよう、今後変更していきます。なお、公園の適正利用の指導については、広報に公園の利用マナーを掲載するとともに、窓口における公園占用申請受付の際にも行っています。 ・区民一人あたりの公園緑地面積の目標を都市公園法にいう市街地特例の水準である5.0㎡/人を長期的に目指しています。現況は都立公園を含めて1.83㎡/人であり、23区中20番目に位置しています。今後、平成22年度末に1.96㎡/人を目標に公園緑地の整備を推進します。
------	--

施策 14 まちの景観づくり

(上位政策:政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

施策目標	景観に配慮した魅力ある公共施設づくりや、区民・事業者・行政の協働による景観まちづくりの展開により、美しくうるおいのある街なみ形成の実現を目指す。
当面の成果目標	区民意向調査における生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)の向上を目標とする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	杉並区のまちを美しいと思う人の割合は、18年度は変わっていない。 違反広告物の除去数は、違反広告物除却活動協力員数の増加による効果と掲出数が減少してきていることから、18年度は大幅に除却件数が減少した。これらの取組みにより、違反広告物に対する区民の目が厳しくなったことも、違反広告数が減少した大きな理由と考えられる。
政策への貢献度	景観まちづくりの普及啓発活動を継続して行うことで、区民の景観に対する意識が向上し、自ら主体的に美しいまちをつくりあげようと思う土台を築くことができる。 屋外広告物は、都市景観の構成要素として重要であり、設置場所、色彩、形状についての適正な規制を行うことや、違反広告物の除去等を行うことが、まちの美観向上につながる。 まちの電柱を撤去し無電柱化を図ることで、安心して歩けるまちになり、ゆとりある美しいまちをつくることできる。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	16年度からの違反広告物除却活動協力員は、参加区民も増加する一方で、ベンチや収納袋など、除却活動に必要な器材の提供が求められている。協力員との一層の協働の推進に向け、貸与物品類の見直し等及び要綱の改正をはかる必要がある。 電線類地中化事業を効率的に執行するために、電線共同溝入溝企業者等の企業に事業委託する。
今後の施策のあり方	景観形成は、区民の協力なくしては成しえない。そのため、景観に対する区民の意識を向上させる普及・啓発活動を地道に続けながら、以下の事業を進める。 景観条例・景観計画は、20年度に施行する。杉並の面影を伝える建物保存の仕組みを確立する。 屋外広告物は、まちの景観を形成する重要な要素である。景観条例制定に際しては、広告主の意識を高めるとともに、今後も住民との協働で良好な景観づくりを推進する。また、置き看板等の路上違反広告物の除去に向けた検討を始める。 電線共同溝方式による地中化では地上機器等の設置が必要で、歩車道の分離のない生活道路においては、スペースの確保が課題である。新工法である柱状機器は、工事と維持管理のコスト増の可能性があり、コスト減に向けて、より詳細な検討を行うとともに、国や電算管理者に対し、さらなる技術開発の要望を行う。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>杉並区が景観行政団体をめざし、総合的な景観施策を推進していくことは大きく評価できる。景観条例と景観計画の策定にあたっては、景観形成が区民の協力なくしては成し得ないことから、一層の区民参加・参画が必要であり、また、これまでの景観まちづくりの取組みを踏まえて、杉並区における景観形成の理念や目標、具体的な施策を景観条例や景観計画の中で明らかにしながら、体系的に事業を進めていく必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>景観まちづくりの基本を定める景観条例は、区民との協働の前提として、区民意見募集手続が必要と考える。地域の景観計画策定に関しては、案作成に際し、利害関係者である地域住民の意見を求める必要があると考える。プロセスを重視されたい。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>違反広告物除去については、計画人数を超える区民との協働がなされており、自主的なまちづくり活動として評価できる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>特になし。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>住民の要望として、取壊予定建物の保全・樹木伐採の保護・開発による緑地の保全等がある。他の事務事業と整合性を保ちつつ、区民との意見調整を進められたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>景観条例の制定、景観計画の策定については、区民意見の提出手続きをとるとともに、関連する業界団体等、幅広く意見を聞く機会を設けるようにしていきます。</p>
------	--

施策 15 環境美化の推進

(上位政策:政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

施策目標	たばこの吸殻や空き缶等の投げ捨てをなくし、区民にとって安全で快適な生活環境を整え、清潔で美しいまちをつくる。
当面の成果目標	「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」(安全美化条例)に基づき指導を徹底することにより、路上禁煙地区を中心に歩行喫煙者をなくす。 クリーン大作戦を中心としたまちのクリーン運動を展開していくことで、区内の団体・事業者などの自発的な運動を促し、環境に配慮したまちづくりに対するきっかけづくりを行う。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	地域の環境美化への関心は高まる傾向にあり、今後は、さらに安全美化条例の周知を図り、路上喫煙禁止地区での改善状況を区内全域に拡大することにより、条例の実効性が確保できると考えられる。 区内事業者や区民が、生活している地域を自ら日常的に清掃することができるまで、クリーン運動を通して意識の変革を図る。
政策への貢献度	環境美化の浸透を図り、地域への愛着心を育み、地域環境の美化意識の高揚など環境への配慮行動につながり、まちづくりに寄与できる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	生活環境の整備では、杉並区生活安全協議会にて、路上禁煙地区の運用をはじめとしたまちの美化に対する取り組みを踏るとともに、条例の周知を図ることで区民一人一人が環境美化への理解を深め、取り組みを進めることができるようにする必要がある。 クリーン大作戦は、地域団体の自主的な活動をさらに促していくための方策について検討を行う。
今後の施策のあり方	生活環境の悪化は、区民の安全や健康に直接に関わる問題である。 生活安全や環境美化に関し、安全美化条例の周知徹底などにより、区民等の意識の高揚及び自主的な活動を積極的に支援していく。また、環境美化パトロール隊の運用などにおいて地域の人材の活用を図っていく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	路上禁煙地区などを指定する「杉並区安全美化条例」の普及啓発については、恒常的に意識を醸成する必要があり、引き続き区民や関係団体の協力を得て、ポイ捨て禁止キャンペーンや巡回指導を強化するなど、さらに工夫して行ってゆく必要がある。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	タバコの吸殻や空き缶等の投げ捨てるをなくすため、路上禁煙地区での指導・啓発・清掃キャンペーンが実施されているが、成果指標である中杉通りと高南通りの1日の平均ポイ捨て吸殻数に数年間目立った好転はない。今後も地道な活動が期待される。また、将来的には、路上禁煙地区のみならず、喫煙所以外では区内全面禁煙とし、分煙の徹底を検討されたい。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	路上禁煙地区での委託による環境美化パトロールや関係団体とのキャンペーンがなされているが、区内全域での歩きタバコや吸殻・空き缶のポイ捨て減少に有効な協働等を検討されたい。
評価表の記入方法などについての評価	「あき地等の管理指導」事業において、草木の繁茂する時期に苦情が多く寄せられるが、繁忙期であるため冬期に現状把握調査がなされている。あき地の適正な管理は美化のみならず安全対策としても必要と考える。委託により除草等を行い、所有者等に費用を請求することを検討されたい。
施策を構成する事務事業についての意見	タバコ等のポイ捨てに対しては、事業のあり方点検に記載あるとおり、様々な階層に絞った効果的な啓発活動を行う必要があると考える。未成年者の喫煙防止を健康面及び環境面から学校教育として徹底する必要があると考える。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	外部評価で指摘されているとおりモラルの向上は地道な活動が必要な分野であり、分煙の徹底という方向で施策の推進を図っていきます。また、空き地の適正な管理に関して委託の手法も制度上可能であるので、当事者から要望があれば適用も検討していきます。
------	--

政策 6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために

政策目標	<p>・安心してゆとりある子育てができるように、子育てを地域や社会で支える仕組みをつくる。 ・次代を担う子どもたちが、豊かな人間性や自立性を持って、のびのびと健やかに育つ環境をつくる。</p>
当面の成果目標	<p>1、仕事と育児の両立を支援するため、増大、多様化する保育需要に対して、延長保育実施園や、産休明け保育実施園を増加させるなど、保育サービスの充実を行うとともに、保育園待機児の解消(保育園待機児童数20年度目標値0人)及び利用者の満足度の向上を目指す。 2、安心して子育てのできる地域社会づくりに向け、「育児に対する不安感・負担感の解消」「児童虐待ゼロ」に向けた取組みを強化するとともに、子どもと家庭に対する総合相談の充実や関係機関との連携強化を進め、要保護児童等に適切な対応を行う。また、「杉並子育て応援券」をはじめとする「杉並区子ども・子育て行動計画」を推進し、子育てサロンの充実など乳幼児親子の居場所づくりや子育てしやすい環境づくりを進め、「子育てを楽しんでいる人の割合」を平成22年度までに90%にする。 3、発達障害児の相談急増に対応するため、こども発達センター事業を弾力的に運営するとともに、子育て支援に関わる関係各課の役割分担や機能強化・連携体制の整備を検討する。 4、登録制などの実施などにより、学童クラブの待機児童数を22年度末0とする。また、子どもたちの自主的な活動の場の提供や、社会参画を進めることなどにより、「自分が認められていると感じる子どもの割合」を22年度までに93%にする。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>1、公立保育園の定員見直し、認証保育所の開設などにより、保育園待機児童数は前年度(18年4月1日現在46人)に比べ33人減少した(平成19年4月1日現在13人)。 2、「杉並区子ども・子育て行動計画」を推進し、「杉並子育て応援券」事業の開始準備、子ども家庭支援センターの相談体制強化、子育てメッセの開催など、子ども子育てを支える新しい地域社会づくりに取り組み、子育てが楽しいと思う人の割合の増加を図った。 3、こども発達センター利用希望児童数の急増に対し、暫定的に土曜日を開庁して相談体制の充実を図り、さらに通園事業の定員増を行い対応した。また、発達障害児など配慮を必要とする児童に対する支援体制についての検討を開始した。 4、全学童クラブで登録制を本格実施した結果、17年度中の学童クラブ待機児童数は0となったが、18年19年の年度当初は特定の学童クラブに入会希望が集中し、待機児童が発生している。また、ゆう杉並中・高校生運営委員会やコースプロジェクトすぎなみの活動などを通じて、中・高校生の活動の場や機会を充実し、自分が認められていると感じる子どもの割合の増加を図った。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>○次代を担う子どもが健やかに成長し、子育て世代の親が子育てに夢や希望を持ち、安心して子どもを産み育てることのできる地域社会をつくるため、「杉並子育て応援券」事業、ひととき保育、「子育てサイト」などの事業をはじめとする「杉並区子ども・子育て行動計画」を推進していく。 ○多様な区民ニーズに対応し、効率的に質の高いサービスを継続して提供していくために、保育園や学童クラブの運営に民間活力等の導入を計画的に推進していく。また、地域の中で子どもたちが健やかに育つ環境を創出し、地域の子育て機能を高めていくため、さまざまな場面で、NPOをはじめ区民や地域社会との協働を進めていく。 ○内容・件数ともにさらに深刻化しつつある児童虐待等の予防・早期発見・相談支援体制の充実を図り、適切な対応を進めていく。 ○子ども子育て施策をより総合的に推進していくために、教育委員会など区の関係部門や関係機関及び子ども子育てを支える地域、地域団体との連携を一層強化していく。 ○質の高いサービスの提供を担保していくため、第三者評価制度の導入(区立保育園は導入済)及び評価結果を効果的に活用していく必要がある。</p>

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>保育園・学童クラブの待機児童数は減少しており、一定の成果を上げつつあるが、子育てに対する不安や子どもの安全に対する危機感、またライフスタイルの変化などにより、子育て支援施策に関わるニーズは、より一層増大・多様化している。これまでの子育て支援施策は、保育園や学童クラブ運営などの就労している保護者の子育て支援に比較的集中してきたが、今後は、在宅で子育てをしている家庭や、母親が不安定・不定期な就労をしている家庭なども含めた、すべての子育て家庭を視野に入れた施策を展開していくことが求められている。</p> <p>こうしたことから「杉並区子ども・子育て行動計画」に掲げた事業を着実に推進しながら、区民とともに、すべての子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てることのできる地域社会づくりを目指していくことが肝要である。</p> <p>また、児童虐待や発達障害などへの関心が高まっているなか、さらなる施策の充実を図るとともに、効果的な施策の展開が図れるよう実施体制を構築していくことが求められる。</p>
------------------	---

【外部評価】

<p>政策内容への評価</p>	<p>この政策分野は、従来のハンディキャップを持つ子どもや保護者を社会的にサポートするという性格から、子ども健全育成を社会的に促進するという性格に変わりつつある。児童手当や医療費助成の対象や給付が拡大したことなどがその端的な事例である。この場合、国の施策として全国的に行われる事業以外は、地域ごとの自治体の財政力の格差が施策の格差となって現われることとなる。このことが子育て世帯の人口移動を促すという現象があらわれている。政策を評価する場合、杉並区としての個別の視点だけでなく、全国的あるいは東京都域内における格差の反映という側面を無視してはならないと考える。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>当面の成果目標の欄が、政策を構成する施策の主要目標の羅列に終わっている。これでは政策としての目標像がわからないし、施策のどの指標が政策の効果にどの程度貢献しているのかわからない。難しいことではあるが、政策の成果目標と施策の成果目標とはレベルが異なっていることを認識して、独自の成果目標と成果指標を掲げ独自の評価を行う努力を行ってほしい。少なくとも、施策目標のなかでも政策の成果目標への貢献度に濃淡があることがわかるような記述をしてほしい。</p>
<p>政策を構成する施策についての意見</p>	<p>個別の施策についての外部評価のとおり。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>ご指摘のありましたように、この政策分野は、両親が就労している家庭、在宅で子育てをしている家庭を問わず、すべての子育て家庭を視野に入れ、子ども健全育成を社会的に促進するための施策の展開が求められていると認識しております。加えて、従来のハンディキャップを持つ子どもや保護者を社会的にサポートするという性格も、社会のセーフティネットとしての役割から、欠かすことはできないと考えており、児童虐待の防止や発達障害などへの関心が高まっているなか、さらなる施策の充実を図る考えです。</p> <p>また、杉並区は、子どもの医療費助成制度など子育てを経済的に支える施策は、本来国によって一律かつ、広域的に実施されるべきと考えており、国・都に対して要望を毎年行っています。</p> <p>当面の成果目標につきましては、ご指摘のように、政策目標と施策の成果目標とはレベルが異なっていることを認識して、施策目標のなかでも政策の成果目標への貢献度に濃淡があることがわかるような記述に努めます。</p>
-------------	---

施策 24 保育の充実

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労の機会を確保するとともに、認可保育所・認可外保育施設等に在籍している乳幼児が、心身ともに健全に発達できる保育環境を確保する。 ・保育所入所待機児を解消する。 ・子育てと就労の両立を支援するため、延長保育、産休明け保育などの多様なニーズに応えていく。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園待機児童を解消する。[平成20年度目標値:0人] ・延長保育実施園の割合を増加させる。[平成20年度末目標値:77%] ・産休明け保育実施園を増加させる。[平成20年度末目標値:15園]

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園の定員見直し、認証保育所の開所などにより、平成19年4月1日現在、待機児童は13名に減少した。引き続き待機児の解消を目指す。 ・18年4月から延長保育実施園を2園増やした。19年度以降も増やしていく。 ・18年4月から産休明け保育実施園を1園増やした。
政策への貢献度	<p>女性の社会進出の増加などに伴い、保育園への入所を望む保護者は年々増えている。働きながら子育てができる環境を整え、杉並区を安心して子どもを産み育てられるまちにするためには、「保育の充実」は欠かせない施策であり、政策への貢献は大である。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等の課題と見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・公設民営化や調理・用務業務の委託化による民間活力の導入、認証保育所の設置などにより、今後も協働の推進を図る。円滑に進めていくためには、保護者に理解してもらうことが課題となるが、限られた期間の中で、できるだけ早い段階から参画を進めていくことにより、理解を得られるようにしていく。
今後の施策のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のライフスタイルに合わせた保育サービスを選択できるよう、延長保育、産休明け保育などの整備を図っていく。また、病後児保育に加え、「病気になったときの保育を」というニーズに応えるため、病児保育の実施を目指す。 ・公設民営化や調理・用務業務の委託化などによる民間活力の導入を図るとともに、認証保育所、グループ保育室など認可保育所以外の保育システムの整備を行い、協働を推進していく。 ・育児休業者等への対応のため、入所予約制度について検討していく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>公立保育園の定員見直し、認証保育所の開所などにより、待機児童数が大幅に減少し、目標とする待機児童の解消に近づきつつあることは評価できる。その一方、多様化するライフスタイル・保育ニーズに適した受け入れ体制構築のため、延長保育・産休明け保育等の充実や病児保育の実施など、様々な仕組みづくりに取り組むことが必要である。さらに、保育園への入所を望む保護者が年々増加していることへの対応も含め、認可保育所以外の保育システムの整備を進めるとともに、ひととき保育の充実など家庭で子育てを行っている保護者の負担も軽減するなど、安心して子育てを行える環境づくりが求められる。</p>
-----------	---

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>待機児童、延長保育等の目標がほぼ達成されつつあるように、この数年間の努力の成果が認められる。延長保育、ゼロ歳児保育など多様な保育ニーズは、今後とも女性の社会進出、職住の利便性を求めた若年世帯層の区内居住増加に伴い、増加が見込まれるが、このような多様な保育ニーズにどこまで応えるかは、公的保育の役割の見直しに結びつくこととなる。すなわち 保育ニーズというものの選択性(父母の都合)の強まりと個別契約制の導入、延長保育・ゼロ歳児保育の受益者負担の大きさ、幼保一元化の動きの中での年長保育の意義、少子化問題に対する施策としての保育の意義などが検討課題となる。こうした中において、保育事業は拡充指向となりがちだが、地域格差の拡大をふまえ、もっと明確に協働化、効率化を指向すべき。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等への評価</p>	<p>区民アンケートにも見られるように、区民には保育事業についての一定の充足感があり、また保護者には満足度の向上がみられる。公設民営化や業務委託についても区民からの不満が出てくる状況とは思えない。よって、いっそう協働へのシフトを強めるべきである。その際、保育料の改定を速やかに行い、民営保育サービスとの格差を少なくすることが肝要である。保育料の改定についての23区としての統一性よりも区の独自性を強めるべきである。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>延長保育は今日の保育ニーズ多様化の代表指標である。事務事業評価表のほうにある延長保育充足率で施策評価の成果指標をとらえるべき(現在は延長保育実施保育園の割合でとらえているが、50%を超えている現在、実施保育所をモニターする意義は薄らいできている)</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>一般保育事業の次年度予算へのスタンスは、予算増ではなく事業費増とすべき、事業評価では事業費と人件費を合計している 委託・民営化の成果指標に「保護者満足度」を使うべき 認証保育所の運営事業における成果指標(または活動指標)に認証保育所受託児童比率(認証保育所児童÷全一般保育所在籍児童)を使う。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>これまでの取り組みに対する一定の評価はいただいておりますが、保育需要は引き続き増大しています。今後も待機児の解消と保護者の多様なニーズに応えるため、延長保育や乳児保育の充実、保育園の改築等に伴う保育園整備、認証保育所の拡充など、杉並区実施計画に基づきながら取り組んでいきます。取り組みにあたっては、民間活力の導入による協働化も保育園の公設民営化、調理・用務業務の委託などを引き続き進めていきます。なお、協働化の推進にあたっては、指定管理者や委託業者へのモニタリングの実施による業務の管理を行い、良質の保育サービス等を安定的に提供できるようにしていきます。</p> <p>また、保育料については、国の税制改正に伴う見直しを行ったところですが、引き続きの課題として保育料の改定について検討を行っていきます。</p> <p>評価表の指標については、事業における計画の達成や事務事業内容との関係、「保育の充実」に係る事務事業全体の指標を考慮しながら見直していきます。</p>
-------------	--

施策 26 地域子育て支援の充実

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	子育てに伴う、心理的、肉体的、経済的な負担感を軽減させるために、関係機関が連携して支援するとともに、子育てを地域で支える仕組みを充実させ、親が楽しく子育てができ、子どもたちが伸びやかに育つようにする。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを楽しんでいる割合を平成22年度までに90%にする。 ・虐待ケースの相談のうち、個別事例検討会が開催できた割合を平成22年度までに58%にする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	虐待の個別検討会の開催や、講演会・研修会の参加人数は増加し、成果目標の達成に近づいているが、相談件数等は増加の一途をたどり、なお一層の対応の強化が必要である。 子ども子育て行動計画の推進で、子育てをとても楽しいと感じる人の割合も着実に増えている。 ひとり親家庭休養ホーム事業は、日帰り施設を対象とする事業の見直しを図ったことにより、大幅に利用者を増やすことができた。
政策への貢献度	上記の事業の成果は、地域での子育て支援を安定させるための事業としての貢献度は高い。 相談の掘り起こしも含め、虐待、不登校や養育困難などの深刻な相談の件数が年々増加しているため、関係機関の連携した支援を強化し、対応を進め、実績をあげている。 乳幼児等の医療費助成や、児童手当の対象者拡大、子育て応援券制度の開始など今後も事業拡大が続き、貢献度は益々高くなるものと思われる。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	虐待対策など個人情報保護の観点からみて、区が直轄で実施すべき事業は、拡充を図りながら実施していき、民間に委ねることで民間のノウハウを活かすことができる事業や、子育て支援など地域全体で支えあって見守り、応援できるものは、積極的に地域等に委ねていく。
今後の施策のあり方	現在の社会状況の中では、これからも心理的・肉体的・経済的など、様々な養育困難の問題を抱える家庭が増えると予想される。すべての区民が安心して子育てを行えるよう、行政と地域住民が一体となって、子育てを支える地域社会の形成に努めることが重要である。 今後の施策においては、「子育て応援券」の導入や開設した「子育てサイト」の活用など、地域ぐるみの総合的な子育て支援策を行なっていく必要がある。また、働き方の見直しなど、企業・事業者の子育て支援の啓発も重要である。 そのため、「子ども・子育て行動計画」に基づき、これらの子育て支援施策の推進に区をあげて取り組んでいく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	子育てを家庭を取り巻く社会状況の変化により、子育てに不安や負担を感じる親が増加しているなかで、子育てを地域ぐるみで支える新しい仕組みづくりに取り組んできたところである。今後は、これまでの取り組みを一層拡充することにより、指標となっている「子育てを楽しんでいる割合」を高めていくことが必要である。その一方、虐待・養育困難ケースの相談やゆうラインへの相談の件数が著しく増加していることから、子ども家庭支援センター機能のさらなる強化が求められている。
-----------	--

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>杉並区のように、都心に近い住宅地には、若い子育て世帯の流入が続くものと思われる。これらの若い世帯では、親族や地域社会とのきずなが薄らいでおり、子育てに係るサポートは行政に向きがちである。こうした中でゆうラインへの相談件数が増加しているものとみられる。「子育てを楽しんでいる割合」でみた成果指標も不安定な推移を示しており、90%の目標達成は容易なことではない。地域社会によるサポート機能に期待するところが大きいものに対して、若い子育て世帯の地域への帰属意識は希薄のままというジレンマの中で、行政施策を一方的に拡充すべきという結論には、躊躇がある。若い子育て世帯全体に対して「子育ては楽しくもあり責任もあり」という啓発活動が必要である。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等への評価</p>	<p>地域社会の住民組織やNPOによる子育て支援活動に期待するところが大きいのだが、子育て支援ニーズの拡大のスピードに追い付けない状況である。企業、住民組織、NPO等に対する啓発活動が必要であり、安易に行政による支援の拡大に向かうべきではない。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>「子育てを楽しんでいる割合」を成果指標に掲げることは大切なことであるが、この指標に過度に依存すると、施策の目的に適合しなくなる可能性がある。なぜならば、子育て世帯の意識は、経済環境の変化やマスコミ等文化環境の変化で大きく揺れ動くものであり、行政施策との連関が大きいとは言えないからである。また、子育て世帯自身が経済環境、文化環境、社会環境の変化に応じて転居する状況もある。よって、時系列比較よりもクロスセクション（他地域との比較）のほうが意味があるように思える。また、「楽しいと感じる割合」のような意識調査指標だけでなく、相談件数、諸手当受給率などもクロスセクションで比較して、杉並区の東京や全国における位置関係を確かめながら施策を評価すべきである。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>子育て支援の事業には、(1)福祉的施策(ハンディキャップ対応施策):児童虐待対応、ひとり親ホームヘルパー派遣など、(2)健全育成的施策:児童手当、乳幼児医療費助成、ファミリーサポートセンターなど2つの種類があるが、行政事業の進行の過程で、目的が混然となる傾向がある。それぞれの事業の核心的狙いが何なのか、もう一度棚卸する必要がある。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>若い子育て家庭の杉並区への流入傾向は見られますが、杉並区の合計特殊出生率は、23区の中でも特に低い状況が10年以上変わらず続いています。杉並区は、23区の中でも、女性の未婚率・就業率が高く、さらに、三世帯世帯の割合が低い・土地の公示価格が高い・平均的な住宅の面積が狭いという条件がそろっています。これらの条件のなかで、大幅な合計特殊出生率の上昇を望むのは難しいと認識しています。</p> <p>また、子育て家庭を取り巻く社会状況の変化により、両親が働いている・いない、世帯の収入の多い・少ないなどに関わらず、子育てをしている方の不安感や負担感は増大していると考えており、「全ての子育て家庭を支援していく」施策を、地域の方々との協働を一層進める中で実施していきたいと考えています。</p> <p>さらに、子育て中の方も、一方的にサポートされるという立場に立つのではなく、「子育て応援券」事業の中では、子育てをしながら、子育てのサポート事業を立ち上げ事業者として活動される方も徐々に増えています。こういった動きを支援しつつ、ご指摘のあった「子育ては楽しくもあり責任もあり」という啓発活動も行っていきたいと考えます。</p> <p>評価指標につきましては、ご指摘のありました、他地域との比較ができる指標についての検討を行っていきます。</p>
-------------	---

施策 27 障害児の援護の充実

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	障害や発達につまずきのある子どもの発達を援助し、地域で共に育ちあえるようにする。 障害児の保護者が安心して子育てができるようにする。
当面の成果目標	発達障害児の相談急増に対応するため、こども発達センター事業を弾力的に運営するとともに、子育て支援に関わる関係各課の役割分担や機能強化・連携体制の整備を検討する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達センター利用希望児数の急増に対し、暫定的に土曜日を開庁し相談指導体制の充実を図ったり、通園事業の定員増で対応した。 ・発達障害児など配慮を要する児童に対する支援体制についての検討を開始した。
政策への貢献度	心身の発達に遅れやその心配のある子どもの発達を促し、保護者の養育を援助していくことは「子育てを社会で支え子どもが健やかに育つために」に大いに貢献している。特に保育園による障害児受け入れは統合環境をすすめ、地域でともに暮らすための基盤づくりに寄与するものである。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	配慮を要する児童に対する相談・支援体制について、庁内で検討を行っているが、事業の実施運営については、関係機関との連携・協働が必要となる。受け皿機関の育成等を含め、区内の大学、社会福祉法人、民間療育機関等との連携のための情報交換を積極的に行っていく。
今後の施策のあり方	<p>障害の重度重複化に対応するため、医療機関との連携を図り、医療的ケアを含めた重度障害児の療育を進めていく。</p> <p>発達障害児に対する専門相談・個別指導体制を整備し、保育園・幼稚園などの幼児期の集団で育ちあう環境づくりを支援する。</p> <p>障害のある子どもが地域の子どもたちと触れ合いながら発達していけるように巡回指導等を活用し支援していく。</p> <p>教育委員会との連携を深め、幼児期から学齢期にかけて一貫した支援体制を確立する。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>保育園や学童クラブでの障害児受け入れを拡充することにより、障害児の保護者が安心して子育てをできる環境づくりが必要となっている。また、こども発達センターの利用希望児が増加している現状を踏まえ、関係機関との役割分担を明確にした療育システムの確立を図る必要がある。さらに、新たな支援対象である発達障害児など配慮を要する児童について、発見・評価から専門相談・療育指導、学齢期における継続的支援体制の構築が重要な課題となっている。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>障害児援護の事業は、基本的に行政の責任領域の多い事業である。よって、発達障害に対する社会的認知度の高まり 相談・指導希望の増加 施策対象児童数の増加 障害児援護施策の発動 施策による受益児童の増加 多様な施策展開(医療機関との連携、保育園による受け入れ、巡回指導など)というような評価のロジックモデルが作りやすい。これに基づき、各段階の評価の関連を明らかにする努力を行うべきである。施策の現状評価としては、妥当な成果を達成したといえるが、今後については、少子化の影響もあるので「拡充」とはならない。相談・指導件数の高まりに対応して、施策を選別する行政官の判断力が問われるようになってきていることを自覚すべきである。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>NPOによる相談・指導、NPOによる実施・運営などが試行されるべきであるが、あまり多くは期待できないのではなかろうか。やはり行政責任をベースとしながら、多様な施策に選別・展開することが基本的方向であろう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>施策の方向が「拡充」となっているが、理由が明確でない。相談・指導が増える傾向にあることがすなわち「拡充」を意味するものではない。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>特別児童扶養手当事業の成果指標は、手当支給率 = 支給児童数 ÷ 対象児童数とすべき、児童育成手当(障害児)事業における成果指標が「対象児童前年比」となっているのはおかしい。手当支給率 = 支給児童保護者動数 ÷ 対象児童保護者数にすべき。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>少子化の傾向について、発達障害に関する社会的な認知度の高まりや出現率(8~9%)を考慮すると、今後も相談件数の増は見込まれます。発達障害児等の配慮を要する児童が、自己の持っている力を十分に発揮して成長していけるよう、関係所管課で役割分担について検討を進めました。相談・指導の増に対する対応ばかりでなく、こどもの発達段階に合わせた療育を実施するため、発達障害児専門相談や小グループ指導など新たな施策を実施するため、施策の方向としては拡充と考えます。各機関での評価を行い、学齢期までを含めた適切で継続的な支援策を展開していきます。</p> <p>特別児童扶養手当と児童育成(障害)手当の成果指標については、手当を必要とする者のうち受給している者の割合を適切に表現できる指標を検討していきます。</p>
------	---

施策 28 子どもの育成環境の整備

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	児童館を拠点とした子どもの育成環境の整備や、子どもの社会参加・参画を進める事業を推進することで、子ども自身の自主性、社会性、自立を育む。
当面の成果目標	・自分が認められていると感じる子どもの割合の向上。 ・学童クラブの待機児童数を0とする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	学童クラブの待機児童解消のため、17年度から「登録制」の本格実施をはじめた結果、17年度中の待機児童は解消したが、一方で特定のクラブに入会希望が集中し、18、19年度当初は待機児童が発生している。
政策への貢献度	学童クラブは、児童が同級生以外との交流を深め、社会性、自立性を育てるとともに、「登録制」の実施により放課後の安全な居場所をより多くの希望者に提供できた。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	提出された「児童館等のあり方検討会」の報告内容を踏まえ、児童館事業への計画的な民間活力の導入について検討を行う。
今後の施策のあり方	「子ども・子育て行動計画」に沿った施策を推進する。 児童館のあり方検討会の報告内容をふまえ、児童館プログラムの充実、安全・安心な居場所の確保、学童クラブ需要増への対応、青少年の自立応援などの具体化を協働と併せて推進し、子どもの育成環境を整備する。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>児童館のあり方検討会による報告内容の具体化を検討し、児童館・学童クラブの一層の充実を図ることが求められている。特に、安心できる放課後の居場所として学童クラブへの入会希望者が増加していることへの対応や、利用者ニーズの多様化による育成時間の延長等は、重要な課題である。また、特定の学童クラブへの入会希望が集中していることへの対応も必要である。</p> <p>また、国が作成中の学童クラブのガイドラインでは70人規模を想定していることから、このガイドラインが示された場合の対応策の検討も必要である。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>学童クラブ入会希望者が増加するのは、学童に占める比率がまだ少ない段階での共通現象という側面がある。とくに杉並区のように通勤や生活に便利などところには若い子育て世帯層が集まる傾向にある。こうした状況のなかでの現象であるということ認識したうえで施策の評価を行うべきである。すなわち、行政施策の充実が顧客を呼び込むという側面があることを認識して今後の施策展開を図るべきである。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>児童館の運営は、子どもの健全育成や社会参加をめざしたものであるが受益者の任意参加に基づくものであり、行政の直営よりもNPOや住民組織による運営に適している。現状では行政の直接サービスに依存している度合いが強すぎる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>「児童館のあり方検討会」の報告を踏まえ、とか、「子ども・子育て行動計画」に沿った施策の推進、という記述では、何を言わんとしているのかわからない。計画のどの部分をどのように施策化するの、具体的に記述すべきである。本事業以外にもこのような記述が、多々見られた。活動指標にも成果指標にも言えることであるが、学童クラブ入会児童数や児童館利用者数という絶対数を評価指標にするよりも、学童に占める比率としたほうが良いのではないかと、学童クラブや児童館利用が普遍化してきている今日の状況をふまえた評価指標とすべきである。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>学童クラブ運営や児童館運営における常勤職員の比率が高すぎる。もっと非常勤職員に開放して地域のボランティアな運営を指向すべきではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>施策内容への評価について 学童クラブの入会希望者の増加には、様々な側面があることを認識してその対応に当たってまいります。入会希望者が集中し、入会待機児童の発生が予想される特定の学童クラブについては、小学校の空き教室などを利用した学童クラブを新設し、待機児童が発生しないよう取り組みを進めます。</p> <p>協働等への評価について 20年度から先駆的に、児童館1館で「ゆうキッズ」事業をNPO法人等に委託します。今後も能力のあるNPO法人等との協働に取り組みます。(児童館事業は、町会・自治会や青少年育成委員会等、地域との連携が強く、このような連携が可能なNPO法人等との協働が望まれます。)</p> <p>評価表の記入方法などへの評価について ご指摘のとおり、具体的に分かり易い記載に努め、評価指標についても現状に即した指標となるよう見直しを行います。</p> <p>施策を構成する事務事業についての意見について 職員数には、事業予算に組み込まれるパート職員分は除かれているため、常勤職員比率が実際よりも高くなっています。19年12月1日現在で、パート職員を112名雇用しており、学童クラブ運営に従事しています。このような実態については、今後、評価表の特記事項欄に記載します。</p>
------	--

政策 23 区民生活を支える基盤整備

<p>政策目標</p>	<p>住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、戸籍などの情報を届出等に基づき適正に作成・保管し、それらの証明書を迅速かつ効率的に発行する。また、住民異動に伴う各種業務の届出受付や行政サービスの提供を顧客志向の視点から、出来る限り総合的に窓口での対応を行うとともに、区民生活の多様性を踏まえサービス提供時間の拡大を図る。併せて、IT社会の進展に相応しいインターネット等を利用した行政サービスの提供を検討するとともに個人情報の保護についてセキュリティ対策を確立していく。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>休日夜間窓口開設(駅前事務所の開設)利用率の向上 戸籍システム導入による個人情報の適正管理、事務の効率化及び休日夜間窓口の確立 証明書自動交付機の利用率拡大 外国籍住民に対する証明書自動交付機利用等の日本国籍住民との同等サービスの提供 住民基本台帳事務等を中心としたISMS認証取得後の情報セキュリティ対策の確立と実施 個人情報(プライバシー)保護を機軸においた住民基本台帳ネットワークシステムへの対応</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>休日夜間窓口利用率の向上と区民事務所等地域サービス利用率の向上 証明書自動交付機手数料値下げによる利用率拡大 18年度から郵送による住民票の写し等処理事務の申請分の委託の実施 外国籍住民の証明書自動交付機利用の検討 住民基本台帳事務等を中心とした情報セキュリティ対策の確立と実施 個人情報保護を機軸においた住民基本台帳ネットワークシステムへの対応 本庁時間外、土日開庁へ向けた検討</p>
<p>今後の政策目標の方向と課題</p>	<p>顧客志向の観点から、区民が必要なときに安心して行政サービスを受けられるように、本庁の時間外・土日開庁など24時間365日の理念に基づく休日夜間窓口のさらなる拡充に向け取り組むとともに、証明書自動交付機をより利用しやすいよう設置場所や稼働時間を検証していく。併せて、ISO27001認証に基づいた運用や戸籍システムの構築により徹底した個人情報の適正運用を目指していく。また、費用対効果の視点から区民事務所等のあり方を検証するとともに、非常勤職員の活用や一部事務の委託化を推進していく。</p>

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>区民の生活サイクルに対応した24時間365日型のサービスの実現に向け、駅前事務所の開設や証明書自動交付機の設置など、休日・夜間サービスの拡充を着実に推進するとともに、現在、本庁窓口の休日・夜間開庁や区民事務所のあり方について、検討を進めている。個人情報保護の適正運用はもとより、区民に真に喜ばれる行政サービスの実現に向け、これらを更に推進していく必要がある。</p>
------------------	--

【外部評価】

政策内容への評価	区民生活が多様化する時代において、行政のサービスの一層の充実が求められている中、休日や夜間窓口の拡充、各証明書の自動交付機の利便性の向上等は、より一層の努力が求められる(休日夜間サービスの利用率は不明、自動交付機の利用率も35%に留まる)。同時に、区民事務所の統廃合については、高齢化社会に対応した配慮が求められることから、区民からの十分な要請に応えられるよう慎重に進めるべきである。また、個人情報の管理は、より一層徹底させてゆく必要がある。
評価表の記入方法などについての評価	事業によって、内容の詳細が不明である(自動交付機の場所や設置台数等)。
政策を構成する施策についての意見	施策は1つのみの為、該当外。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>夜間・休日のサービスとして、駅前事務所4カ所の設置・運営や自動交付機を23カ所に設置・運営しています。</p> <p>駅前事務所の夜間・休日の利用は、微増ではありますが少しずつ伸びています。平成20年度には、本庁土日開庁を行い、駅前事務所とあわせて、さらにサービスの拡充を図っていきます。さらに、区民事務所・駅前事務所のあり方についても、現在総合的な視点から検討を行っていますが、より地域活動の支援を遂行できる組織・体制となるように検討していきます。</p> <p>自動交付機は、区民が利用しやすい設置場所を検討し、移設・新設を行っていきます。利用率については、住民票の公用請求、第三者請求など自動交付機を利用できないものも含んだ件数で算出しているため、35%程度に留まっていますが、年々増加の傾向にあります。今後も引き続き、自動交付機の更なる利用の促進を図っていくように努めます。</p> <p>個人情報の取扱いについては、ISO27001認証の運用の徹底を図り、より一層情報セキュリティを強化していきます。</p>
------	--

施策 81 区民生活の情報基盤整備

(上位政策:政策23 区民生活を支える基盤整備)

<p>施策目標</p>	<p>区と区民の権利・義務形成の基礎となる住民基本台帳・外国人登録、身分に関する記録である戸籍等の情報や印鑑登録など届出等に基づき作成・保管し、その証明を発行するとともに、住民異動に伴う各種業務の届出受付や行政サービスの提供を核として総合的に窓口サービスを行う。 出生、死亡などの届書に基づき効率的に人口動態調査票を作成・送付する。 建物に整然と住居番号を付番し住所を明確にし、公共サインで現在地や目的地を分かるようにする。 部内の職員事務費、旅費等を効率的に執行する。自衛官募集を支援する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>休日夜間窓口開設(駅前事務所の開設)利用率の向上 戸籍システム導入による、事務の効率化及び休日夜間窓口体制の確立 証明書自動交付機の利用拡大 外国籍住民に対する証明書自動交付機利用等による日本国籍住民との同等サービスの提供 住民基本台帳事務等を中心としたISMS認証取得後の情報セキュリティ対策の確立と実施 個人情報(プライバシー)保護を機軸に置いた住民基本台帳ネットワークシステムへの対応</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前事務所開設による休日夜間窓口サービス利用率の向上及び区民事務所、分室、駅前事務所の利用拡大による地域サービス利用割合の向上 ・証明書自動交付機の利用の拡大。 ・住民基本台帳事務を中心とした情報セキュリティ対策の実施。 ISO27001認証による運用の徹底。 ・個人情報保護を機軸においた住民基本台帳ネットワークシステムへの対応。
<p>政策への貢献度</p>	<p>本施策の中心となる住民基本台帳事務、外国人登録事務、戸籍事務等は、全ての行政業務の基礎となる基本情報を作成・保管している。かつ、窓口においては、横断的に主管課の事務を所掌し区民に総合・地域サービスを提供しており政策への貢献度は極めて大きい。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>機器類の保守や施設の清掃等の委託は継続していく。今後は、事業のコスト削減や費用対効果を考慮し、業務の委託化の拡大や非常勤職員の活用について引き続き検討・実施していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>休日・夜間窓口の拡充、自動交付機の利便性の向上や事務の電算化の推進により生活様式が多様化している区民が安心して迅速に行政サービスを受けられるようにする。また、ISO27001認証後の運用の徹底や戸籍システムの構築等により個人情報の安全性を確保する。さらに、非常勤職員の活用、事業者等への委託の推進等により事業の効率化を図る。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	都市型社会の進展により、夜間・休日におけるサービスの需要が増加傾向にある中、駅前事務所の開設や自動交付機の利用拡大など、24時間365日のサービス提供に向けた基盤の整備等、本施策は着実に推進されている。一方で、ISO27001に基づく情報セキュリティ対策も実施されるなど個人情報保護は徹底されている。今後は、サービス増に伴う人件費等の固定経費を最小限に抑えるためにも、定型事務における非常勤職員の活用や、事業者への委託を推進し効率化を図る必要がある。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	本施策「区民生活の情報基盤整備」は9つある事業の内、7事業が管理・事務手続きに関わる内容であるため、大半の支出は人件費である。従って、経費の削減については、より効率化を目指す方向で検討するしかない。また、「人口動態統計調査」についても、総事業費の大半が人件費であるため、一層の効率化が求められる。一方、本施策は区民の個人情報を扱う事業が集中していることもあり、個人情報の流出等については、尚一層の注意が求められる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	上述の通り、事務管理に関わる事業が大半を占めるため、協働には限界があるものと思われる。また、施設の維持管理や機器の補修を外部の業者に委託する際には、個人情報の保護を徹底する必要がある。
評価表の記入方法などについての評価	「外国人登録事務」や「印鑑登録事務」のように、背景や具体的数値を明記した事業は解りやすい。
施策を構成する事務事業についての意見	「自衛官の募集」事業が、なぜ「区民生活を支える基盤整備」に組み込まれているのか、理解に苦しむ。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>指摘のありました「人件費の効率化」については、引き続き、事務の効率化を含め検討し、改善を図っていきますが、窓口サービスの質と人件費は、待ち時間の改善などでは一体不可分の要素が強く、サービスの質を維持、向上させるためには、一定の費用がかかることはやむを得ない部分もあると考えています。今後も、人件費を効果的に使い効率的な事業を展開していきます。</p> <p>なお、個人情報の取扱いについては、ISO27001認証の運用の徹底を図り、より一層情報セキュリティを強化していきます。</p> <p>また、施策を構成する事務事業について、「自衛官の募集」事務は法定受託事務であり、そもそも、区の政策、施策の体系になじみ辛い事業であること、また、当該事業の内容が区民への情報提供を目的として行われるものであることから、全体の調整の中で本施策を構成する一事業として位置付けていますが、今後、施策間の事業移動や事業統合などを検討していきます。</p>
------	---

政策 15 生涯学習の推進のために

<p>政策目標</p>	<p>区民の学習やスポーツ・レクリエーション活動に対する関心や意欲に応え、区民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学習、スポーツ活動が行えるよう、図書館や消費者センター、スポーツ施設などの場や情報の提供を充実すると共に、学んだ成果が地域活動にいかせ、区民が互いに連携する生涯学習によるまちづくりを形成していく。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>子どもから大人までそれぞれの個性やライフスタイルに応じて、自己を高めるための学習、社会参加、スポーツに関わる機会を増大する。 特色ある図書館づくりや日曜・祝日の開館時間の延長など、利用環境の整備を推進するほか、サービスの質の向上を図り、コンテンツの充実等を行い、利用者にとって魅力ある図書館としていく。 消費生活相談アドバイザー制度等を活用し、消費生活相談員の資質を向上することで、複雑・多様化する相談業務を充実する。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>指定管理を行う事業者の創意工夫で、公の施設の特性を考慮しながら、事業内容の拡充を図る。また、利用者の要望の把握及び実現策について検討し、施設利用者の増加を図り、利用料や教室参加費などの収入を増大させる。 新図書館システムの更なる充実を図り、利用者インターネットパソコンを全館に設置することにより、図書館利用者の利便性が向上した。 消費生活相談員の研修制度をとおして、相談員の資質の向上が図られ、消費者相談の処理を充実することが出来た。また、消費者講座の中で、消費者行政を支援する区民を育成し、イベントや講座を協働で実施した。</p>
<p>今後の政策目標の方向と課題</p>	<p>計画的に施設の整備やNPO・事業者等との連携を深め、子どもから高齢者までが共に学びあい、ふれあいと交流が様々な場で実現できるよう、事業を積極的に展開する。 各事業については、成果を重視しつつ、費用対効果の視点から委託・協働化等を推進し、効率的運営を行うと共に区民参加を促進する。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	生涯学習やスポーツ、レクリエーションの機会をあらゆる区民が得られるようにするとともに、学んだ成果を地域活動にいかし、区民が互いに連携する生涯学習によるまちづくりの形成は、「いきいき元気に生涯現役」を目指す区の将来像実現の観点からも重要である。施設の計画的な修繕を始め、区民参加、委託・協働化を総合的に進め、効果的かつ効率的な事業運営が求められる。
-----------	---

【外部評価】

政策内容への評価	全体的には、時代の要請に対応した内容になっている。官の力だけでなく、民の力、組織をさらに活用することを検討することが望ましい。
評価表の記入方法などについての評価	杉並区は学校教育で先進的な試みを実施しておられるが、そうした学校教育のあり方、将来像についてもっと触れられていてもいいのではないかと、との印象を受けた。
政策を構成する施策についての意見	目標達成のための数字を追うあまり、内容の実像が置き去りにされることがよくある。内容を見ると、利用者が偏っているのではないかと印象を受ける施策もある。区民に幅広く利用されるよう努めていただきたい。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	官と民との協働については、さらに指定管理者の一層の活用やNPO・地域住民との協働により、柔軟な施策運営に努めていきます。 生涯学習部門と学校教育との連携では、地域教育との連携が強化されつつあり、学校教育の施策の展開とも係わりを強めていきます。 政策の目標達成には一定の数値目標は欠かせない。このため、常に、数値を目的意識的に追うのではなく、実態を把握しながら幅広い区民の利用とともに、対象を絞りこんだ効果的な施策の展開を推進していきます。
------	---

施策 62 生涯学習環境の整備・充実

(上位政策:政策 15 生涯学習の推進のために)

施策目標	区民の学習、社会参加、スポーツ活動を支援するとともに、その成果を地域に還元できる仕組みづくり、誰もがいきいきと健康で暮らせる地域社会を形成する。
当面の成果目標	子どもから大人までそれぞれの個性やライフスタイルに応じて自己を高めるための学習、社会参加、スポーツに関わる機会を増大する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の創意工夫として公の施設の特性を考慮した事業内容の拡充を図る。 ・利用者の要望の把握及び実現策について検討し施設利用者の増加を図り、利用料や教室参加費などの収入を増大させる。
政策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や生きがいづくりのためには、体育施設や学習施設は必要不可欠であり、生涯学習の推進のための政策への貢献度は高い。 ・区民の学習活動は地域のコミュニティ活性化の原動力であり政策に大きく貢献している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の創意と工夫に基づいた体育施設の運営の質的向上と効率化が図られるよう、幅広く検討していく。
今後の施策のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・学習施設や体育施設については、社会参加活動や健康増進の基盤となるので段階的に整備充実していく。今後は、区民全体の事業運営を積極的に推進し地域に還元・定着していく必要がある。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>各体育施設の利用者数、スポーツ教室参加者数とも増加傾向にあり、歩こう会の参加者の激減は開催日の天候によるものであり、区民の健康志向に基づくスポーツ関連の利用は多い。しかしながら今後、事業の性格により民に任せるもの、協働によるもの、区の主催によるものとを峻別することや他所管や民間の類似事業との整理も必要である。</p> <p>また、指定管理者制度導入に伴い、適切な経営評価を行うことが重要である。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>少子高齢化社会における生涯学習はきわめて重要で、そのための環境整備・充実が必要である。</p>
今後の施策の方向	<p>○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
協働等への評価	<p>民営化宿泊施設の維持事業に関しては、その意義がわからない。現在は民間の宿泊施設が多種存在している。この宿泊施設が生涯学習の環境とどう結びつくのであろうか疑問である。区内の企業には保養所や各種施設を所有しているところが多く、平日は利用者が少ないことが予想される。協働化でこうした施設が活用できないか模索してみてもいいのではないか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>民営化宿泊施設事業を例にとると、16、17、18年度いずれも実績稼働率が37%なのに、22年度の目標は60%と高くなっている。この数字の根拠は、毎年同じような稼働率という点も利用者が一部に限定されているためではないか。その点も触れるべきだろう。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>様々な事業が網羅されていて意欲を感じるが、必要度の点で疑問に思う事業も散見される。生涯学習の環境に本当な必要なものに絞った重点施策・事業のあり方が望ましい。時代の要請に合わせてあの手この手を繰り出しているだけで、効果・効率・必要度の点では問題が多いように思う。もう一度、事業全体を見直し、リストラすべきものはしたうえで、再構築の必要があろう。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>協働等への評価：民営化宿泊施設事業は、民間活力や経営ノウハウを活用し、区民サービスを維持・向上させるとともに、平成13年以前の直営時に比べ毎年度4億円程度の行革効果を生み出している事業であり、経費の面やサービスの面から、民間との協働が実現できている事業です。「生涯学習との関連」としては、保養やレクレーションのほか、学習・研修場所、スポーツ活動場所など、子どもからお年寄まで、区民の誰もが様々な用途で利用できる施設として設置しているものであり、「いきいきと健康で暮らせる地域社会づくり」のために寄与しています。また、区内企業の保養所や各施設の共同利用に関しては、民間企業の施設の有無や施設利用時の条件など、解決すべき課題が多く、今後、調査・研究を進めていく必要があります。</p> <p>評価表の記入方法などについての評価：目標値は、民営化4施設の中で一番高い定員稼働率である湯の里「杉菜」の定員稼働率56.24%（18年度実績）を基に設定しています。なお、民営化宿泊施設は、年間約5万人もの利用があることから、リピーターは存在するものの、利用者が一部に限定されているというような事はありません。</p> <p>少子高齢化社会における生涯学習については、ご指摘のようにきわめて重要であると認識しています。多様な人々のための地域での活動を充実するため、区民等との協働による取り組みに努めてはいるものの、即効性が発揮されにくい状況にあります。</p> <p>このため、「自分たちで自分のまちをつくる人々の力を育成」を基本的な考え方とし、区民等との協働により区民の学習、社会参加、スポーツ活動を積極的に推進し、誰もがいきいきと健康で暮らせる地域づくりが実現されるよう、事業全体の再構築を図っていきます。</p>
------	---

施策 63 図書館サービスの充実

(上位政策:政策 15 生涯学習の推進のために)

<p>施策目標</p>	<p>民との協働で個性ある図書館づくり、生涯現役の地域社会を支える図書館づくりによる課題解決型の地域に役立つ図書館を目標に、区民の貴重な財産である図書館資料を収集整理して、利用者へ提供するとともに、生涯学習の拠点として学習活動を支援する。そのために限られた財源を有効活用し、効果的・効率的な図書館サービスの充実を目指す。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>行財政改革、民との協働、図書館経営改革方針に基づく、効率的かつ効果的な図書館経営を実現するため、地域図書館の運営を指定管理者制度や業務委託で行うことにより、特色ある図書館づくりや、日曜・祝日の開館時間の延長など、利用環境の整備を推進するほか、サービスの質の向上を図るため、コンテンツの充実などを行い、利用者にとって魅力ある図書館としていく。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>14館構想である区立図書館整備は、実施計画に基づき13館目の図書館として平成19年末の開設を目指し建設を行っており、開館した場合、利用者、利用登録者、貸出冊数、蔵書数の増加が予測される。 また、利用者の利便性の向上を図るため、平成18年度末に稼働を開始した新図書館システムの更なる充実を図るとともに、利用者インターネットパソコンを全館に設置することにより、サービスが一層充実していく。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>図書館建設による利用機会の拡大、施設維持管理の徹底による読書環境の充実、情報化の推進による情報基盤の整備、各種事業の実施、資料の収集・保管、これらを効率的かつ効果的に実施することにより、利便性の一層の向上を図る。こうした取組みにより、区民読書活動を支援し、生涯学習の推進を図る。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>平成17年度に成田・方南(新設)図書館の運営委託、18年度に中央図書館窓口業務委託を開始した。19年度には、委託館の成田図書館・直営館の阿佐谷図書館に指定管理者制度を導入するとともに、南荻窪図書館の運営委託を開始し、平成19年4月時点で、指定管理による運営2館、委託による運営3館となった。また、平成19年末開設予定の(仮称)西荻地域図書館においても民の力を活用した運営を計画しており、今後も図書館の経営改革方針に基づく協働による図書館運営を一層推進していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>民との協働で、個性ある図書館づくり、生涯現役の地域社会を支える図書館づくりを基本方針とし、地域図書館への指定管理者制度の導入など、民間との協働を推進し、効果的かつ効率的な図書館運営に努めている。また、ホームページによる情報発信をはじめサービスコンテンツの充実等を行っている。今後、ビジネス支援、法律情報サービス等の課題解決・自立支援策の構築が重要となる。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	業務委託の拡大や指定管理者制度の導入により、民との協働を促進し、新システムの導入等サービスの向上に努めている。新しい時代の図書館として、サービスの質の向上は無論のこと、住民自らの課題解決の支援を行うことが求められているが、現在のところ、利用者にとって図書館が課題解決型の拠点であるとの概念は薄く、今後の取り組みが課題である。
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	各種の取り組みは、評価できる内容のように思う。区民にとってより一層親しみの持てる図書館作りを目指してほしい。最近では、図書館時間を過ごす高齢者も多いようで、そうした新たな問題にも対応していく必要があるだろう。同時に、子供たちの活字離れ対策を国、地方自治体レベルを問わず真剣に検討する時期のように思う。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	出版社等のマスコミを巻き込んだイベントを企画してもいいのではないかと。児童のみならず、国民の活字離れは著しく、マスコミの危機感も高まっている。また、インターネットの活用、正しい使い方を児童に教えていくことも必要になってきている。
評価表の記入方法などについての評価	ブックスタート事業などは、当方の知識がないためか何の事業なのか把握できない。もう少し、丁寧に記載してほしい。
施策を構成する事務事業についての意見	概ね問題がないように思う。インターネット教育の拡充を望みたい。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>図書館職員の知識と接遇のレベルアップを図り、親しみやすい図書館づくりを行うとともに、図書館が掲げる目標としての地域の課題解決型図書館の一環として、今後も確実に増加する高齢者のニーズを取り込んだサービスの充実を図っていきます。</p> <p>また、子ども読書の日、杉並区子ども読書月間を通して読書の楽しみや喜び、本に対する興味を啓発するよう事業を実施する。事業実施の際は出版社等の協力が得られるか検討していきます。</p> <p>ブックスタートは、絵本を通して親と子の触れ合いを促すことにより、子育てを支援することを目的とした事業ですが、今後は、事業の名称等分かりやすい表記や説明の仕方を検討します。</p>
------	--

施策 64 消費者行政の充実

(上位政策:政策 15 生涯学習の推進のために)

<p>施策目標</p>	<p>電子商取引を含む消費者契約に関わるトラブルから消費者を守り、区民の安定した消費生活を実現するため、消費者相談や情報提供、消費者教育などを充実するとともに、消費者活動を支援する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>アドバイザー制度などを活用し相談員の資質を向上することで、複雑・多様化する相談のあっ旋を充実する。 消費者講座を充実することで、消費者教育の普及、消費者情報の提供や展示など消費者行政を支援する消費生活サポーターを育成する。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>相談員の研修制度を充実したことで、消費者相談のあっ旋を充実することが出来た。また、消費者講座をとおし消費者行政を支援する区民を育成したことでイベントや講座を協働で実施した。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>消費生活は暮らし全般に関わる基本的な事柄であり、生きてる間は続いていく。悪質商法の被害にあったり、食の安全が脅かされたり、金融の自由化に伴う自己責任など、消費者を取り巻く環境は大きく変化している。 このため、消費生活に関わる様々な講座の実施やパンフレットの配布を行っていくことは「生涯学習」を進める上で大きく貢献している。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>消費生活サポーターをすぎなみ地域大学と共同で養成し、消費者行政を支援する区民を増やす必要がある。その結果区民との協働を推進することが出来る。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>消費生活サポーターが活動できるシステムを確立し、一人でも多く活動する消費者を育成していく。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	消費者契約に伴うトラブルから区民を守るため、質的向上を見据えながら区民との協働を進めつつあることは評価できる。電子商取引によるトラブルや高齢者をターゲットにした悪徳業者が後を絶たない現状から、より一層相談体制を充実するとともに、未然にトラブルを防止する上から、効果的な情報提供のあり方を検討していく必要がある。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	急速に進む高齢化社会に加え、複雑化する金融機能や通信サービスなどを背景に、真面目な消費者を対象にした悪質商法やトラブルが耐えない。こうした状況下で消費者教育を徹底するとともに、未然に防止するための情報提供は市区町村レベルの行政に最も求められる施策であり、今後も強化・拡大することが望ましい。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	協働化という点では、国・県はもちろんのこと、警察組織との情報交換や協力は必須のことであろう。この協働化が軌道に乗ればコスト削減にも結びつく。そうした点では一段の協働化を求めたい。また、他組織と協力して消費者教育を実施することは、区レベルの視点とは異なる角度で消費者教育を可能にするメリットもある。
評価表の記入方法などについての評価	サービス増の必要性を唱えているにもかかわらず、その考え方が伝わってこない。施策や協働化の具体的な内容の記述がほしい。
施策を構成する事務事業についての意見	消費関連トラブルが増えている中で消費者相談件数、消費者講座がともに減少している点は気になる。一般論でなく、具体的なケース・スタディを軸にしたほうが、消費者の関心も高まり、参加者が増えるのではないだろうか。そのためにも、現場を良く知っている警察などとの協働化が望ましい。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	消費者相談件数が平成16年(8,768件)と比べ大幅に減少しているとの指摘ですが、振り込め詐欺や架空請求詐欺の相談は、東京都や警察庁の相談窓口などが充実され相談先が分散してきたことにより、当センターへの相談は減少しています。しかしながら、消費者センターに消費者相談に来ない消費者も多くいると思われるので、ホームページやリーフレットそして出前講座などを活用して消費者センターを周知するとともに、警察組織、地域包括センター、消費生活サポーターなど他組織との連携を強化し消費者被害の未然防止と救済について積極的に取り組んでいきたいと考えています。
------	--

政策 19 区民と行政の協働

<p>政策目標</p>	<p>自治基本条例の理念に基づいて区政に対する区民の意向を迅速かつ的確に把握し、それらを区政に反映させることにより、区民の区政に対する信頼度を高め、区民の参画と協働に基づく住民自治を実現する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>区民からの意見・要望について「三日ルール」を徹底し、迅速な処理に努めることにより、区政への信頼を一層高める。また、文書管理システムを利用して全庁的な情報の共有化を図り、効率的に事務改善に繋げる。 電子会議室、電子掲示板、コールセンター等の運営を充実するなど、ITを活用した区政参加の機会拡大を目指す。 区民から寄せられた意見・要望に対する施策への反映状況を公表し、区民の区政参画意識を高め、協働を推進する。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>「三日ルール」については、全庁的に定着している。区民からの意見・要望やその対応について文書管理システムを利用し全庁的な情報の共有化をしている。 インターネットを利用した区政モニター、区のホームページを利用した区民アンケート、電子掲示板及び電子会議の充実を図っている。区のホームページへの書き込み件数はインターネットの利用普及の増加に伴い増加している。 意見・要望の施策等への対応状況については、「区民の声」の冊子や広報、HPなどで区民の区政参画の意欲を高めている。 コールセンターの運営については区民へのより一層の周知を図るため、全庁を挙げて、継続的にPRをし、認知度は上昇している。機能拡充のため、ヘルプデスク機能を担いつつ、受付事務の拡大を図っている。</p>
<p>今後の政策目標の方向と課題</p>	<p>区民との協働による区政運営を推進していくためには、 区民ニーズを素早く的確に把握し、それを区政に反映させるとともに、その反映状況を区民にフィードバックし、区民の協働の意識を高める。 区民意向調査・区政モニター、対話集会、意見要望、さらにITを活用した電子会議室等を区民の区政参画の場として、それぞれの事業を効率的に展開させる。 コールセンターの利用者への対応履歴の分析などにより区民のニーズの的確な把握とその施策反映を図っていく。コールセンターの効率的運用の視点から代表電話との統合の可能性を含め検討をする。</p>

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>区民の信頼に裏打ちされた参画と協働に基づく住民自治を実現していくためには、区政に対する区民の要望や意向を迅速かつ的確に把握し、それらを区政に反映させるとともに、サービスや事業についての問合せ等に対し速やかに対応していくことが大切である。この意味で、区民の要望等に対し、迅速な対応を図る目的で設定された「三日ルール」の運用が全庁的に定着するとともに、24時間365日の区役所サービスの一環としてスタートした「コールセンター」についても、区民への認知度が高まり、その利用数が着実に増加していることは、大いに評価できる。また、自治基本条例に基づく具体的な区民参画の手段である区民意見の提出手続についても、導入以来、適切な運用が図られ、政策目標の実現に大きく寄与していると言える。加速度的に進むIT化の流れの中で、インターネットを介した区民アンケートや区政モニター、電子掲示板や電子会議室等の新たな区民参画の手段による区民の区政への参加率は着実に増加してきている。今後とも、これらについては、IT時代における区民の区政への有意な、そして実効性のある参画手段として、その充実・強化や区民への周知度を一層高めるなど、参画と協働の一層の推進に取り組んでいく必要がある。</p>
------------------	--

【外部評価】

<p>政策内容への評価</p>	<p>本政策は「区民と行政の協働」とあるが、実施されている内容は区民の意見聴取であり、協働ではない。本来「協働」の概念は、対等の立場で多様な主体が協力しながら働くことを意味し、掘って、意見を聴取した後、どのように協働しているのか、また、協働実現に向けて行政がどう対応しているのか、という内容が解る具体的な事業が評価対象となるべきである。実際には、区政の環境や福祉問題といった分野では具体的に区民と行政が協働しているケースは多いと推測されるが、そういった実態は不明のままである。こうした個別分野の協働実態は、それぞれの分野における評価に現れるということであれば、本政策は「区民の意見聴取」とした方が明快ではないだろうか。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>施策74に記載した通り。</p>
<p>政策を構成する施策についての意見</p>	<p>施策は1つのみの為、該当外。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>区民満足度の高い区政運営にとって、区民の声の反映は不可欠であることから、区民の声を様々な方法で的確に把握することは、区民と行政との協働の第一歩と捕らえています。ご指摘のとおり、実施されている事業は区民意見の聴取であるので、施策名称の変更や、NPO・ボランティアに対する施策を含めて体系について検討していきます。</p>
-------------	--

施策 74 区民と行政の協働

(上位政策:政策19 区民と行政の協働)

<p>施策目標</p>	<p>日々寄せられる意見・要望や、区民意向調査、区政モニター制度、インターネット区民アンケート等の意見・要望を的確に把握して、それらを区政に反映させ、自治基本条例の理念に則った住民自治・区民との協働を推進する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>区民からの意見・要望について「3日ルール」を徹底し、迅速・的確な対応に努め、区政への信頼度をさらに向上させる。 電子会議、電子掲示板、インターネットアンケート等、ITを活用した区政参加の機会拡大を目指す。 区民から寄せられた意見・要望に対する施策への反映状況を公表しつつ、区民の区政参画意識を高め、協働を推進する。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>区民からの意見・要望対応の「3日ルール」は全庁的に定着している。 インターネットを利用した区政モニター、区のホームページを利用した区民意向調査等参加件数は年々増加しつつある。 区民からの意見・要望の施策への対応状況は、「区民の声」の冊子や広報、HPなどで公表している。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>区民の意見要望を積極的に捉え、サービスの充実や事務改善等への反映をすすめている。 さまざまな機会や手段を利用しながら、区民の区政参画の促進を図っている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>電子会議室については新しい区政参加システムとして、試行結果をふまえ、運営、管理上の問題点や課題を整理し、協働にむけて効果的な実施体制を検討する。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>区民意見の提出制度をはじめ、意見要望を施策に反映させ、それらの状況を区民に公表しながら、区民と行政の協働を推進する。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>区民と行政との協働を進めていくうえで、コミュニケーションツールの確保は重要であり、区民意見提出手続きを始め、区政モニター、区民意向調査など、多様な媒体により区政参画機会の充実を図るとともに、迅速かつ的確な対応に努めていることは評価できる。また、24時間365日の区役所サービスの重要な一翼を担っているコールセンターも年々機能を充実させ、今後、大きな成果が期待されるが、同時に、コスト削減やより一層の効率的運用に努めていく必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>事業内容に重複が見られるもの(例えば、「区政モニター」「区民意識調査」「対話集会」「広聴事務費」「インターネット区政モニター・区民意向調査」)は統廃合して効率化を図り、民間やNPOとの協働に積極的に取り組むべきである。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input checked="" type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>上記「施策内容への評価」で記述したとおり、似通った事業を統廃合することによって、民間やNPOと協働する選択肢が広がり、同時に、個別で実施するよりも相乗効果が期待できると思われる。特に、人権や障害を持つ方々へのサービスは、NPOと積極的に協働すべきだと考える。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>事業によって既述内容が少なかったり、具体的内容が不明なものが目立つ(「区民の参画と協働の推進」や「広聴事務費」等)。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>なぜ「人権啓発活動」が本施策に含まれるのか不明(特に、年一回の事業に何故500万円近いコストがかかるのかも理解に苦しむ。NPOに委託すれば、10分の1の経費で実施できるのではないか)。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>本施策については、区民の区政参加の機会を拡大するため、多様な形態により実施してきているところですが、さらに効率的・効果的に行えるよう、その方法やあり方等について検討します。</p> <p>評価表の記入方法については、わかりやすい表記になるよう改善していきます。</p> <p>人権啓発活動が本施策に含まれた件ですが、本事業は人権擁護委員(法務大臣が委嘱する民間人)との協働で実施したもので、単年度事業で多分野にわたるため、本施策で評価したものです。また、本事業は国から委託を受けた都が区市町村に再委託したもので、区市町村による再々委託は「人権啓発活動地方委託要綱(法務大臣決定)」では想定していません。経費については、事業自体にかかった金額は約150万円で、支出内容は出演者等への謝礼と記念品・印刷製本等の事務費等となっています。残りの約350万円はこの事業にかかった職員の人件費相当額となっています。</p>
------	--

4 区民アンケートに対する外部評価結果

1 自転車問題の解決

目的と概要

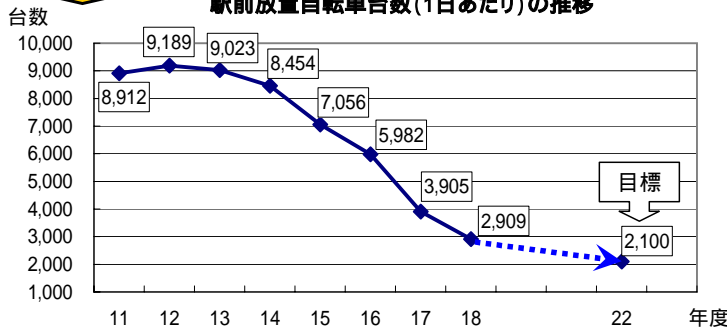
良好な住環境を実現するため、駅周辺の放置自転車の問題に取り組んでいます。自転車は、環境にやさしく、自動車の使用を減らすためにも、自転車駐車場の整備を行い利用を促進することが必要です。その一方で、歩きで済む用事には、歩くことを進め、駅周辺の放置自転車の解消をめざしています。区では、「サイクルアクションプログラム」(平成14年度策定、平成18年度改定)で数値目標を掲げ、各施策に取り組んでいます。平成18年度は、平成15年度の7,056台から46%削減する目標に対し、58.7%の削減を達成し、放置台数は2,909台でした。平成19年度以降も着実に削減を目指し、平成22年度の目標は、2,100台(平成15年度から70%削減)としました。

1 目標

駅前放置自転車を
平成22年度に2,100台に減少させます

2 成果

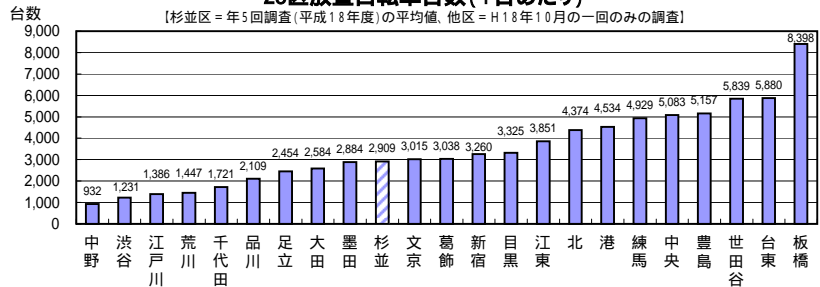
駅前放置自転車台数(1日あたり)の推移



駅前放置自転車台数とは、区内各駅の放置禁止区域内に放置された台数で、年5回調査の平均値です。18年度は、前年度から約千台減少し、2,909台でした。これは、高円寺・阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷・下井草の4駅で、放置防止指導から撤去・返還業務の委託を進め撤去の強化を図ったこと、および、区内の17駅で活動する自転車放置防止協力員等による「放置防止キャンペーン」などの啓発活動の効果といえます。一方で、放置台数が200台以上の駅がまだ3駅あり、歩行を妨げ、交通安全の阻害要因になっています。

23区の放置自転車台数でみると、杉並区は、前年度は多いほうから9番目でしたが、18年度は14番目まで好転しました。杉並区が住宅地で比較的人口が多く、自転車乗り入れ台数が多いなかで、削減に取り組み、適正な自転車駐車が促進されました。

23区放置自転車台数(1日あたり)
[杉並区=年5回調査(平成18年度)の平均値、他区=H18年10月の一回のみの調査]



3 かかった経費

17年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約10億円でした。大きな支出としては、自転車駐車場の運営経費として6億2千万円、放置自転車の撤去・返還・処分として2億4千万円、高井戸北・高井戸東自転車駐車場整備経費として4千万円を支出しました。また歳入としては、自転車駐車場使用料が6億1千万円、撤去手数料が1億2千万円、登録車場登録手数料が8百万円など、合計で7億4千万円となりました。この結果、この事業に係る区民1人あたりの額は1,885円ですが、歳入を除いた区の負担額では469円となっています。

区民一人あたりの額

この事業 1,885円
区の全ての事業 42万3千円

4 事業

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	自転車駐車場を整備しました	1ヶ所	高井戸駅周辺では、375台規模の高井戸東自転車駐車場を整備しました。また、区内6箇所の自転車駐車場内に原付バイク60台の駐車箇所を整備しました。
2	放置自転車を撤去しました	65,849台	区内の各駅付近で、延べ1,999回撤去を行ないました。
3	自転車放置の防止キャンペーンを実施しました	10日間	自転車利用者を対象に、地域の方たちとともに、協力を呼びかけました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

<今後の方向性>

[拡充]

自転車駐車場の整備を計画的に取り組んだ結果、現在26,340台収容できる駐車場を確保し、駅前の自転車放置台数は、着実に減少しています。また、地域の方が担い手である「放置防止協力員」による啓発活動も大きな要因となっていると考えられます。さらに鉄道事業者による自転車駐車場の設置や用地提供を求め、現在2,745台分の民営駐輪場が鉄道事業者等により運営されています。

自転車駐車場が未整備の駅周辺に重点的に整備します。19年度は富士見ヶ丘駅周辺に駐車場の整備を進め、東高円寺自転車駐車場の拡張の準備に取り組めます。鉄道事業者と協議し駐車場の設置等を求めます。22年度までに4,200台の自転車駐車場を整備し、放置防止協力員の拡大と支援の充実を図り、撤去の強化を進めます。区民、事業者、区が協力して、駅周辺の自転車問題の解決をめざします。

自転車問題の解決

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、平成18年度に2,909台であった放置自転車は22年度には2,100台に減少させるという目標を掲げて「自転車駐車場の整備」「放置自転車の撤去」「自転車集積所の整備」などを行うとともに、区民と協働で「自転車放置防止キャンペーン」を実施し、放置自転車の無い町を目指したまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>アンケートでは「目標数値は妥当である」としている方は、52%で昨年よりも約4ポイント上がっています。他方、「目標値が低すぎる」とする方は24%で前年とほぼ同様でした。</p> <p>成果については、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」とした方は、合わせて79%と高い割合となっています。他方、「不十分」とした方は、僅か8%でした。</p> <p>経費については、「なんともいえない」と保留した方が最も多く41%を占め、「ちょうどよい」と「使いすぎ」がともに20%台後半で拮抗しています。</p> <p>今後の方向性については、「事業を縮小すべき」は僅か5%不足で、「さらに事業を充実すべき」が50%にのぼっています。</p> <p>これらのことから、区民は、「これまでの成果と現行の目標をおおむね妥当なものとしつつ、現状経費の中で、さらに成果を上げるため、事業を充実していく」ことを期待していると推測できます。</p>
-----------------	---

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「サイクルアクションプログラムの改定にあたっての提言」(平成19年5月)を受けて上方修正した現行の放置自転車削減目標の実現を目指し、各施策に取り組みます。 ・平成19年度から導入した機械管理の効果を検証し、より効率的で利便性の高い自転車駐車場の運営を目指します。 ・鉄道事業者や民間事業者、大型小売店、商店街などと連携し、効率的な自転車駐車場の整備を行っていきます。 ・区内各地域の放置状況を把握し、地域に応じたきめ細かい放置防止指導・撤去活動を行います。 ・商店街、地域住民、NPOなどと力をあわせて「放置自転車のないまち」をつくるため、区民との協働による事業を拡充していきます。
----------------------	--

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>放置自転車問題は、自転車を放置しない区民にとっては安全・快適な空間を奪い、かつ、区民の負担で撤去することになり利己的な個人のために行政サービスを行うものです。したがって、受益者負担原則と公共空間の確保の両方の側面から考える必要があります。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>現状の経費には投資的経費と経常的経費が含まれているため、一概に現状予算の維持がよいとはいえない。新規整備がほとんどないのならば、削減して効率化すべきである。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>受益者(原因者)負担率は、有料制自転車駐車場では99%以上だが、放置自転車の撤去・返還では、負担率は52%にとどまっています。これは、引き取りされない自転車が約4割あり、これらの撤去手数料を徴収できないことによるものです。19年度からは処分自転車の売却と集積所受付時間の延長を行ったところですが、今後とも効率的な撤去活動と効果的な啓発活動を検討しつつ進めていきます。また、新規整備にかかる投資的経費については、今後とも必要額を十分に精査していきます。</p>
-------------	--

2 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

目的と概要

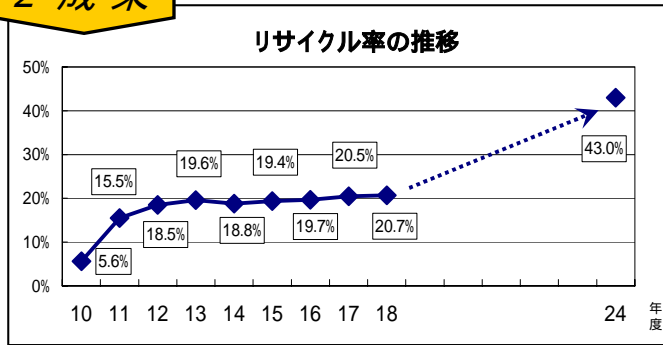
区では、平成16年12月に策定した一般廃棄物処理基本計画目標達成プログラム「ごみ半減プラン」の実現に向け、家庭ごみを40%削減（平成13年度比）するとともに、ごみの分別を徹底しリサイクル率を43%にする、という高い目標を掲げました。

ごみの減量とリサイクル率の向上に向け、区民・事業者・区が協働してごみの発生抑制や再使用、再生利用を推進していきます。また区は、そのための具体的な仕組みづくりを行っていきます。

1 目標

リサイクル率を平成24年度に43.0%にします

2 成果

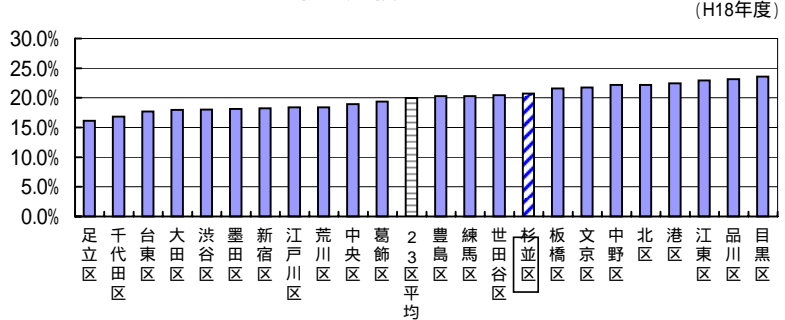


リサイクル率とは、排出されるごみ量の中で、古紙やびん・缶、ペットボトル等が資源物として排出されている割合です。

杉並区のごみ量は、平成2年度以降減少傾向にあります。しかし今後、東京23区では、新たな最終処分場を確保することは極めて困難な状況です。ごみ問題の解決は依然として大きな課題であり、より一層のごみの減量、リサイクルの推進が求められています。

杉並区は、23区の中では9番目の順位です。23区平均よりも高い割合で、区民のリサイクルに対する意識の高さを感じます。

23区リサイクル率の比較【東京二十三区清掃一部事務組合資料】



3 かかった経費

18年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約14億2千9百万円でした。

事業に占める人件費の比率は、16年度24.8%、17年度21.1%、18年度13.6%と着実に下がってきています。

リサイクル率は着実に伸びて、17年度には20%を超えました。今後も、コストを抑制しながらリサイクルを進めていきます。

区民一人あたりの額

この事業 2,699円
全ての事業 42万3千円

4 事業

<18年度に実施した主な事業>

番号	事業名（活動指標）	数量	内容
1	資源の回収(区の回収、集団回収)を実施しました。	32,818 t	資源回収量は微減したものの、集団回収量は集合住宅等で伸びました。
2	第3回すぎなみ環境賞を発表しました。	-	過剰包装の抑制を一つのテーマに掲げ、「厚着賞」「薄着賞」など4つの部門を設け、賞の選定を行いました。
3	プラスチック製容器包装のリサイクルを進めました。	1,245 t	プラスチック製容器包装の回収地域を区内1/3地域に拡大しました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

<今後の方向性>

【拡充】

平成18年度、プラスチック製容器包装の資源として回収する地域を区内1/6地域から区内1/3地域に拡大し、また、ペットボトルの集積所回収も一部地区で開始しました。これによって不燃ごみの大半を占めるプラスチックごみの減量とリサイクル率の向上を図りました。また、お菓子の空き箱や古くなったカレンダーなど「雑がみ」の資源回収も開始しました。こうしたことにより、リサイクル率の目標達成基盤が徐々に整いつつあります。

ごみ減量や資源の有効活用、最終処分場の延命化のために、プラスチック製容器包装やペットボトルの集積所回収を、平成20年度から区内全域に拡大します。同時に過剰包装の抑制を目的とするすぎなみ環境賞の実施などごみの発生自体を抑えていくように、区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めていきます。

ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、平成16年12月に策定した「ごみ半減プラン」の実現に向け、リサイクル率を平成24年度に43.0%にすることを目標に、具体的な仕組みづくりを行っています。</p> <p>アンケートでは、「目標数値は妥当である」と回答した方は61%でした。また、成果については、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」とした方が合わせて66%と、高い割合となっています。</p> <p>かかった経費については、多い順から「ちょうどよい」38%、「なんともいえない」37%、「使いすぎ」14%となっています。また、今後の方向性については、64%が「さらに事業を充実すべき」と回答していることから、現状の経費の中で目標に向けて事業を拡充していくことを望んでいると考えられます。</p> <p>リサイクルへの取り組みとしては、「ごみの分別の徹底」が91%とほとんどの方が取り組んでおり、併せて「不要なものは買わない、買い過ぎない」(63%)や「マイバッグの持参」(60%)、「資源集団回収に参加」(48%)などのごみ減量・リサイクル活動にも積極的に参加している区民が多く見受けられます。一方、「簡易包装商品の購入」(28%)や「生ごみの堆肥化」(4%)に取り組んでいる区民は比較的小さいようです。</p>
-----------------	--

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル集積所回収事業、プラスチック製容器包装収集の区内全域実施やサーマルリサイクルの実施など資源回収事業の拡大を行い、リサイクル率向上に向けた取り組みを今後も進めます。 ・集団回収事業については、小規模な団体でも参加しやすくするため、参加可能世帯数を10世帯から2世帯に引き下げ、地域ぐるみの回収を取り組みやすくするために地区回収団体の認定を行います。 ・新たな資源回収品目の検討やリサイクルについての情報提供・PRなど、リサイクルに対する意識向上の取り組みも進めていきます。 ・ごみ減量について、ごみの排出を抑制するため、ごみになるものを「買わない」「もらわない」という取り組みを、過剰包装の抑制・マイバッグ推進運動を通して行うとともに、(仮称)杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の制定を検討します。
----------------------	---

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>目標値(リサイクル率43%)・成果・事業の方向性(プラスチック容器及びペットボトルの集積所回収)について区民の理解が得られており、更なる成果が期待できる事業と考える。マイバック持参率が18年度と比較し、19年度で17%上昇し、60%となったことは、レジ袋削減という区の問題提起が、(仮称)区のレジ袋有料化等の取組を推進する条例の制定にかかわらず、区民の自主的な環境意識の啓発に寄与したと評価する。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>経費と今後の事業の方向性のバランスについては、区民は現状の経費での目標に向けて事業を拡充していくことを望んでおり、検討を要する。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>リサイクルの向上については、平成20年度4月よりサーマルリサイクルの実施に合わせてプラスチック製容器包装とペットボトルの区内全域での回収を計画しています。新たな事業展開にあわせ、コスト削減等を図るため、粗大ごみ・プラスチック製容器包装回収作業の民間委託をすすめるとともに、家庭ごみの収集について戸別収集の実施に合わせ、委託地域拡大方式により段階的に民間委託を進めてまいります。また、区民のリサイクル・ごみ分別意識の高まりの中で家庭系の可・不燃ごみの減少傾向が定着しており、今後とも区民の理解と協力を得る取り組みを進めていきたいと考えています。</p>
-------------	--

3 保育の充実

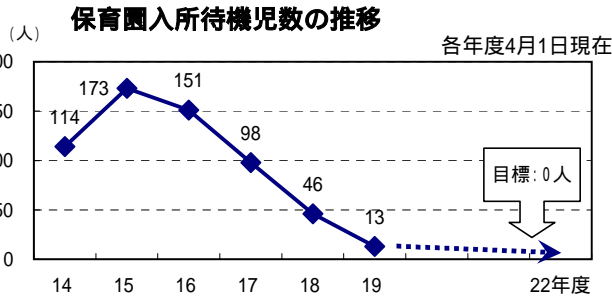
目的と概要

少子化が進む一方、経済状況の変化や就労形態の多様化にともない、保育需要は増大しています。区は区立保育園の入所定員の見直し、改築等に合わせた定員増、認証保育所等の拡充、グループ保育の実施などにより定員の拡大を図り、平成20年度からの入所待機児の解消をめざしています。また、必要とする人が気軽に延長保育を受けられるようにするなど保護者の多様な保育ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

1 目標

保育園入所待機児を平成20年度からゼロにします

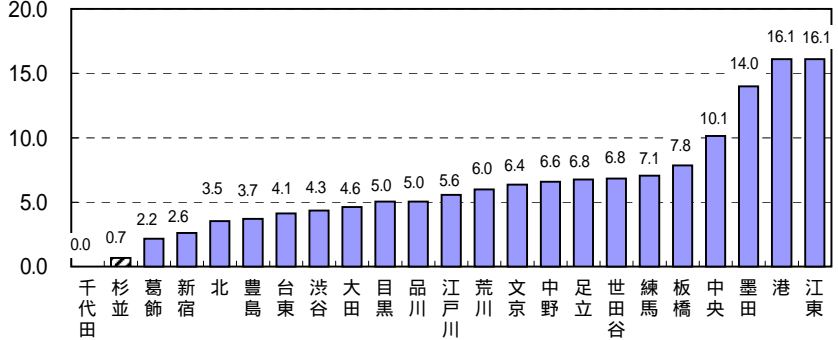
2 成果



保育園や認証保育所の入所定員を増やすなどの取り組みにより、年々待機児童数は減少する傾向にあります。女性就労者の増加や就労形態の多様化などを背景に、保育を必要とする子どもが増加しているため、平成19年4月1日現在、13名の待機児がいます。入所待機児をゼロにするには、入所定員の見直しや認証保育所の拡充など、引き続き努力が必要です。

平成16年4月時点での待機児数は、23区の中で少ないほうから15番目でしたが、入所定員の拡大や認証保育所の開設等の取り組みにより、平成19年4月時点では、2番目となっています。また、子どもの人口の比率で見ると、平成19年4月時点で千人あたり0.7人と、23区中、2番目に少ない数となっています。

23区保育園入所待機児数(就学前人口千人対、19年4月)



3 かかった経費

平成18年度に、公立私立あわせて5,070人の園児の保育や認証保育所・グループ保育室の開設・運営などにかかった費用は、約118億円でした。この内、人件費は約74億円、事業費は約44億円となっています。

また、歳入としては、保育料11億4千万円、国・都からの補助金7億3千万円などでした。

区民一人あたりの額

この事業 22,238円
区全ての事業 42万3千円

4 事業

<18年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	認証保育所を開設しました。	1所	にじいる保育園サクセス杉並を開設し、入所定員を30名増やしました。
2	区立保育園の改築に伴う定員拡大や既存保育園の定員見直しを行い入所定員の拡大を図りました。	17所	児童定員の見直しを行い、指定管理保育所1園を含む17園であわせて71名の定員を増やしました。
3	延長保育を行う園を拡充しました。	2所	高円寺東保育園と今川保育園で延長保育を開始し、延長保育実施園が26園になりました。

5 自己評価

<これまでの取り組み>

<今後の方向性> [拡充]

- 16年度から18年度までの取り組みは次のとおりです。
- ・公立保育園の定員を4,887人から5,070人に増やしました。
 - ・認証保育所を4園開設しました。
 - ・区立保育園の公設民営化を3園実施しました。
 - ・延長保育を実施する園を22園から26園に拡充しました。
 - ・年末の保育を行いました。

働きながら子育てできる環境を整えるため、保育園入所待機児の解消を図るとともに、保護者のライフスタイルに合わせた保育サービスを選択できるよう延長保育、乳児保育、病後時保育などの多様なニーズに応える取り組みを推進していきます。

保育の充実

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>保護者の就労形態の多様化などに伴い増大している保育需要に対し、区では、平成20年度からの入所待機児の解消を目指し、区立保育園の入所定員の見直し、改築等に合わせた定員増、認証保育所の拡充、グループ保育の実施などにより入所定員の拡大を図っています。この目標設定については、「妥当である」とした方が75%を超える割合となっています。</p> <p>また、成果については、入所定員を増やすなどの取り組みにより、年々待機児童数が減少してきていることから、「十分な成果をあげている」、「一定の成果をあげている」と回答した方を合わせ、80%近い方から評価をいただいています。経費では、「ちょうどよい」(28%)、「使いすぎ」(22%)となっている一方、40%の方が「なんともいえない」としております。これは、アンケート回答者のうち「(保育園を)利用したことがない(予定もない)」とした方が76%いることも関連し、保育サービスの充実とそれに伴う経費負担の関係について、実感として結び付けることが難しかったことがうかがえます。</p> <p>「拡充」していくとした今後の方向性については、「さらに充実すべき」とした方が40%、「これまでどおりの事業でよい」とした方が35%あり、全体の約75%の方が、現行水準または現行水準以上のサービスを望んでいるという結果となっています。</p>
-----------------	---

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に保育園の入所待機児数をゼロにすることを旨とし、受け入れ定員の拡大を図るため、区立保育園定員の見直しや認証保育所の整備などを行います。 ・保護者の就労形態の変化等を視野に入れ、延長保育、乳児保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの拡充に努めます。 ・保育園の公設民営化や給食業務の委託など、民間活力の導入を進め、保育園運営の効率化を図りながら多様な保育ニーズに対応していきます。 ・受益者負担の適正化を念頭に置き、認可保育園の保育料の見直しについて検討していきます。子育て支援のための地域人材の養成と活躍の場を提供する仕組みをつくり、保育サービス事業における協働の推進を行います。 ・各種の保育施設や幼稚園がそれぞれの特徴を活かし、保育と教育の両方の機能を一体的に提供し、地域における子育て支援を行う総合施設(「認定こども園」)について具体化していきます。
----------------------	---

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>今回の区民アンケートの特徴は、成果について「十分な成果」と答えた人の比率が増えて「一定の成果」と答えた人の比率が減ったことである。これは保育園待機児童数が大幅に減ってきたことや、その23区内における順位が高い(3位)ことなどを読み取ったものであろう。つまり充足感があるので、目標値についての評価も「妥当」となってくるのである。問題は、保育費用の負担が全区民には実感が伴わないことである。区民一人当たり割ってしまうのではなく、保育児童一人当たりで費用を現すと、だいぶイメージが異なってくる。その時の意味合いも変わってくる。つまり、区民一人当たり費用の表現は区民全体で支える保育事業であり、児童一人当たり費用表現は、保護者の負担すべき保育事業という意味合いの違いがある。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>対処方針5つを併記しても、区民には何が重点なのか分からない。いずれも必要な施策であることは区民ならわかること。施策の当面の重点はどこにあるのかがわかるような表現が求められる。行政側からするといずれも優劣付けがたい施策ということになるが、順番を付けることはできるのではないか。(たとえば、多様なニーズ対応 協働の推進 受益者負担の適正化...)あるいは、翌年度の重点事業にマークを付けるなど。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>成果に対する一定の評価をいただいておりますが、保育需要は引き続き増大しており、今後も取り組みを進めていきます。</p> <p>指標の表記について、保育費用の負担に関する表記については、区民アンケート全体に渡る共通の表記として区民一人当たりの数値を示しつつ、児童一人当たりの費用について、説明の中で触れるなど、わかりやすくしていきます。対処方針に記した施策等については、「計画事業」などの表現を加えるなど、工夫して見やすくしていきます。</p>
-------------	--

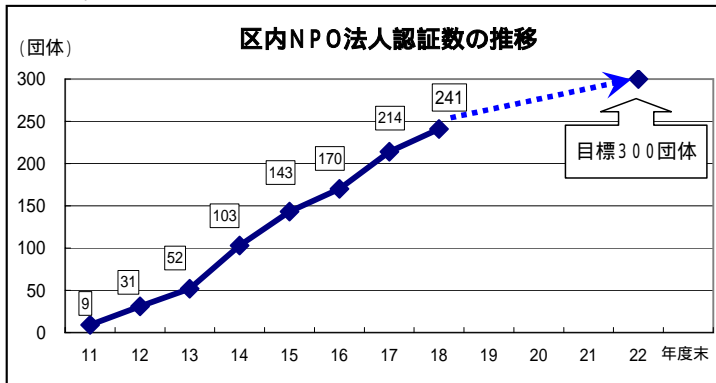
目的と概要

区内では、環境、福祉、教育など多くの分野で公共サービスの創造を得意とするNPO・市民活動団体によって、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。行政の業務もNPO等と協働することで、より住民ニーズに沿った公共サービスを提供することが可能となりました。今後は団塊世代の方々を中心に、さまざまな知識や経験、能力を持った区民の方が自分の時間を地域参加や社会貢献に当てようとする意欲はますます高まることが予想されます。区は、その方々が持てる力を発揮し、地域活動に参加する契機となるよう、すぎなみNPO支援センターの情報収集・相談機能の充実を図るとともに、すぎなみ地域大学では新たな地域ニーズに基づいた講座の拡充を積極的に進め、地域社会に貢献する人材の育成を通して、区内のNPO団体のさらなる増加を図ります。

1 目標

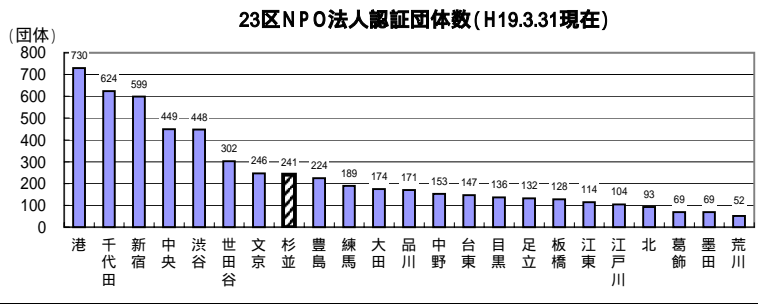
区内で活動しているNPO法人認証団体数を
平成22年度に300団体に増やします

2 成果



区内NPO法人認証数とは、杉並区に主たる事務所を持ち、内閣府もしくは東京都の認証を受けている法人の数をいいます。「特定非営利活動法人(NPO法人)」という法人格を付与する「特定非営利活動促進法」は、平成10年12月1日に施行されました。杉並区では平成11年度末の区内のNPO法人はわずか9団体でしたが、その後、年々増加しています。平成18年度末は平成11年度末の法人数と比較すると、27倍の伸び率となっており、全国18倍、東京都14倍に比べても大変高くなっています。

杉並区は、23区の中で8番目にNPO法人認証団体数が多い区となっています。大きな商業地域を抱えていない区の中では、認証団体数は上位に入っています。17ある活動分野の中で、杉並区は保健・医療・福祉の分野と社会教育の分野での活動が多くなっています。



杉並区以外の区の数値は、事務所移転等により、若干差がでる場合があります

3 かかった経費

18年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約1億2,200万円でした。大きな支出としては、すぎなみNPO支援センターの運営経費として3,100万円、すぎなみ地域大学運営及びすぎなみ学倶楽部運営経費に2,500万円を支出しました。また歳入としては、NPO支援基金への寄附金が昨年度を100万円ほど上回る360万円となりました。

区民一人あたりの額

この事業 230円
区の全ての事業 42万3千円

4 事業

<18年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	NPO支援基金の普及啓発と寄附を募りました	3,611千円	区内で活動している団体へ活動資金を助成するために、基金の普及啓発と募金活動を区内で行われるイベントで行いました。
2	NPO団体等からの相談を受付ました	2,242件	活動に関するさまざまな相談を受付ました。
3	NPO団体等に会議室を貸出しました	5,160人	区内で活動している団体への活動支援の一環として、会議室の貸し出しを行いました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

<今後の方向性> 【拡充】

NPO等が活動しやすい環境の整備を行なうため平成14年に開設されたNPO・ボランティア活動推進センターは、NPO等の中間支援組織としての一層の機能拡充を図るため、平成18年4月「すぎなみNPO支援センター」に改組されました。すぎなみNPO支援センターでは、相談業務やNPOの組織運営に関する専門・実務講座の開催を通して、NPO等の組織活動支援を行なっています。ボランティア活動については、社会福祉協議会がこれまでの実績を生かして引き続き支援を行っています。
また、平成18年4月に開校したすぎなみ地域大学では12の講座に719名の受講があり、修了した方々が積極的に地域活動に参加したり、自主的なネットワークを構築したほか、自主グループやNPO法人を誕生させました。

すぎなみNPO支援センターでは引き続き増加傾向にある区内NPO法人と区との協働の推進や地域大学修了者をはじめとした地域活動に関心のある区民を実践に結び付けていくための相談業務、情報収集機能や区とNPO等との橋渡しの機能の充実を図ります。また、区民に対し、NPO活動やNPO支援基金への理解を広めていくための情報提供を積極的に行ない、寄附金の確保に向けた取組みも一層推進していきます。すぎなみ地域大学においては、ニーズの掘り起こしや、それに基づく講座の展開など、講座拡充を積極的に進めます。

NPO・ボランティアなどが活躍しやすい環境整備

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、様々な知識や経験、能力を持った区民の皆さんが、その持てる力を地域で十分に発揮し、地域活動に参加できる環境を整備するため、平成18年度に241団体であった区内NPO法人を平成22年度に300団体に増やす目標を掲げ、様々な取り組みを行っています。</p> <p>アンケート結果では、まず目標数値について、半数を超える53%の方から「妥当である」との評価を受けました。一方、「高すぎる」「低すぎる」「目標に適さない」はいずれも5%前後でした。また、「なんともいえない」が27%でした。「妥当である」との評価は昨年度を上回っており、区の取り組みに対する区民の理解が高まってきていると捉えることができます。</p> <p>成果については、6割以上の方から「成果を上げている」と評価を受け、そのうち約3割の方からは「十分に成果を上げている」との評価を受けています。一方、「やりすぎ」「不十分」との回答をあわせて7%強でした。特に「十分に成果を上げている」との評価は、昨年度より約6ポイント増加しており、区の取り組みの成果が徐々に現れてきていると捉えることができます。</p> <p>経費については、41%の方が「ちょうどよい」としています。一方、「使いすぎ」は9%、「足りない」は10%でした。また36%の方が「なんともいえない」としています。</p> <p>今後の方向性については、「さらに事業を充実すべき」が33%、「これまでどおりの事業でよい」が32%でした。</p> <p>これらのことから、区民は、事業の必要性や展開方法、経費などについて肯定的に捉えていると判断できますが、一方で、いずれの質問にも約3分の1から4分の1の方が「なんともいえない」と答えていることから、NPO活動への理解をさらに求めていく必要があると考えます。</p>
-----------------	--

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民のNPO活動への理解を一層喚起していくため、すぎなみNPOのつどいにおいて区内のNPO法人と区民との交流の場を設けたり、区内のNPO法人の活動状況や事業計画の情報提供を、区ホームページやすぎなみ地域活動ネット、すぎなみNPO支援センター等を通して積極的に行っていきます。 ・区内NPO法人が市民活動の受け皿となって、地域に根ざした活動を行っていただけるよう、NPO支援基金の積極的な普及啓発と活動助成制度の充実、また、すぎなみNPO支援センターの中間支援組織としての機能のさらなる充実を図り、区内NPO法人への支援を強化していきます。 ・区民の積極的な地域参加・地域貢献活動を支援するため、地域活動に必要な知識や技術を学ぶすぎなみ地域大学の講座の拡充を図ります。また、すぎなみ地域大学の修了者を活動・活躍の場面につなげていくため、すぎなみ地域大学とすぎなみNPO支援センター等との連携を強化していきます。
----------------------	---

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>NPOで大事なことは認証団体数ではなく、どういった活動をどの程度継続して実施しているかという、質を問う設問である。抛って、そもそも区が掲げる「区内で活動する法人数を300に増やす」という設問が妥当か疑問が残る（実質上、休眠状態の団体も含まれるのではないか）。同時に、区民に団体数の増加を以って成果と判断するよう問うことにも無理がある。また、一般区民は経費の内訳を判断するに十分な情報を得られていないのではないか（例えば、「すぎなみ地域大学運営及びすぎなみ学倶楽部」でどういった活動が実施されているのか、「NPO支援基金」は、どういった分野のどのようなNPOを支援しているのか、等）。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>本来、NPOやボランティア活動とは、市民の自発性に基くものである以上、行政の役割には限界がある。あくまで、側面・間接支援に徹する必要がある。一方、日本のNPOを取巻く環境には厳しいものがあり、取分け財政基盤が脆弱なNPOにとっては、組織の維持存続に翻弄されることも多い。従って、NPO支援基金の充実が求められる。区民アンケートでも、こうした点について意見を募れるような内容とすべきである。あくまで、区民の評価結果を、どう政策の改善に生かすのかという視点からアンケートを実施すべきではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>NPO等が活動しやすい環境整備の一環であるすぎなみNPO支援センターやすぎなみ地域大学運営、NPO支援基金等の取り組みの内容については、区の広報紙や公式HP等を活用し、引き続きわかりやすく公表し、区民の理解を図っていきます。</p> <p>区内で活動するNPO法人の側面支援としては、すぎなみNPO支援センター職員が定期的に区内NPO法人を訪問し実態の把握を行なうとともに、同センターで専門・実務講座の開催や専門家の派遣も含めた運営相談に積極的に取り組んでおります。今後も支援センターにおいてこのような取り組みを一層強化し、区内NPO法人の継続的な活動の支援を行っていきます。</p> <p>NPO支援基金の充実としては、NPO法人の代表者や有志で構成する「NPO支援基金普及活動委員会」の事務局を区からNPO支援センターへ移し、どのように広く寄付金を集めるかなどの、基金の普及を図るための検討を始めたところですので、その結果を踏まえて対策を講じていきます。</p> <p>なお、評価のあり方については、現状、「区民活動の裾野を広げる」という観点でアンケートを実施している関係上、活動内容等の質の面で評価は困難であり、数による評価にとどまっていますが、今後、政策改善への反映や評価自体のあり方等について、アンケートの実施方法を含め、研究を進めていく必要があると認識しています。</p>
-------------	---

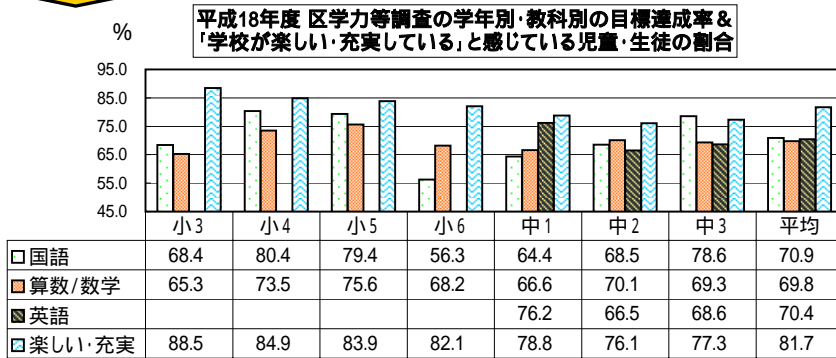
目的と概要

区立小中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」、「遊ぶ喜び」、「生きる喜び」に満ちた魅力ある「豊かな学校づくり」を推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎学力や学習意欲の向上を図っていきます。

1 目標

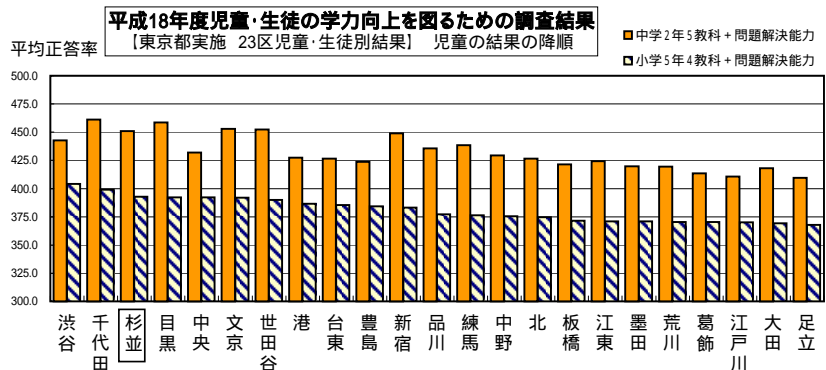
平成22年度までに児童・生徒の
 ・区学力等調査の目標達成率（各教科平均）を75%以上に
 ・学校生活が充実していると感じる割合を85%以上に
 向上させます

2 成果



目標達成率とは、区が実施した学力等調査において、その結果が設定した目標値以上であった児童・生徒数の割合を示しています。グラフ中の「平均」の項目は各学年の達成率を単純に平均した数値です。達成率の状況を見ると、全体としては17年度の結果とほとんど変化はありませんが、小学校6年・中学校1年の「国語」、小学校3年・中学校1年の「算数・数学」、中学校2年の「英語」が低い傾向にあります。また、「学校が楽しい・充実している」と感じている児童・生徒の割合については、全体では17年度より約1ポイント高くなり、特に小学校中学年は90%近い値ですが、学年が高くなるにつれて低くなっています。

都が実施した「平成18年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果における杉並区は平均正答率は、小学生は23区中第3位、都内49区市中第4位の順位となっています。また、中学生は23区中第5位、都内49区市中第8位との結果となっています。



3 かかった経費

この施策にかかった18年度の経費は、人件費と事業費とをあわせて約8億9千万円でした。大きな支出としては、区立小中学校の移動教室事業として約2億2千万円支出したのをはじめ、教育相談事業に約8千2百万円、フレッシュ補助教員を活用する事業として約6千7百万円、教職員の指導力向上等のための教職員研修事業や教育研究奨励事業等に合わせた約6千百万円を支出しました。また、18年4月に開講した杉並師範館の運営費として、約6千万円あまりを支出しました。なお、歳入としては、教職員研修事業や教育調査研究事業等に対して、国・都からの交付金が約920万円ありました。

区民一人あたりの額

この事業 1,528円
 区の全ての事業 42万3千円

4 事業

< 18年度に実施した主な事業 >

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	区独自の学力・体力等調査を実施しました	学力等調査17,404人 体力等調査17,492人	小学校3年生以上の児童・生徒に実施した学力等調査の目標達成率は、小中学校別各教科別平均で70.4%でした。
2	学校希望選択制度を実施しました	希望申請者数 1,578人	学校希望選択制度で申請した希望者のうち、1,030人が希望の学校に入学しました。
3	教職員の研修を実施しました	校内研修実施回数 1校平均 7.78回	各学校独自の研修の他、指導方法改善、学校の経営管理、危機・安全対策、児童・生徒理解などの研修を実施しました。

5 自己評価

< これまでの取組み >

< 今後の方向性 > [効率化]

豊かな学校づくりのため「教職員研修」や「教育研究奨励」などの事業を推進した結果、児童・生徒の学力は向上していると考えられます。昨年度と比較しても、小学生は23区中昨年の4位から3位に都内49区市中では5位から4位に上昇しました。一方で、「学校が楽しい・充実している」と感じている割合は、小・中学生全体では昨年度より約1ポイント上がりましたが、依然中学生は80%に満たない状況です。

また、公立学校の在籍率の状況は、小学校は88.7%と4年連続で横ばいですが、中学校は15年度65.5%、16年度65.3%、17年度64.2%、18年度63.2%と僅かずつ低下しています。18年度は、人件費・事業費とも節減に努めました。今後も、事業の効率化を図りつつ、各学校の活力ある学校運営や特色をもった教育活動に取組み、各校において魅力ある「豊かな学校づくり」が実現できるよう、各事業を実施していく必要があると考えています。

「杉並区教育ビジョン推進計画」に基づき、学力等調査結果に基づく効果的な分析資料の提供や教員の指導力向上、学校の課題解決力の向上などの支援を重点に、様々な施策を推進・展開していきます。一方、事務事業については、そのあり方やより効果的な執行方法等について見直しや効率化に努め、更に魅力ある「豊かな学校づくり」を推進していきます。

豊かな学校教育づくり

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>教育委員会では、「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた豊かな学校の実現を目指しています。そのために、平成22年度までに、小学校3年生から中学校3年生までを対象に実施する区学力等調査の達成率を75%以上に、また、児童・生徒が「学校が楽しい、充実している」と感じている割合を80%以上となるよう、目標を掲げています。</p> <p>この目標達成のために、指導力向上のための教職員研修や教育研究奨励、学力・体力等調査、幼小連携・小中一貫教育、移動教室などの事業を実施しました。</p> <p>アンケートでは、目標の設定について、昨年同様6割以上の方は「目標数値は妥当である」との回答でしたが、「目標値が低すぎる」という方も若干増加しています。</p> <p>成果については、「成果をあげている」という回答が昨年同様6割を超えたものの約2ポイント下がり、「不十分」とする方は約3ポイント上がり、13%に達しています。また、今後の方向性については、「さらに充実すべき」が昨年より微増して50%を超え、「これまでどおり」「縮小すべき」は昨年より微減しています。経費については、「ちょうどよい」が約3ポイント下がり36%となった一方、「足りない」は約5ポイント上がり20%を超えています。</p> <p>これらのことから、目標値については適正で、成果もあげているという評価をしているといえます。今後については、経費の節減に努めながらも事業の充実を図っていくことを望んでいると推察されます。</p>
-----------------	--

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上のため、学力等調査結果に基づく効果的な分析資料を各学校へ提供し、各学校における個別指導や授業改善の推進に役立てるとともに、教員の指導力向上を目的とした研修の充実などを図っていきます。 ・社会性を育む教育の充実やコミュニケーション力や課題解決力の育成をめざす新たな学習プログラムの開発・実践などにより、児童・生徒に対して生きる力の育成を図っていきます。 ・体力向上のため、各学校において体力推進プランに基づく指導のみならず、「食育」を含めた家庭への啓発活動を実施していきます。 ・「学校が楽しい、充実している」と感じる児童・生徒の割合を増やしていくため、個に応じた指導の拡充や各学校が特色ある教育活動をより充実できるよう、環境の整備を図っていきます。 ・学校の課題解決力の向上に向けて、緊急対応チームの展開や研修の充実を行っていきます。 ・既存の事務事業について、事業の効果や経費の執行方法などの点検・改善を図っていきます。
----------------------	---

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>区民の評価は妥当で、常識的な範囲にあるように思う。「目標値が低すぎる」との回答が増加し、13%になったということから判断して、目標は高く掲げるべきだと考える。理想論から言えば、「学校が楽しい、充実している」と感じる生徒・児童が100%であることが教育の最終目標ではないだろうか。現実的には難しい面もあるが、目標はもっと高く掲げてほしいだろう。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>「生きる力の育成」は、最も基本的なことであり、全人的な教育が必要である。最近では精神的に問題のある児童・生徒が増えている。家庭教育が基本であることはもちろんだが、学校でも、知育だけでなく、精神的なタフさを子供たちが養える状況を整備していくことが重要であろう。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>「学校が楽しい、充実している」と感じる児童・生徒の割合については、100%とすることが最終目標ですが、当面の到達目標として22年度までに85%以上とすることとしています。そのためにも学力や体力の向上事業に加え、児童・生徒に対し、コミュニケーション能力を高めて良い人間関係を築いたり、将来の生き方や職業観を主体的に考えたりできる教育を通して、社会を力強く生き抜く力を育成していきます。</p>
-------------	--

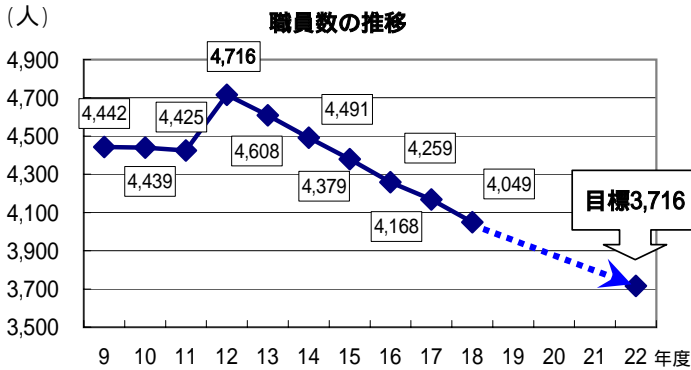
目的と概要

杉並区の将来像や目標を明らかにし、時代と社会の変化に機敏に対応しながら、効果的な政策形成を行います。質の高いサービスを効率的に継続して提供することができるよう、抜本的な区政の経営改革を推進し、「小さな区役所で五つ星のサービス」を実現します。

1 目標

職員定数を
22年度までに1,000人削減します(12年度比)

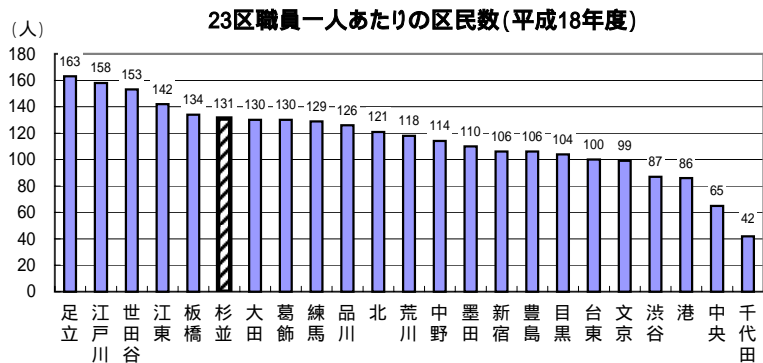
2 成果



平成12年度に清掃事業が都から移管されたため、清掃職員が増加しています。その後、職員削減計画を着実に実施し、平成18年度までに667人の削減を行いました。当面の目標は、平成22年度までに、1000人削減の3716人を目指します。(平成12年度比)

また、民間事業化提案制度などを活用し、区が真に実施すべき仕事を明確化し、区民・NPO、民間企業等との協働、民営化や民間委託などを進めて、簡素で効率的な区政運営を実現します。

職員一人あたりの区民数の23区平均は115人です。杉並区は現在6番目の131人ですが、職員数を1000人削減した場合、142人となる見込みです。



3 かけた経費

18年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約1億4千万円でした。計画の策定や内部管理事務が主なため、人件費が85%以上を占めています。主な事業費の内訳は、杉並行政サービス民間事業化提案制度の試行に約250万円、すぎなみ五つ星プラン(杉並区基本計画・実施計画)の改定に約150万円、行政評価に約120万円となっています。

区民一人あたりの額

この事業 193円
区全ての事業 42万3千円

4 事業

<18年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	杉並行政サービス民間事業化提案制度の試行		区の既存業務を再構築するため、検討委員会を設置し、制度設計の検討及びモデル事業の提案公募を実施しました。
2	「自治における新・区役所づくり構想」の推進		本庁の平日時間外・土日の開庁について検討を進めました。19年度には、具体的な協議を進め実現を図っていきます。
3	全ての事業を対象に行政評価を実施	869事業	すべての事業を根本的に見直し無駄を省くとともに、限られた予算の効率的執行のための基礎資料とします。

5 自己評価

<これまでの取組み>

<今後の方向性> 【拡充】

スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン)に基づき職員数の削減を進めるなど、行財政改革に取り組みました。効果額は、平成12~17年度で約255億円となっています。

また、「めざせ五つ星の区役所運動」を実施し、区民満足度の向上につとめるとともに、行政評価の実施により、事業の目標や取組み方法を見直し、成果を明らかにすることで区政運営の効率化を図っています。

引き続き職員数の削減を進めていくとともに、「杉並行政サービス民間事業化提案制度」などを活用し、区民・NPO等との協働分野の拡大を図り、平成22年度までに区の6割の事業を協働や民営化・民間委託で実施します。

創造的な政策形成と行政改革の推進

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>「10年間で職員を1000人削減する」という目標に対して55%以上の方が適正と答えつつも、目標が低すぎると回答している方が14%、反対に目標が高すぎると回答している方が7%います。平成12年度から667人職員を削減した成果について、「十分に」と「一定の」成果をあげているとした方が65%以上いますが、そのうちの6割程度の方は一定の成果をあげているがもう少しがんばって欲しいと考えています。かかった経費については、「ちょうどいい」としている方は44%で、「使いすぎ」10%「足りない」7%と、経費はほぼ適正であるとの評価と考えます。区役所や区立施設での職員の対応については74%の方が「たいへんよい」「まあまあよい」と評価していますが、平成17年度と比較して「たいへんよい」は若干増加していますが、合計では4ポイント下がっています。今後の方向性は、「さらに事業を充実すべき」とする方が、半数程度います。</p>
-----------------	---

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する公共サービスの担い手との適切な役割分担を進め、質の高いサービスを提供するとともに、効率的な、少数精鋭の力のある区役所の確立をめざし、行財政改革の一層の推進を図ります。 ・職員の対応については、平成14年度から一層の「接客向上」を目指し、お客様である区民に五つの約束を掲げ、「めざせ！五つ星の区役所運動」に取り組んでまいりました。五つ星運動では、課や係ごとに「チャレンジプラン」を作成し、接客向上に努めてまいりましたが、本年度から職員一人ひとりがチャレンジプランを作成し、「接客向上」「業務改善」に一丸となって取り組んでいます。 ・平成17年度と比較し、接客に関する評価が下がっている現実を真摯に受け止め、職員が行政のプロ、接客のプロとしての高い意識を持ち、区民の皆様に最高のサービスを提供する「五つ星の区役所」を目指し、改善に取り組んでまいります。
----------------------	--

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>国から地方まで行政の不祥事が相次ぐ中で、区民には行政改革が必要不可欠という先入観があるのではないかと。抛って、職員の1000人削減がどう妥当なのか、その結果、適切な区政の遂行や区民サービスにどのような影響がでるのか、情報がないうままに判断しているのではないだろうか(同様に、23区内の比較で、職員一人当たりの区民数の多少で行革を判断できるのだろうか。例えば、接客に関する区民の評価は低下している)。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>区民にわかりやすい数値目標やスローガンは大事である一方、それらの丁寧な説明があって初めて、区民は行政の取組を理解できるのではないかと。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>職員の1000人削減は、行財政改革実施プランの推進によって実現する目標であり、プランの個別計画事項の実施過程で、区民にその必要性や影響等について、丁寧な説明を行っていきます。 なお、民間委託事務等については、19年度に、サービスの質の維持・向上と安全管理の徹底を図るために全庁的なモニタリングの仕組みを構築し、ガイドラインを策定しました。20年度以降、これに沿ったモニタリングを実施し、サービスの質等の検証を行っていきます。</p>
-------------	--

5 財団等経営評価に対する外部評価結果

団体名	財団法人 杉並区勤労者福祉協会	担当部課	区民生活部産業経済課
事業目的	中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	顧客	区内の中小企業勤労者、事業主とその家族
事業内容	<p>総合的な勤労者福祉事業として、区内在住の勤労者全体のための[一般事業]と、協会会員のための[会員事業]を実施している。</p> <p>一般事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種講座等事業 勤労者等の要望に応じた、セミナー、講座等を開催する。 福祉事業 中小企業の勤労者が臨時に必要な資金の融資を指定する金融機関にあっせんする。 会員事業 自己啓発、余暇活動事業 会員の自己啓発、余暇活動を支援する事業を行う。(バスツアーの主催、各種チケットのあっ旋、指定宿泊施設利用補助、夏季保養施設等の利用補助) 在職中の生活安定事業 会員の生活安定の一助とするための給付事業を行う。(祝金、弔慰金、入院等見舞金の支給) 健康維持増進事業 会員の健康維持増進のため必要な事業を行う。(人間ドック、指定健康施設等の利用補助) 財産形成事業 会員に対し、財産形成を助長するため必要な事業を行う。(住宅等ローンの融資あっ旋、中小企業退職金共済事業への加入促進) 		
内(三次)部評価	<p>経常収支が昨年度に引き続き黒字となったこと、新規会員数が前年度実績より多かった点については、経営努力の成果として一定の評価ができる。</p> <p>会員数の減少傾向に歯止めをかけるまでには至っておらず、サービス利用者数の減少もあり、総収入が減少し、補助金収入依存度が高まるという結果を招いている。このため、さらなる会員数の確保を図るとともに、人件費の抑制などの内部努力の徹底が引き続き大きな課題である。</p> <p>19年度からは、18年3月に出された「勤労者福祉協会実施事業の見直しについて」の報告に基づき、既存事業の再構築や会員ニーズに即した事業の創設など、新たな事業への移行が図られる予定であり、その取り組みによる成果が期待される。</p>		
外部評価			
対経営状況評価	<p>チケットあっ旋終了により事業収入が減少したため、補助金収入依存度が48.2%と高くなった。経常黒字は補助金に負うところが大きい。管理費比率25.8%が目立つ。</p> <p>平成19年4月から 福利厚生代行事業者(株式会社ベネフィット・ワン)に事業の大部分が委託される。会員のニーズを把握することは困難となると考える。</p> <p>新規加入会員数は413名と増加したが、会員数は159名の純減となっている。</p>		
評価など表の記入方法	<p>平成19年4月に事業の大部分が民間委託となるので、区派遣職員数は大幅に減少すると考えるが記載がなく不明である。区の補助金支出の抑制が図られると期待する。</p> <p>平成18年4月1日以後開始する事業年度から新しい公益法人会計基準が適用されているのであろうか。早期適用が望ましい。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針

- ・会員数の増加及び財政の自立化を目指した協会運営の改善策として、平成19年4月から福利厚生代行事業者が提供するサービスの活用、事務の一部の委託を実施しています。今後も、会員の要望の把握に努め、福利厚生代行事業者と調整、要望しつつ、より良いサービスの提供することにより、サービス利用者数の増大、ひいては会員数の拡大を目指し、協会経営の健全化に努めます。また、職員数の削減、補助金支出の抑制についても、引き続き努力します。
- ・会員のニーズを把握することは困難ではないかとの指摘に関しては、福利厚生代行事業者において利用実績の統計をとっており、また、協会でも年1回全会員を対象としたアンケート調査を実施し、会員の意見、要望の把握に努めています。
- ・会員へのサービス提供の多くは委託し、平成19年4月時点で職員数を2名削減した。しかし、従前どおり、会員管理、協会独自事業などを勤労者福祉協会で行っており、さらに、区派遣職員数を大幅に減少させることができるわけではありません。
- ・公益法人制度改革3法が平成20年12月から施行されることから、この制度改革への準備と新しい公益法人会計基準の適用について、職員の育成を図りながら早期に対応していく予定です。

団体名	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	担当部課	保健福祉部管理課
事業目的	杉並区における社会福祉事業とその他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。	顧客	区民・団体
事業内容	<p>(主要事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人運営事業 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整 ・ 広報事業 広報誌の発行(全戸配布年4回) ・普及事業 ・ 組織強化 会員募集 2. 地域福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・和田堀地区地域福祉活動、天沼地区地域福祉活動 ・ きずなサロン ・要介護老人事業 ・ 車椅子貸出事業 ・ 交通遺児援護事業 ・ささえあいサービス事業(ホームヘルプサービス事業) ・ ボランティア活動推進事業 3. 福祉サービス利用援助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業 4. 受託事業 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 ・ ファミリーサポートセンター事業 ・ 要介護認定調査事業 ・地域包括支援センター(3ヶ所) 5. 介護保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業(ふれあいの家:1カ所) ・ 居宅介護支援事業 6. 助成事業 7. 貸付事業 8. 共同募金・歳末たすけあい運動事業 		
内部評価(三次評価)	<p>社会福祉協議会の経営分析(定性評価)は、18年度経営評価から自ら厳しくかつ適正に評価したものであるが、計画性や経済性については好転しているもののまだ改善する余地が十分にあることから、経営改革検討委員会からの提言を踏まえた中長期の経営計画を早急に策定し、同計画に基づいた改革を着実に実施していくことが望まれる。</p> <p>「介護保険事業からの順次撤退」という社協の方針により、介護保険事業にかかる経営状況が受益者負担の減少・赤字となった経常収支・職員数の減少など、社協全体の経営に大きく影響していると思われるが、評価表には介護保険事業の撤退についての記載はあるものの、そのことが財務状況や組織運営などにどう影響したのかといった分析の記載がない。団体が自らの経営状況について分析し説明責任を果たすことが望まれるため、次年度の評価に活かしてほしい。</p>		
外部評価			
対経営する状況に	採算性と公益性の均衡を図るのは当然であるが、事業計画における当初事業費の約7割の水準であるのは本来の活動を十分実施していないと判断される。事業別の収支が明らかにした計画と決算を行わないと分析も評価も困難である。		
評価表記入方法	人件費は削減され、介護事業からの撤退に対応しているが、収支は「赤字」になっている。もっとも、この赤字は繰入金支出と積立金積立支出という臨時的な経理処理変更に伴うものである。したがって、実質の収支がわかるような予算及び決算のシステムを確立する必要がある。現状でも社会福祉法人会計において企業会計に準じた収支は把握可能であるから、発生主義での収支を算定して前年度や予算との対比をした経営分析を行うべきである。二次評価にある単位あたりコストという指標は合理性に欠ける(時間あたり人件費とか歳出決算額を使用している)。ホームヘルプサービスなどの成果指標は件数でなく、需要への対応や満足度がより適切ではないか。		

外部評価に対する所管の対処方針	
<p>事業費の対計画比率が70%である理由及び対処方針</p> <p>主な理由として、ささえあいサービスのホームヘルプ利用者が年々減少しているにもかかわらず、最大時の利用者を想定して利用料収入を計上していたことによります。当該年度(平成19年度)においては、利用者実態に合わせた利用料収入の予算計上としており、実態に合った収支計画に改善しました。</p> <p>実質の収支がわかるような予算及び決算のシステムの確立について</p> <p>現行の社会福祉法人会計をわかりにくくしている理由として、社会福祉協議会が社会福祉法に位置づけられた固有で広範な使命を持ち、多様な収入を財源として、多彩な事業を実施していることがあげられます。また、行政からの無償貸与・譲渡等によって事業を行っている場合が多く、行政からの出向者も含めて、本来、かかるべきコストが行政などからの補完により潜在化してしまい、事業経営の実態を把握しにくい面があります。しかし、指摘にあるとおり、発生主義に基づいた収支算定や前年度予算対比による経営分析が行えるような「別表」を作成して、経営状況の実態を示せるように努力します。抜本的な経理業務全体の見直しについては、職員のみならず、会長、役員含めて、会計の仕組みを変革させる意志と体制を整えつつ対応していきたいと考えていますが、同時に全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会などと連携を取りつつ、他地域の社会福祉協議会とも情報交換を進めながら、取り組んでいきます。</p> <p>成果指標の見直しについて</p> <p>指摘にあるとおり、対応件数や対応時間に加え、顧客満足度を成果指標とする取り組みも試験的に取り入れ、対人サービスにおける満足度の高さを見極めながら、事業推進の改善を図ります。</p>	

団体名 特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク		担当部課 環境清掃部清掃管理課	
事業目的	市民の主体的な活動を中心に、行政や事業者と協働して、環境保全分野においてリサイクルの推進をはじめとする諸事業を行うことにより、市民の生活環境の向上を図り、持って地球環境の保全に寄与する。	顧客	一般区民
事業内容	<p>家具販売(手数料含む) 不要となった家具を引き取り、販売することによりリユースを推進する。</p> <p>衣類雑貨販売 不要となった衣類等を引き取り、販売することにより、リユースを推進する。</p> <p>フリーマーケット運営 出展者を公募し、不用品のリユースを促進する。</p> <p>集団回収の推進 古紙、ビン、缶等の資源を回収し、団体等に報奨金を支給する。</p> <p>不用品情報コーナー 不用品を処分したい人と必要とする人とをインターネットで仲介斡旋し、リユースを促進する。</p> <p>講座・講習会 洋服のリホーム、廃油からの石鹸作り、堆肥作り等の講座・講習会を行う。また、環境情報館事業として、自然・環境保護講座にも力を入れ環境に対する区民の意識の高揚を図る。</p> <p>学校支援 区立小中学校の総合的な学習の時間を活用し、石鹸作り、紙すき、堆肥作り等環境・リサイクル問題に対する認識の醸成を図る。</p> <p>ディッシュ・リユースの実施 イベントにおける模擬店でごみを出さないよう、食器を使いまわし、ごみの減量化とともに、使い捨ての生活様式を改めるきっかけ作りをする。食器等用具の貸し出しと指導を行う。</p> <p>環境情報館・あんさんぶる菘菜の管理運営 館内で各種事業を行い、環境団体との連携を図り、併せて「あんさんぶる菘菜」の活性化に努める。</p>		
内部評価(二次評価)	<p>平成17年度に策定した「すぎなみ環境ネットワーク中期計画」(18～22年度)に基づき事業を行っているが、状況の変化等を分析し、計画改定を行うなどの検討を実施し、実情にあった中期計画をする必要がある。</p> <p>総収入に占める補助金依存度は年々減少し、健全性が高まっているが、事業収入のうち区受託事業収入の割合は依然高い。新規事業を立ち上げるなど、自主財源確保に引き続き努めてもらいたい。</p> <p>総職員数が4名増加したことにより総人件費が約500万円増加した。内訳をみると管理にかかる人件費が約400万円増加しており、結果、管理費比率が高まっている。今後、管理部門の効率性を検討する必要がある。</p>		
外部評価			
経営状況に 対する評価	<p>平成16年度以降の自己評価結果を見る限り、全体的評価は改善しており、経営は安定しつつあると判断できる。特に、「中期計画」を立てることによって、経営の基本方針が明確になってきている点は評価に値する(計画性の中でも評価が低かった点)。一方、事業収入に占める区からの委託事業収入の割合が高いのは内部評価の通り、改善の余地がある。自立性を高めるためにも、自主財源事業に力を入れてゆくことが求められる。</p>		
評価表の記入 方法	財団による一次評価はより詳細に記載することが望まれる。		

外部評価に対する所管対処方針	
<p>今後、自立的に発展していくためにはより主体性をもって事業を推進していく必要があります。そのなかで自主財源の確保は重要な課題として位置づけており、さらに努力していく方針です。</p> <p>一次評価については、よりわかりやすく記載していきます。</p>	

団体名	杉並区交流協会	担当部課	区民生活部文化・交流課
事業目的	杉並区における国内・国際交流の推進を図ることにより、活力のある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与する。	顧客	外国人を含む全区民及び会員（区外居住者を含む）
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における国内・国際交流の推進に関する事業 ウエルカムパーティー・パスハイキング・日本語スピーチ大会・外国人相談等を実施する。 2. 友好都市等との友好親善の推進に関する事業 ウイロビー市、瑞草区との交流推進のため、通訳の派遣などを行う。また、国内友好都市との友好親善を推進する。 3. 外国都市及びその市民との芸術・文化・スポーツ及び産業等の交流の推進に関する事業 海外文化セミナーを実施し、外国の歴史や文化を紹介し、理解を深める。 4. 交流団体の育成・振興事業 国際交流グループ等を育成し、交流サロンの場や、交流フロアーの場を運営する。 5. 協会の広報及び情報の提供に関する事業 機関紙の発行 = 年4回各10,000部 ニュースレターの発行 = 年8回各1,800部 ホームページの運営 各種国際情報・交流情報の収集及び提供 6. その他協会の目的を達成するために必要な事業 会員制度の運営 ボランティアの育成 		
内部評価	<p>協会設立間もないため、中長期計画が策定されていないということであるが、本来は設立にあわせて事前に策定されているべきものである。早急に策定する必要がある。</p> <p>区補助金への依存度は、86.5%ときわめて高い。事業の性質上やむをえない部分もあるが、収益事業の拡充、区内企業からの協賛金や協会発行物への広告掲載、個人を含めた寄付金など、工夫が必要である。改善に向けた取り組みを期待する。</p> <p>平成18年度に新たに設立された協会ではあるが、平成12年に設立された「文化・交流協会」を再編したものであり、これまでの経験を生かして、区民や区内の事業者、杉並区と連携し、国際交流・国内都市との交流の牽引者としての活動に期待する。</p>		
外部評価			
経営状況に 対する評価	<p>文化・交流協会から分離・独立したばかりだが、対象が狭いこうした組織をあえて独立させた意図がわからない。この程度の規模・活動内容なら杉並区の行政組織の中で、あるいは以前の文化・交流協会の一部門として十分だと思ふ。組織のための組織、職員受け入れのための組織であってはならない。この分野では様々なNPOやボランティア団体も多く、そうした組織を活用すれば、特別の組織は不要に思ふ。</p>		
評価 など表 の記 評入 価方 法	<p>設立1年目で過去との比較ができないせいもあるが、全体に自己評価が甘い。「計画性がない」との指摘は正しく、この組織の必要度が徹底的に議論されなかった証左ともいえよう。また人件費率が半分を占める組織のあり方も問題提起されてよいのではないか。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針	
<p>杉並区が制約上行えないような事業（友好都市への観光・産業交流誘致といった民間交流、緊急性・匿名性の高い在留外国人のための生活相談指導等）を担っています。</p> <p>文化・交流をめぐる環境の変化に対応し、杉並区文化・交流協会の文化部門、交流部門それぞれが特性を活かし、更なる発展を目指すため分離・独立したものであり、その専門性を活かすことができます。</p> <p>交流協会職員は、協会事業に積極的に寄与する意欲があり、交流事業及び多文化共生の推進について豊富な知識及び経験を有し、職務を円滑に遂行する能力を有する者を協会独自で採用しています。</p> <p>平成20年度中に「中長期計画」を策定し、翌21年度から3ヵ年ごとに見直しを行い計画の修正をしていながら、補助金依存体質からの脱却を図ります。</p> <p>事業をより円滑に実施していくため、協会の法人化について検討を行い、組織基盤の強化を進めます。</p> <p>国際交流活動を行っている他のNPO団体やボランティア団体とも協働し行っている事業（平成18年度実施の日印交流年記念事業等）も実施しているが、今後もその継続・拡充を行いながら、より一層の事業費・人件費の削減を図ります。</p>	

団体名		杉並師範館	担当部課	教育委員会事務局庶務課
事業目的	<p>気高い精神と卓越した指導力を持った人間力豊かな教師を養成することにより、杉並区の新しい学校づくりに寄与し、もって日本の教育再興の礎になることを目的とする。</p>		顧客	<p>杉並区立小学校の教員(区が独自に採用)を目指す者で、次の(1)から(3)までの全てに該当する者(第一期生)</p> <p>(1) 昭和42年4月2日以降に出生した者、(2) 小学校教諭普通免許状を有する者又は平成19年4月1日までに取得見込みの者、(3) 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(欠格事由)に該当しない者</p>
事業内容	<p>杉並師範館は、「教育は人なり」を信条とし、熱意あふれる教師を地域で責任を持って養成していくための教師養成塾である。入塾に対する選抜基準、方法、教育方針、年次計画(カリキュラム、授業)等については、杉並区教育委員会との協定に基づき、連携協議しながら実施している。</p> <p>育成カリキュラム(4本柱:年間3ステージ制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義(人間力を磨く) ・演習(指導力、授業力を磨く) ・特別教育実習(現場で学ぶ・子どもと学ぶ) ・合宿、体験活動(学び合い・高め合い) <p>区独自教員として採用</p> <p>4月に入塾した塾生は、12月に区教委が実施する採用選考に合格し、卒塾することで翌年4月から区独自採用の教員として区立小学校に配属される。</p> <p>募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入塾説明会、個別相談会 ・大学説明会 ・授業公開 			
内部評価 (三次評価)	<p>平成17年度に比べ平成18年度は入塾希望者が減少している。認知度をさらに向上させるため、PR方法などを検証し、入塾希望者の増加を図るとともに、選抜方法の検証等により一層質の高い塾生の確保に努める必要がある。</p> <p>30人程度学級の実施、教科担任制など重要な教育課題に戦略的に対処していくため、中長期計画を策定していく必要がある。</p> <p>杉並区の教員を育成するという目的から受講料は実質的に徴収しておらず、補助金収入依存度の高さはやむを得ない側面がある。しかしながら、管理費等の削減や独自財源の確保などの効率的な運営については引き続き努力していく必要がある。</p> <p>今後卒塾生の学校現場での状況等を検証し、成果と課題を明らかにしたうえで、カリキュラムや指導体制について一層の充実に努めていく必要がある。</p>			
外部評価				
経営状況に 対する評価	<p>杉並区としての先駆的事业であり、長期的な波及効果をねらったものであることはわかるが、具体的には、一般の東京都採用職員との関係(給料や任用や異動など)をどのように位置づけるか、30人学級等重要課題に対応するために配属したときに、教育全体にどのような波及効果が期待されるのか、師範塾卒業生の教育・訓練フォローアップと資格認定を行うのかどうか、など中・長期的な観点からの課題がありそうである。これらがまだ明らかでないことや、塾の卒業生を1回送り出した今日の段階では、成果の評価はまだ早い。補助金依存度の高さは、本事業が事実上の直営事業(高等教育機関の運営)ととしてスタートしているものと考えられるので当然の結果である。ただし、今後は独立行政法人的な運営(団体の自主的な運営と成果の管理)を行うことが望ましいと思われる。</p>			
評価 など表 の記 入 評価 方法	<p>卒業生が区内小学校に配属されて、教育全体に与えた波及効果をとらえる成果指標が複数(最低3つ)必要である。なぜならば、本事業は、塾の卒業生が杉並区の教員になったことをもって終わるのではなく、教育の質と量にいかなるインパクトを与えたかをもって測定されるべきものだからである。</p>			

外部評価に対する所管の対処方針	
<p>外部評価委員が示した中・長期的な課題、運営面について、解決していく必要があります。</p> <p>杉並区の教育向上のため、教育委員会と一体となり、卒塾生の学校現場での状況等を検証し、波及効果など成果と課題を追求、現状のカリキュラムや指導体制に対して、具体的に何が必要なのか、改善点は何かを明らかにしていきたいと考えています。また、成果指標については、杉並区の教育を向上させていく大きな観点から、見直しについて検討していきます。</p> <p>運営面について、独立した運営は現時点では困難と考えています。今後は、独自財源の確保も視野に入れ、引き続き効率的な運営について努力していきます。</p>	

6 行政評価に対する総括意見

<p>政策・施策、経営評価の外部評価について</p>	<p>今回の外部評価に当たっては、あえて、杉並区は公共サービスの供給主体であるというだけでなく、市場経済や人口動態の中におかれたプレーヤーの一つである（住民は常に流動しており、永遠の杉並区民という実態はない）という視点、日本全体の中での自治体との比較のなかで、地方分権化への道程は如何という視点を持ち込んだ。すなわち杉並区の行政評価にあらわれたパフォーマンスの良さの裏に、日本経済と社会の大きな地殻変動をよみとるとともに、日本全体の地方分権を進展させるため杉並区役所はいかなる役割を果たすべきかという判断基準を持ち込んだつもりである。今後とも、こうした広い視野を持って杉並区役所の行政サービスの改善と行政システムの改革を行ってもらいたいと考えている。</p> <p>全体的な印象論ではあるが、「数合わせ」的な施策目標が多いような気がする。もちろん、数値目標は有効で重要な手段ではあるが、その数字に引きずられているような表現や意識が垣間見える。区民を対象にしたアンケート調査でも「数字」に満足している内部評価が見られる。本質論に迫ることは難しい面もあるが、区民の満足度を単なる数量面だけでなく、質の面からもとらえる努力が望まれる。一方、外部評価委員会の指摘がその後の行政や施策にどの程度反映されているか見にくい点も今後の課題である。</p> <p>財団等の経営評価表においても事務事業評価表と同じく、委託費や投資的経費等の内訳が判明すると経営評価がより充実すると考える。</p> <p>区民アンケート調査結果の評価については、実際に施策の受益者あるいは利用経験があるかなどの属性の違いがどのように影響しているかについても分析することが望まれる。</p>
----------------------------	---

<p>杉並区の行政評価制度について</p>	<p>行政評価制度の意義をあらためて問うならば、基本は、内部評価により業務の改善や資源配分の改善をうながすための仕組みなのである。外部評価は、所掌事務としていることによる内部評価の制約（上位目標との関連が希薄になりがちで自画自賛になりやすい）を克服しようという努力であるが、これは理想にむけての不断の努力の過程でしかない。すこしでも前進するためには、内部評価と外部評価とのコミュニケーションが成り立っているか、内部評価と外部評価の全体的な評価結果が区民によってどの程度モニターされているか、事案決定権限をもつ議会の議員のみなさんに活用されているか、という3点を点検する必要があると思う（そのようなレベルに杉並区の行政評価が到達したということ）。第1点目が外部評価委員として意味のある注文ができそうである。外部評価委員は、市民の視点、専門家の視点、他団体との比較の視点などから、内部評価にコメントするわけであり、その意味で内部評価よりも抽象的で普遍性のありそうな意見となる（もっと具体的に掘り下げたい気持ちもあるが、必ずしもそれがいいわけではない）。これに対して、内部評価は、現実とは違うという視点ではなくつねに普遍性へのアクセスを絶やさないという視点で外部評価とのコミュニケーションをとる必要があるとおもう。（外部評価委員も同じことを努力したい）</p> <p>こうした制度自体は必要と思われるが、その効果と活用策について新たな展開があってもよいだろう。行政の監視、チェックという点では議会があり、監査制度などにゆだねるとして、行政評価は良い点、さらに伸ばす点という視点も必要だろう。評価や監査というと、とかくマイナス面をとりあげることが多いが、段階的な評価を取り入れてもよいだろう。</p> <p>区民の意向や問題提起が明確となる区民アンケートの一層の充実を望む。</p> <p>評価と予算・決算との連動をはかるなど進展がみられる。ただし、予算や政策への反映として方向性はあくまでも活動としてあらわれるから、成果よりもサービスの質や量の変化として設定したほうが妥当と思われる。成果と資源投入の因果関係は特定化が困難であるから。</p>
-----------------------	--

その他（協働等の推進、区の対処方針、区政全版についてなど）

各部局の行政評価担当者との意見交換会は、行政評価の実際を知る上で大いに意味がありました。またこのような機会を作っていただきたいと思います。逆に、内部評価担当者は外部評価委員に何を期待するの、内部評価担当者は予算部局に何を期待するの、内部評価担当者は区議会議員に何を期待するの、を聞いてみたいと思います。

2年間評価委員をしていて、区側からの施策や政策についての説明が少ないように感じました。評価を行う場合には資料やデータに頼るだけで、実態や現場を知らないまま評価しているようなこともあり、内心忸怩たる思いも現実にはある。できれば、問い合わせの窓口が簡単なレクチャーをしてもらうようにしたほうが、より適格な評価ができるのではないかと考える。

協働等の推進を検討すべき事業はまだある。協働等になじまない事業の性質及び仕事量を客観的に測定の上、人員配置をし、区職員の専門性を高めることが望まれる。指名競争入札において、見積を指名業者からとることは公平性に反する。また、業者が長期に同一物件を担当すると、癒着や談合が生ずる可能性がある。一定年以上担当している業者を指名業者から外すことや一般競争入札の長期継続契約の検討が望まれる。

資料編

資料 1	政策・施策の体系	86
資料 2	外部評価委員会委員名簿	88
資料 3	平成 19 年度外部評価委員会の活動	88
資料 4	杉並区外部評価委員会設置要綱	89

【資料1】 政策・施策の体系

外部評価の評価対象(網掛けは評価を実施した政策・施策。 は区民アンケート対象施策)

分野番号	分野	政策番号	政策	政策評価表作成課	施策番号	施策	施策担当課	事務事業数
1	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう ~くらしと環境が調和するまち 安全・安心分野	1	良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために	都市整備部 都市計画課	2	適正な土地利用と住環境の整備	都市整備部都市計画課	20
					3	住民参加のまちづくり	都市整備部まちづくり推進課	2
					4	都市機能の充実	都市整備部拠点整備担当課	2
					5	道路交通体系の整備	都市整備部建設課	31
					6	交通安全の推進	都市整備部交通対策課	22
					7	自転車問題の解決	都市整備部交通対策課	9
					8	住宅施策の推進	都市整備部住宅課	19
					9	災害に強い都市の形成	都市整備部まちづくり推進課	10
		10	水害対策の推進	都市整備部建設課	6			
		11	防災力の向上	危機管理室防災課	22			
		2	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう ~くらしと環境が調和するまち みどり・環境分野	3	うるおいのある美しいまちをつくるために	都市整備部 みどり公園課	12	水辺とみどりの保全・創出
13	公園づくり						都市整備部みどり公園課	11
14	まちの景観づくり						都市整備部まちづくり推進課	5
15	環境美化の推進						環境清掃部環境課	4
4	環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために			環境清掃部 環境課	16	環境施策の枠組みづくり	環境清掃部環境課	5
					17	ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	環境清掃部清掃管理課	10
					18	環境配慮行動の推進	環境清掃部環境課	9
					19	公害の防止	環境清掃部環境課	13
20	ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	環境清掃部清掃管理課	13					
3	やさしさを忘れず共に生きるまちをつくらう ~安心して健やかにくらすまち 健康・福祉分野	5	健康を支えるまちづくりのために	保健福祉部 杉並保健所 健康推進課	22	健康なまちづくりの推進	保健福祉部地域保健課	16
					23	生涯を通じた健康づくりの支援	保健福祉部健康推進課	20
					24	保育の充実	保健福祉部保育課	20
		6	子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために	保健福祉部 子育て支援課	26	地域子育て支援の充実	保健福祉部子育て支援課	22
					27	障害児の支援の充実	保健福祉部障害者施策課	14
					28	子どもの育成環境の整備	保健福祉部児童青少年課	13
					30	高齢者の社会参加と交流の拡大	保健福祉部高齢者施策課	16
		7	共に生きるまちをつくるために	保健福祉部 管理課	31	高齢者の地域社会での介護予防と自立支援	保健福祉部介護予防課	23
					32	介護保険サービスの基盤整備	保健福祉部高齢者施策課	36
					33	障害者の社会参加や就労機会の拡大	保健福祉部障害者施策課	39
					34	障害者の地域社会での自立支援	保健福祉部障害者施策課	38
					35	地域福祉の基盤整備	保健福祉部管理課	27
					36	生活の安定と自立への支援	保健福祉部福祉事務所	7
37	国民健康保険及び国民年金の運営				保健福祉部国保年金課	13		
8	安心してくらするために	保健福祉部 杉並保健所 地域保健課	39	地域医療体制の整備	保健福祉部地域保健課	6		
			40	健康を支える仕組みづくり	保健福祉部生活衛生課	17		
			41	安全で明るい地域社会づくり	政策経営部危機管理対策課	5		

分野 番号	分野	政策 番号	政策	政策評価表作成 課	施策 番号	施策	施策担当課	事務 事業 数	
4	みどりの産業で元気のでる都市をつくらう ～活力とにぎわいのあるまち 産業経済・ 区民生活分野	9	環境と共生する産業の育成のために	区民生活部 産業振興課	43	産業振興の基盤整備	区民生活部産業経済課	9	
					44	新しい産業の育成・支援	区民生活部産業経済課	4	
		10	商店街の活性化のために	区民生活部 産業振興課	45	魅力ある商店街づくり	区民生活部産業経済課	6	
		11	都市農業の育成のために	区民生活部 生活経済課	47	新しい都市農業の推進	区民生活部産業経済課	6	
		12	多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために	区民生活部 産業振興課	48	働くひとびとの条件整備	区民生活部産業経済課	2	
		23	区民生活を支える基盤整備	区民生活部 区民課	81	区民生活の情報基盤整備	区民生活部区民課	9	
5	未来を拓く人をつくらう ～生涯にわたって学びあう 自律・教育分野	13	魅力ある学校教育のために	教育委員会事務局 済美教育センター	52	教育施策の執行体制の確保	教育委員会事務局庶務課	5	
					53	豊かな学校教育づくり	教育委員会事務局済美教育センター	27	
					54	児童・生徒の健康維持及び安全の確保	教育委員会事務局学務課	5	
					55	教育施設の整備・充実	政策経営部管轄課	7	
					56	学校教育の環境整備	教育委員会事務局庶務課	14	
					57	多様な教育機会の提供	教育委員会事務局学務課	9	
					58	就学のための経済的支援	教育委員会事務局学務課	5	
					59	学校運営への参画	教育委員会事務局教育改革推進課	8	
		14	地域に開かれ、支えられた教育のために	教育委員会事務局 教育改革推進課	60	地域への学校開放	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	5	
					61	家庭における教育力の向上	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	1	
		15	生涯学習の推進のために	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課	62	生涯学習環境の整備・充実	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	26	
					63	図書館サービスの充実	教育委員会事務局中央図書館	14	
					64	消費者行政の充実	区民生活部産業経済課	7	
					65	文化・芸術活動の推進	区民生活部文化・交流課	13	
16	地域文化の創造のために	区民生活部 文化・交流課	66	文化・芸術活動の基盤整備	教育委員会事務局郷土博物館	5			
			67	地域活動の推進	区民生活部地域課	13			
17	ふれあいと参加の地域社会をつくるために	区民生活部 地域課	68	交流と平和の推進	区民生活部文化・交流課	5			
			69	男女共同参画社会に向けた環境整備	区民生活部男女共同参画推進担当課	5			
			70	内部事務等の適正かつ効率的な執行	政策経営部総務課	16			
6	21世紀ビジョンの実現に向けて 区政経営分野	18	区政を支える基盤整備	政策経営部 企画課	72	行政財産の適切な取得・運営及び維持管理	政策経営部経理課	9	
					73	政治意識の高揚と政治参加の促進	選挙管理委員会事務局	7	
					78	効率的で効果的な組織・体制づくり	政策経営部職員課	8	
					83	危機管理体制の強化	政策経営部危機管理対策課	1	
					74	区民と行政の協働	政策経営部区政相談課	9	
		19	区民と行政の協働	政策経営部 区政相談課	75	創造的な政策形成と行政改革の推進	政策経営部企画課	3	
					76	財政の健全化と財政基盤の強化	政策経営部財政課	8	
		20	創造的で開かれた自治体経営	政策経営部 企画課	77	区民に身近で開かれた行政運営	政策経営部広報課	11	
					82	区政相談等の充実	政策経営部区政相談課	1	
					79	地域と行政の情報化	政策経営部情報システム課	2	
21	地域と行政の情報化	政策経営部 情報システム課	79	地域と行政の情報化	政策経営部情報システム課	2			
政策番号22及び施策番号1、21、25、29、38、42、46、49、50、71、80番は欠番								計	857

【資料2】外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
すぎもとてつや 杉本哲也	(株)日経ビルサービス 常務取締役
なかむらきょうこ 中村香子	日本公認会計士協会 東京会杉並会副会長
めかたもとこ 目加田説子	中央大学総合政策学部教授
やまもときよし 山本清	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よしかわとみお 吉川富夫	公立大学法人県立広島大学学長補佐・経営情報学部教授 (財)地方自治総合研究所協力委員

は会長

【資料3】平成19年度外部評価委員会の活動

回	日 程	議 事
第1回	平成19年11月5日	(1)平成19年度行政評価に対する外部評価について (2)平成19年度財団等経営評価に対する外部評価について (3)行政評価表作成職員等に対するヒアリングの実施について
第2回	平成19年12月7日	(1)平成18年度入札及び契約に関する外部評価について
第3回	平成20年2月7日	(1)平成19年度行政評価に対する外部評価について (2)個別外部監査テーマ候補の推薦について

【資料4】

杉並区外部評価委員会設置要綱

平成14年9月6日
杉政企発第 77号

(設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

歩きながら、**元気と文化**が、**すぎなみ**
生まれる街。

平成19年度
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

19-0150

平成20年3月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>